神戸市太陽光発電施設等の適正な設置
及び維持管理に関する条例

太陽光発電施設の許可申請及び届出等の手引き

令和８年 10 月

神戸市環境局

※法令等の略称

本手引きにおいては，法令等について下記の省略名で表記しています。

条　例：神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成 30 年 12 月条例第 14 号）※令和２年７月・令和７年７月一部改正

規　則：神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則（平成 31 年４月規則第１号）※令和２年７月・令和７年７月一部改正

再エネ特措法：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）

兵庫県条例：太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年３月 23 日兵庫県条例第 14 号）

〈枠線の凡例〉

：　条例による規定

：　規則による規定

：　重要事項等

：　参考情報等

目　次

第１章　全般的事項 1
　１　本条例の目的（条例第１条） 2
　２　定義（条例第２条） 3
　３　事業者・土地所有者等の責務（条例第４条・第５条） 6
　４　条例の全体構成図 7
　５　条例手続の標準的な流れ 9
　６　設置手続の流れ 11
　７　既存施設に対する本条例の適用について 14
第２章　設置・変更手続 21
　１　禁止区域（条例第６条） 22
　２　関係法令等の手続（条例第６条の２） 25
　３　事前協議（条例第６条の３） 26
　４　近隣関係者への説明（条例第７条） 33
　５　特定事業の実施に係る許可 37
　　（１）許可を要する区域（条例第８条） 37
　　（２）特定事業の実施に係る許可（条例第８条） 43
　　（３）許可の基準（条例第９条） 50
　　（４）事業計画の変更の許可等（条例第 10 条） 51
　　（５）特定施設の設置の完了検査（条例第 11 条） 56
　　（６）許可の取消し（条例第 12 条） 58
　６　特定事業の実施に係る届出 59
　　（１）特定事業の実施に係る届出（条例第 13 条） 59
　　（２）事業計画の変更に係る届出等（条例第 14 条） 66
　　（３）特定施設の設置の完了に係る届出（条例第 15 条） 70
　７　特定事業の承継（条例第 18 条） 72
第３章　維持管理・廃止手続 74
　１　特定施設設置完了後の定期報告（条例第 16 条） 75
　２　特定施設の廃止に係る届出（条例第 17 条） 80
第４章　廃棄等費用の確保及び管理・損害賠償責任保険への加入 82
　１　廃棄等費用の確保及び管理（条例第 19 条） 83
　２　廃棄等費用の確保等に係る公表（条例第 20 条） 86
　３　保証金の使途（条例第 21 条） 87
　４　質権設定契約の解除等（条例第 22 条） 88
　５　損害賠償責任保険への加入（条例第 23 条） 89
第５章　その他 90
　１　報告の徴収及び立入調査（条例第 24 条） 91
　２　指導及び助言（条例第 25 条） 91

３　勧告（条例第 26 条）..... 92
４　公表（条例第 27 条）..... 93
５　命令（条例第 28 条）..... 93
６　過料（条例第 29 条）..... 94
第６章　施設基準の解説..... 95
１　特定施設の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項に係る基準..... 96
（１）　地盤の安定性の確保..... 96
（１－１）特定工作物が設置される地盤の勾配..... 97
（１－２）擁壁の設置..... 97
（１－３）地盤や法面について講ずる措置，擁壁の設置・構造等に関する技術的基準..... 98
（１－４）特定工作物が設置される地盤の小段又は排水施設の設置基準..... 99
（１－５）特定工作物が設置される地盤の浸食や崩壊防止対策..... 100
（１－６）事業区域内の地盤の適正な排水勾配の設置..... 101
（１－７）ため池に設置する場合の基準..... 102
（２）排水施設の設置..... 103
（２－１）排水施設の能力及び構造..... 104
（２－２）排水施設の構造及び沈砂池の設置..... 106
（２－３）調整池の設置..... 107
（３）工事中における災害の発生の防止..... 108
２　特定施設の構造の安全性に関する事項に係る基準..... 109
（１）通則 - 太陽光発電施設..... 109
（1－1）通則..... 109
（１－２）基礎..... 113
（１－３）太陽電池モジュール..... 117
（１－４）耐久性..... 118
（２）通則 - 蓄電所..... 119
（２－１）通則..... 119
（２－２）蓄電池の設置..... 119
（２－３）雨水侵入の防止..... 119
（２－４）耐久性..... 119
（３）がけの上方の土地にある場合の基準..... 120
３　事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項に係る基準..... 122
（１）緑地の保全..... 122
（２）緑地率..... 123
（３）法（のり）面の緑化..... 124
（４）遮蔽又は緩衝措置..... 124
（５）独立峰等の景観..... 125
（６）水面の景観・水中の生態系への配慮..... 125
（７）反射光..... 126

（８）色彩 127
（９）材料 127
（10）騒音・振動 128
４　特定施設の維持管理の方法及び特定施設を廃止した後において行う措置に関する事項に係る基準 130
（１）保守点検・維持管理 130
（２）維持管理費用の確保 132
（３）廃棄等費用の積立 132
（４）撤去時の措置 133
第７章　様式集 135
窓口一覧 174

第１章　全般的事項

１　本条例の目的（条例第１条）

太陽光発電施設は，平成 24 年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降，導入容量・件数が急速に増加してきましたが，不十分な設計・施工の事例や，立地地域でのトラブル，山林伐採による自然破壊，事業終了後のパネル放置に係る懸念等が全国的な課題となっています。

そのため，災害防止，自然環境の保全などの観点から，地上に設置する太陽光発電施設について，適正な設置及び維持管理が担保出来る施設のみを認めることで，太陽光発電施設の安全性・信頼性を高めるとともに，自然環境及び生活環境の保全を図るための新しい条例として「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を平成 30 年 12 月に公布し，令和元年７月１日に施行しました。

また，令和２年７月１日に同条例及び施行規則を一部改正し，大規模な太陽光発電施設について，施設の廃棄等費用の事前確保・損害賠償責任保険への加入・森林保全に関する基準の強化等を，また新たに設置する全ての太陽光発電施設について，防災に関する基準の強化を義務付けました。（令和２年 10 月１日施行）

さらに、太陽光パネルの大量廃棄、パネルのリサイクル費用の確保、大型の系統用蓄電池を活用した蓄電事業の出現など、条例制定後に生じた新たな課題に対応し、安全な市民生活および良好な自然環境を維持するため、令和７年３月３１日に同条例及び施行規則を一部改正し、規制対象区域の拡大・施設の追加、保証金の額・対象事業の見直し、許可申請時の手続・記載事項の追加、許可要件等の強化等を行いました。（令和７年７月１日施行）

２　定義（条例第２条）

（１）太陽光発電施設

太陽光発電施設とは，太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等）及びその附帯施設（パワーコンディショナーや接続箱等の附帯設備を含む。）をいい，それらを設置及び維持管理するために必要な土地も含むものとします。（送電に係る柱等の設備は含みません。）

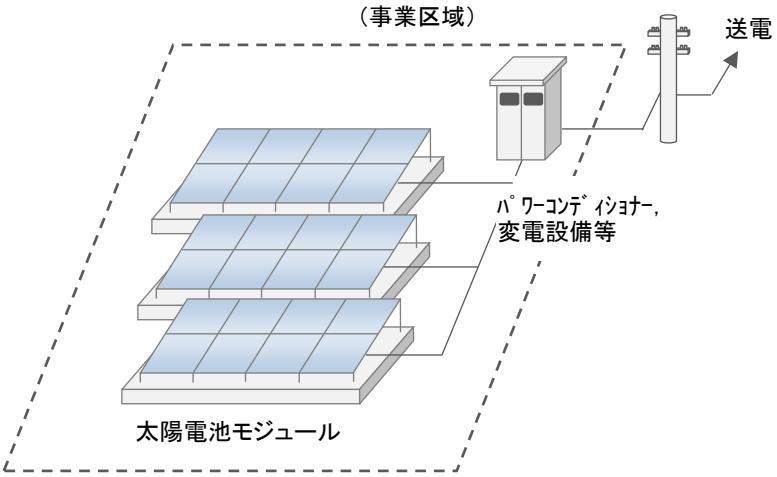

太陽光発電施設のイメージ

（２）蓄電所

蓄電所とは，蓄電池及びその附帯施設をいい，それらを設置及び維持管理するために必要な土地も含むものとします。

（電気設備に関する技術基準を定める省令第１条第１項第４号）
「蓄電所」とは、構外から伝送される電力を構内に施設した電力貯蔵装置その他の電気工作物により貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数でさらに構外に伝送する所（同一の構内において発電設備、変電設備又は需要設備と電気的に接続されているものを除く。）をいう。

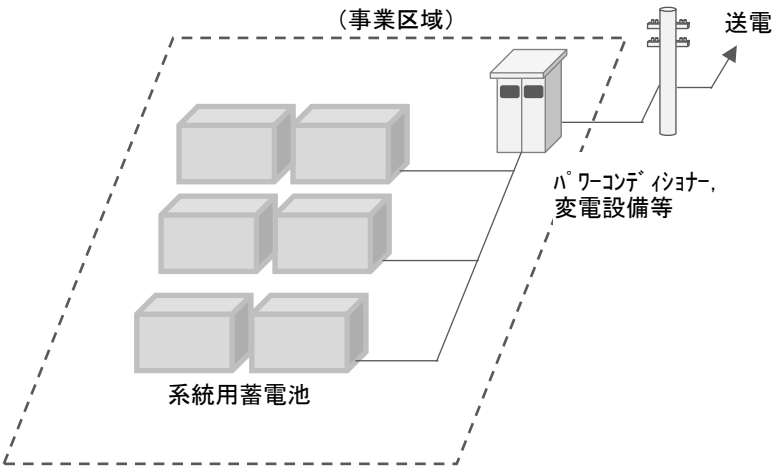

蓄電所のイメージ

（３）特定施設

特定施設とは，発電出力が 10 キロワット以上の太陽光発電施設（次の①、②のいずれかに該当するものを除くもの）及び出力１万キロワット以上又は容量８万キロワット時以上の蓄電所をいいます。

① 建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第１号に規定する建築物をいう。）の屋根，壁面又は屋上のいずれかに設置するもの

② 電気事業者その他の者に電気を供給しないもの

（４）特定工作物

特定工作物とは，太陽光発電施設（蓄電所）のうち，太陽光を電気に変換する設備（蓄電所においては蓄電池）及びその附帯施設を併せたものをいい，事業区域内の土地は除くものとします。

〇条例対象外の太陽光発電施設

① 建築物の建築にあわせて太陽光発電施設を設置する場合，土地の形質変更については都市計画法に基づく開発許可申請が，建築物及び太陽光発電施設については建築基準法に基づく建築確認申請が行われるため，条例で規定する施設基準と同等の安全性等が担保されます。また，建物と一体的に設置されることにより，建物の所有者等によって日常的に管理されると考えられます。これらより，建築基準法第２条第１号に規定する建築物の屋根，壁面又は屋上に設置される太陽光発電施設を除外しています。

② 事業者が太陽光発電施設で発電した電気を，固定価格買取制度を利用せず全量自家消費するような場合，事業者によって太陽光発電施設が日常的に管理されると考えられます。そのため，電気事業者その他の者に電気を供給しない太陽光発電施設を除外しています。

（５）特定事業

特定事業とは，次に掲げる事業をいいます。

① 特定施設の設置を行う事業

特定施設の設置を行う事業とは，特定施設の設置に関する工事をいい，設置に伴う木竹の伐採，切土，盛土その他の造成工事を含みます。

② 特定施設を維持管理する事業

特定施設を維持管理する事業とは，特定施設による発電・蓄電を開始してから発電・蓄電を終了するまでの間，特定施設の維持管理に必要な行為をいい，特定施設を設置する事業区域の維持管理を含みます。

③ 特定施設の廃止に関する事業

特定施設の廃止に関する事業とは，特定施設で発電・蓄電した電気の電気事業者その他の者への供給が終了した後，特定施設の撤去，適正処理や，事業区域であった土地における整地，緑化，修景などの措置を含みます。

（６）事業者

事業者とは，特定施設の設置者や管理者をいいます。

・設置者：特定施設の設置を行う者を指します。再エネ特措法の認定を受けた事業者や電気事業法に基づく発電事業届出書の届出者が一般に該当するものと考えられます。

・管理者：特定施設を維持管理する者で，設置者から委託を受け，又は事業を受け継いで特定施設を維持管理する者を指し，設置者が引き続き管理者となる場合も含むものとします。なお，特定施設が設置されている土地の管理者も含むものとします。

※国等の機関については，当然の責務として，太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理が積極的に図られるべきものと考え，本条例の手続を不要としています。
また，国及び地方公共団体以外の法人として，次に掲げる法人もこれらと同等に扱うこととします。

〈事業者から除外される法人（規則第２条）〉

① 独立行政法人都市再生機構
② 地方住宅供給公社（都道府県及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 に規定する指定都市が設立したものに限る。）
③ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
④ 独立行政法人空港周辺整備機構
⑤ 土地開発公社（都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 に規定する指定都市が設立したものに限る。）
⑥ 日本下水道事業団
⑦ 前各号に掲げるもののほか，市長が特に認める者

（７）事業区域

事業区域とは，特定施設を設置及び維持管理する上で必要となる土地の区域であり，道路（建築基準法第 42 条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道）から施設までの進入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理道等）や敷地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁，排水施設等を含む。）も含みます。

事業区域の土地について，道路や水路等が確認された場合には，その管理者と協議の上，必要な手続き等を行ってください。公道の有無については，『神戸市認定路線網図』（※「神戸市情報マップ（https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal)」-都市計画・まちづくり-認定路線網図）でもご参照いただけます。

なお，ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の事業区域の範囲は，水面に設置する太陽電池モジュール（フロート部分を含む。）の水平投影面積に，陸上の附帯施設等が設置されている土地を加えた区域とします。

３　事業者・土地所有者等の責務（条例第４条・第５条）

（１）事業者の責務（条例第４条）

① 関係法令の遵守，災害発生の防止，良好な自然環境・生活環境の保全

事業者は，電気事業法，再エネ特措法，森林法等の関係法令を遵守するとともに，災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を講じなければなりません。

② 施設基準の遵守

建築基準法や都市計画法の適用を受けない太陽光発電施設・蓄電所については，土地の形質変更に伴う防災機能の低下，緑地面積の低下，反射光による住環境の悪化等への対応が課題となっています。

このため，防災上の措置に関する事項，施設の構造安全性に関する事項，自然環境及び生活環境の保全に関する事項，維持管理や廃止後の措置等に関する事項について，施設基準を設けています。

事業者は，特定事業の実施にあたって，施設基準を遵守しなければなりません。

施設基準の具体的な説明については，第６章に示しています。

③ 維持管理や廃止に要する費用の確保

事業者は，計画的に資金を積み立てることその他の方法により，特定施設の維持管理や，発電事業終了後の特定施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理を行うために必要な費用（「廃棄等費用」と言います。）を確保しなければなりません。

（２）土地所有者等の責務（条例第５条）

土地所有者及び占有者の責務として，災害の発生を助長し，又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者に対して，当該土地を使用させることのないように努めなければならないことを定めています。

４　条例の全体構成図

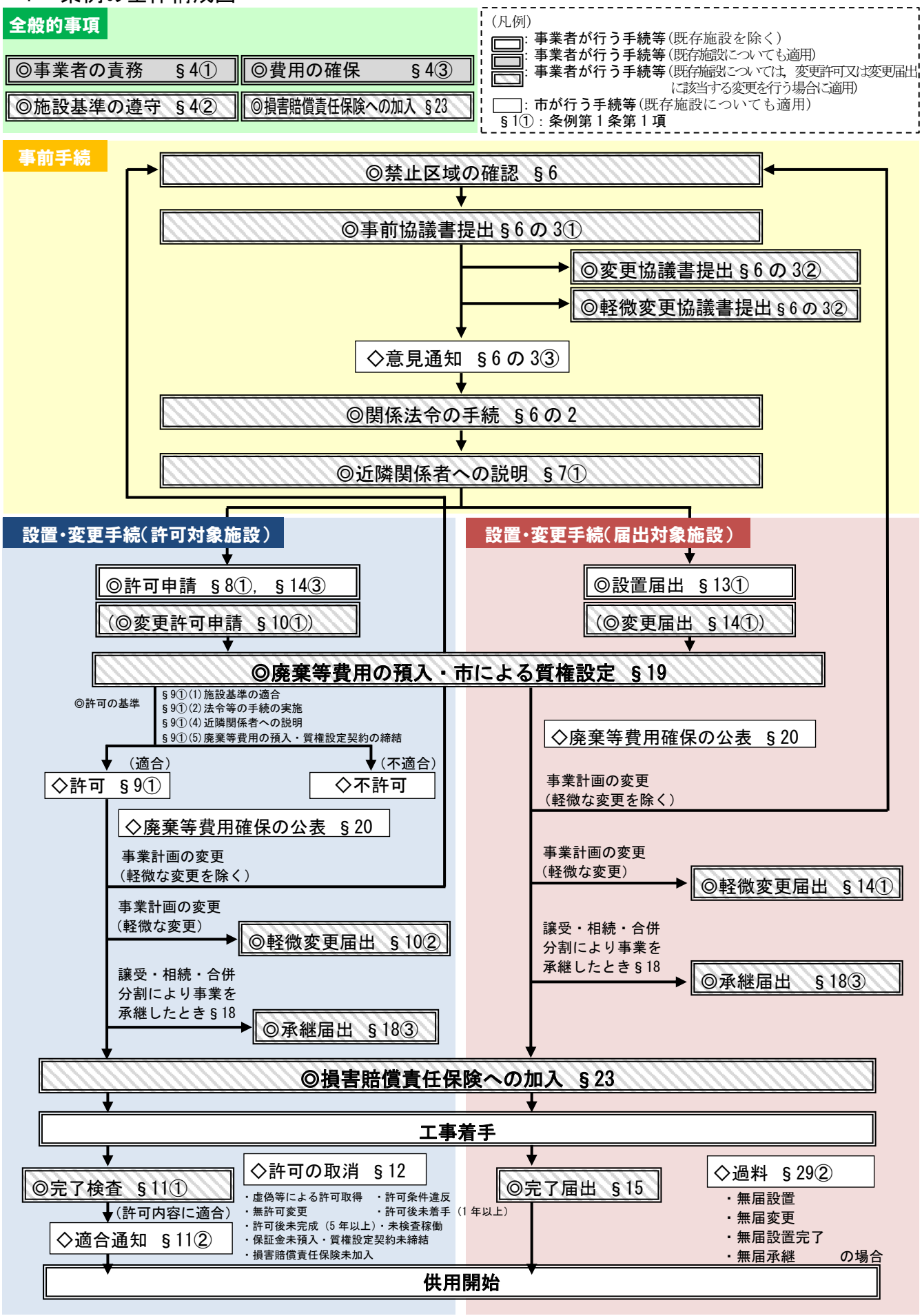
全般的事項
◎事業者の責務　§4①
◎費用の確保　§4③
◎施設基準の遵守　§4②
◎損害賠償責任保険への加入　§23
（凡例）
：事業者が行う手続等（既存施設を除く）
：事業者が行う手続等（既存施設についても適用）
：事業者が行う手続等（既存施設については，変更許可又は変更届出に該当する変更を行う場合に適用）
：市が行う手続等（既存施設についても適用）
§1①：条例第１条第１項
事前手続
◎禁止区域の確認　§6
◎事前協議書提出§6の3①
◎変更協議書提出§6の3②
◎軽微変更協議書提出§6の3②
◇意見通知　§6の3③
◎関係法令の手続　§6の2
◎近隣関係者への説明　§7①
設置・変更手続（許可対象施設）
◎許可申請　§8①，§14③
（◎変更許可申請　§10①）
設置・変更手続（届出対象施設）
◎設置届出　§13①
（◎変更届出　§14①）
◎廃棄等費用の預入・市による質権設定　§19
◎許可の基準
§9①(1)施設基準の適合
§9①(2)法令等の手続の実施
§9①(4)近隣関係者への説明
§9①(5)廃棄等費用の預入・質権設定契約の締結
（適合）
（不適合）
◇許可　§9①
◇不許可
◇廃棄等費用確保の公表　§20
事業計画の変更（軽微な変更を除く）
事業計画の変更（軽微な変更）
◎軽微変更届出　§10②
譲受・相続・合併分割により事業を承継したとき§18
◎承継届出　§18③
◇廃棄等費用確保の公表　§20
事業計画の変更（軽微な変更を除く）
事業計画の変更（軽微な変更）
◎軽微変更届出　§14①
譲受・相続・合併分割により事業を承継したとき§18
◎承継届出　§18③
◎損害賠償責任保険への加入　§23
工事着手
◎完了検査　§11①
（許可内容に適合）
◇適合通知　§11②
◇許可の取消　§12
・虚偽等による許可取得
・許可条件違反
・無許可変更
・許可後未着手（1年以上）
・許可後未完成（5年以上）・未検査稼働
・保証金未預入・質権設定契約未締結
・損害賠償責任保険未加入
◎完了届出　§15
◇過料　§29②
・無届設置
・無届変更
・無届設置完了
・無届承継　の場合
供用開始

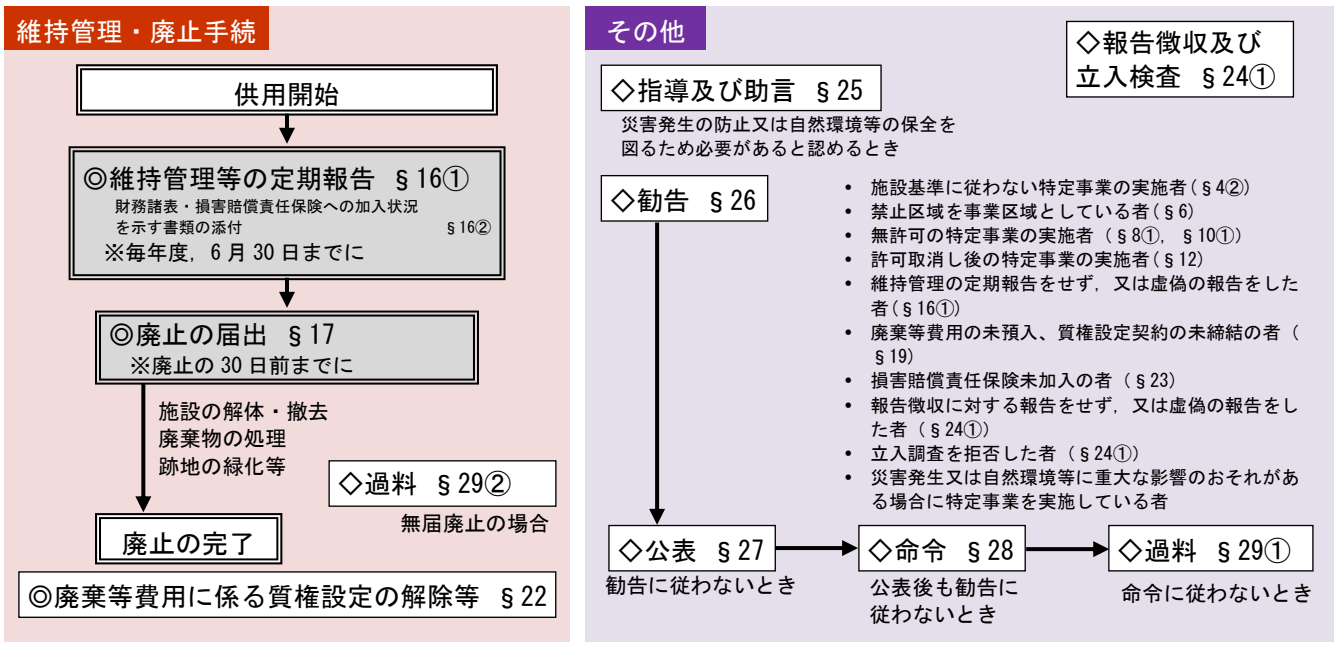
維持管理・廃止手続
供用開始
◎維持管理等の定期報告　§16①
財務諸表・損害賠償責任保険への加入状況を示す書類の添付　§16②
※毎年度，6 月 30 日までに
◎廃止の届出　§17
※廃止の 30 日前までに
施設の解体・撤去
廃棄物の処理
跡地の緑化等
◇過料　§29②
無届廃止の場合
廃止の完了
◎廃棄等費用に係る質権設定の解除等　§22
その他
◇報告徴収及び立入検査　§24①
◇指導及び助言　§25
災害発生の防止又は自然環境等の保全を図るため必要があると認めるとき
◇勧告　§26
施設基準に従わない特定事業の実施者（§4②）
禁止区域を事業区域としている者（§6）
無許可の特定事業の実施者（§8①，§10①）
許可取消し後の特定事業の実施者（§12）
維持管理の定期報告をせず，又は虚偽の報告をした者（§16①）
廃棄等費用の未預入、質権設定契約の未締結の者（§19）
損害賠償責任保険未加入の者（§23）
報告徴収に対する報告をせず，又は虚偽の報告をした者（§24①）
立入調査を拒否した者（§24①）
災害発生又は自然環境等に重大な影響のおそれがある場合に特定事業を実施している者
◇公表　§27
勧告に従わないとき
◇命令　§28
公表後も勧告に従わないとき
◇過料　§29①
命令に従わないとき

５　条例手続の標準的な流れ

（１）新規施設を設置する場合又は事業計画を変更する場合

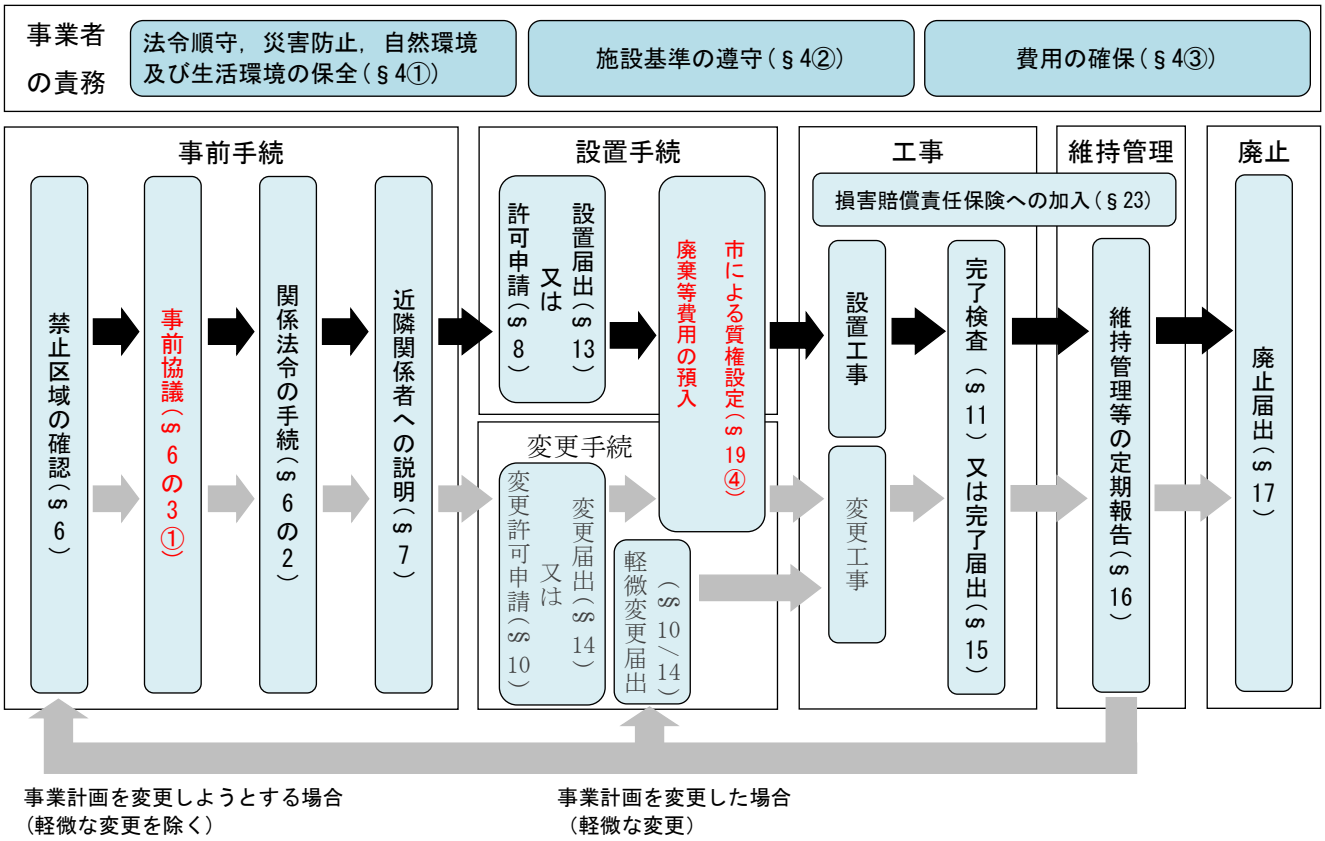

（２）既存施設※の事業計画を変更する場合（※令和元年 10 月 1 日前に設置もしくは設置工事に着手した施設。）

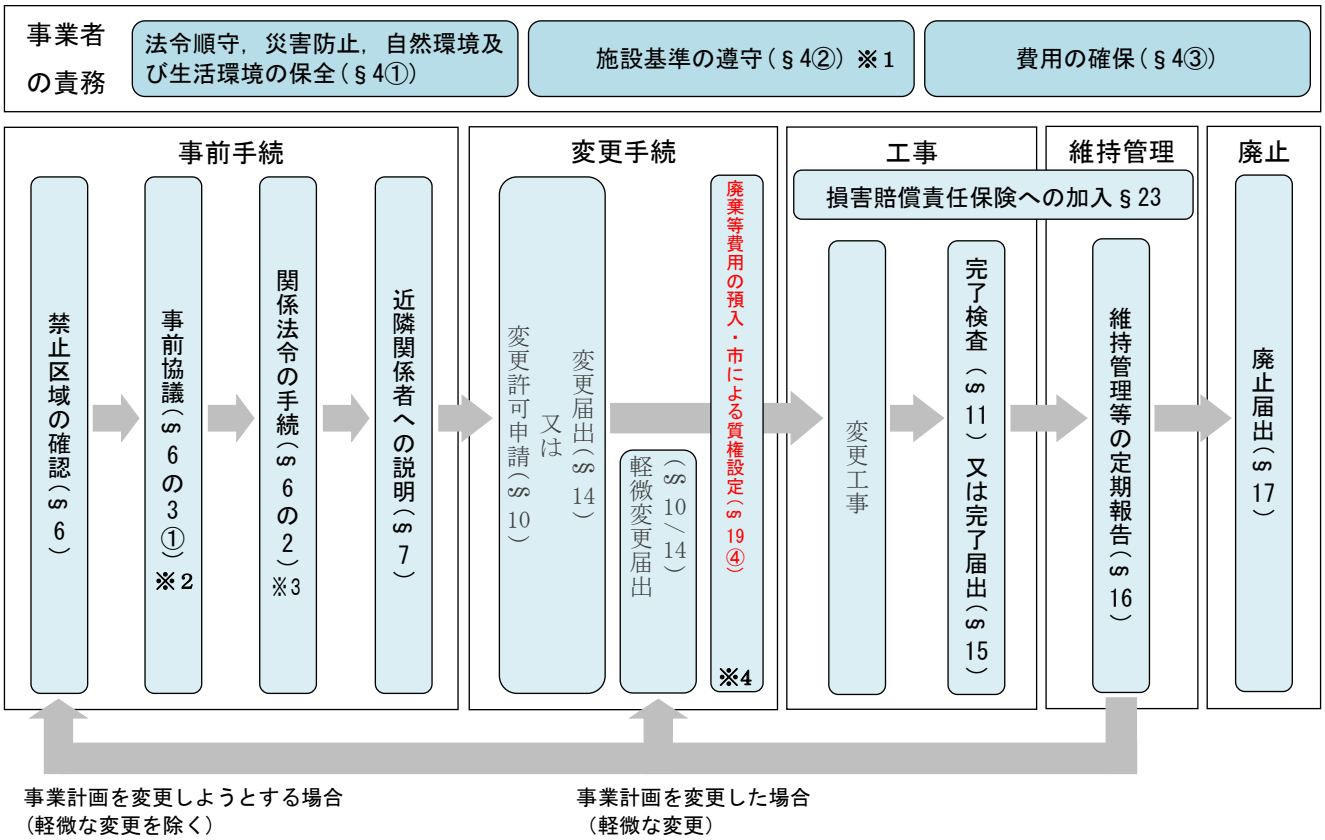

（※１～５）は次ページ参考

※既存施設に対する経過措置

<table>
<tr><th>着手時期</th><th>※１
施設基準
の遵守</th><th>※２
事前協議</th><th>※３
関係法令の手続</th><th>※４
保証金の預入
損害賠償責任保険への加入</th></tr>
<tr><td>令和元年6月30日以前</td><td>令和元年10月1日以後に変更許可・変更届出に該当する事業計画の変更を行う場合に適用。</td><td rowspan="2">令和7年7月1日以後に変更許可又は変更届出を行う場合に適用。</td><td rowspan="2">令和7年7月1日以後に変更許可又は変更届出を行う場合に適用。</td><td rowspan="2">令和7年7月1日以後に変更許可又は変更届出を行う場合に適用。</td></tr>
<tr><td>令和元年7月1日
～
令和2年9月30日以前</td><td>条例施行日（令和元年7月1日）より適用。</td></tr>
</table>

６　設置手続の流れ

特定事業を実施しようとする場合，事業区域の場所や面積によって設置手続が異なりますので，以下のフローを参考に，必要な手続を確認してください。

「許可対象施設」又は「届出対象施設」の分類フロー

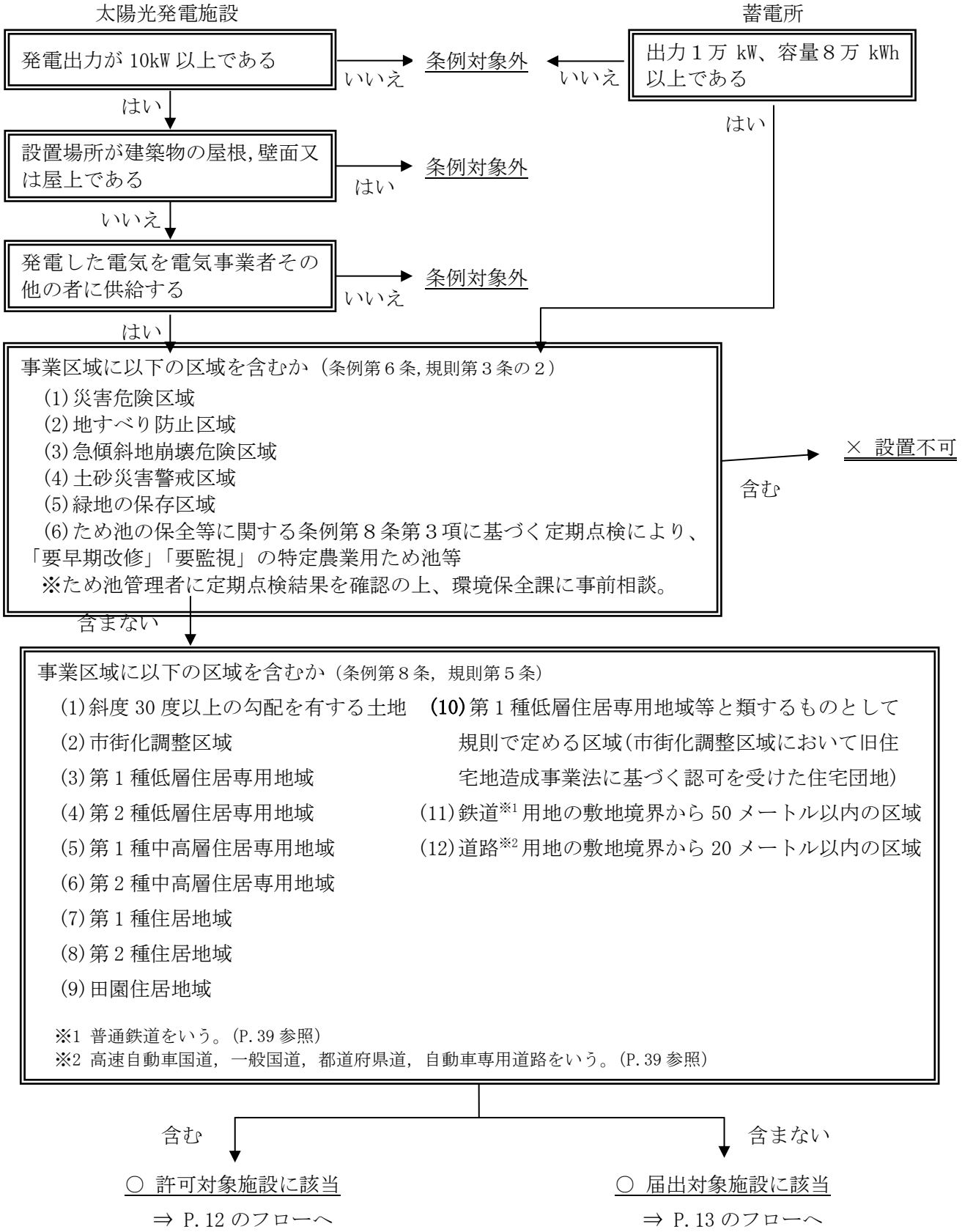

「許可対象施設」の設置手続フロー

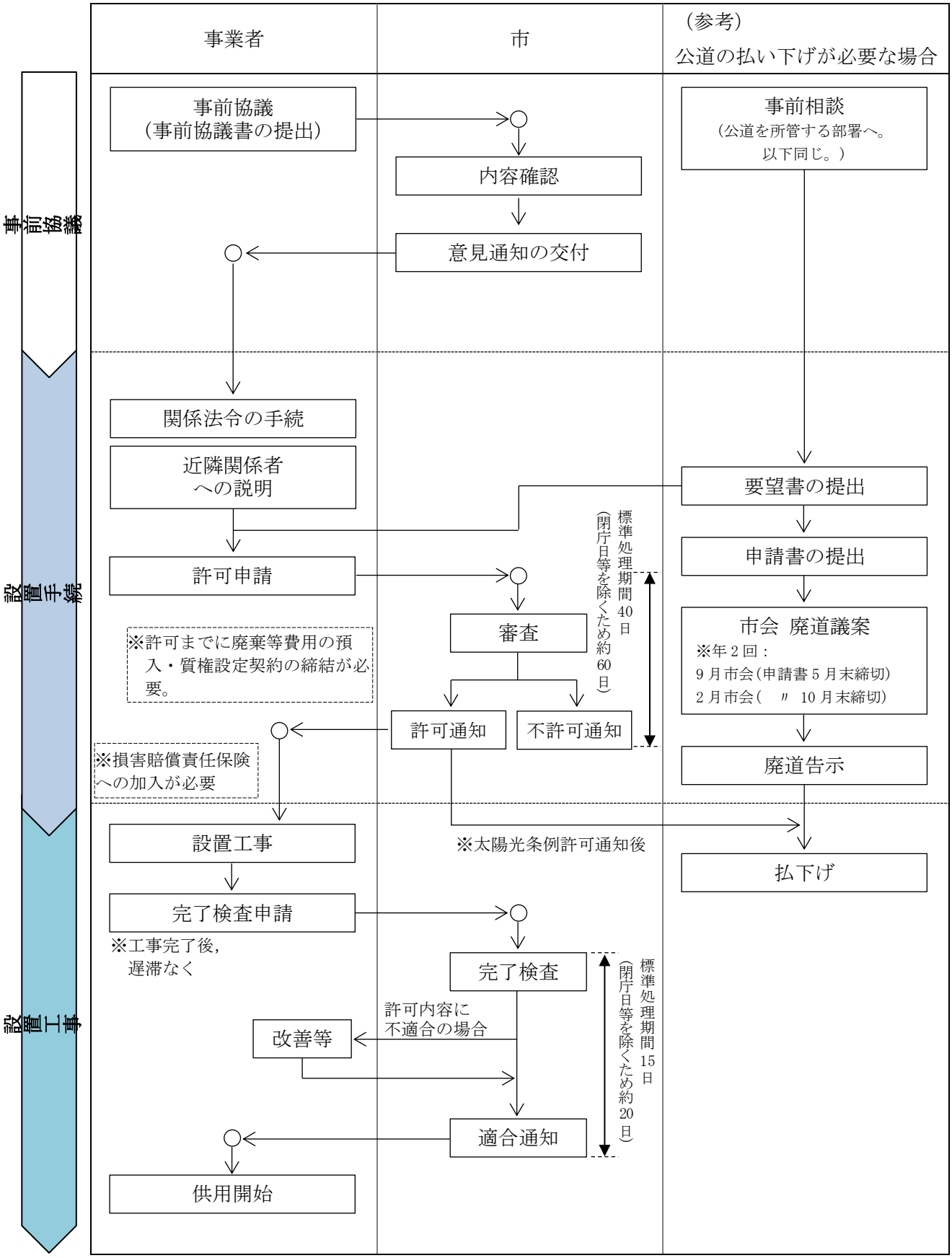

※工事着手までに他法令の許可等が必要な場合がありますのでご注意ください。

※設置手続において，不許可通知を受けた場合は，再度許可申請を行っていただく必要があります。

「届出対象施設」の設置手続フロー

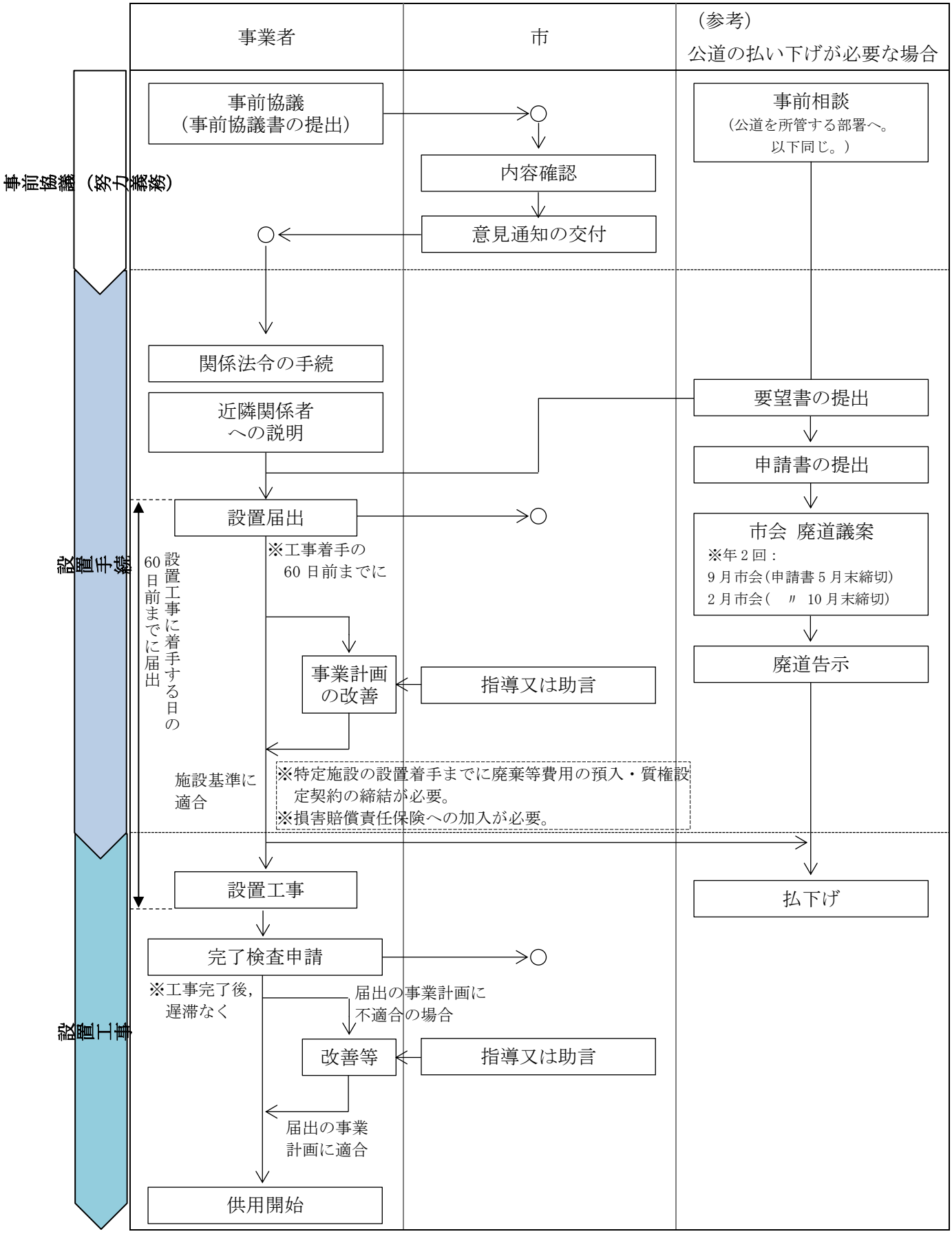

※工事着手までに他法令の許可等が必要な場合がありますのでご注意ください。

７　既存施設に対する本条例の適用について

既存施設※についても，維持管理等に関する定期報告，事業計画の変更手続（変更許可申請，変更届出等），廃止に係る届出，承継に係る届出など，本条例の規定が適用されますので，十分に確認してください（下表のとおり）。

※既存施設：令和元年 10 月 1 日前に設置もしくは設置工事に着手した特定施設。

分類	条例の規定	工事着手時期	適用の有無	適用要件等
全般的事項	法令遵守，災害防止，自然環境及び生活環境の保全（§4①） P.6	①R1/6/30 以前	○	
		②R1/7/1～R1/9/30		
	施設基準の遵守（§4②） P.6	①R1/6/30 以前	△	①については，R1.10.1 以降に，変更許可又は変更届出に該当する事業計画の変更を行う場合に適用。 （※P.16(1)参照）
		②R1/7/1～R1/9/30	○	
	費用の確保（§4③） P.6	①R1/6/30 以前	○	※①については努力義務とする。 （※P.16(2)参照）
		②R1/7/1～R1/9/30		
設置・変更手続（許可施設・届出施設 共通）	禁止区域（§6） P.22	①R1/6/30 以前	△	①については，R1.10.1 以降に，変更許可又は変更届出に該当する事業計画の変更を行う場合に適用。 （※P.16(3)参照）
		②R1/7/1～R1/9/30	○	
	禁止区域(ため池)（§6②） P.22	①　①R1/6/30 以前	△	R７.7.1 以降に，変更許可又は変更届出に該当する事業計画の変更を行う場合に適用。
		②　②R1/7/1～R1/9/30		
	事前協議（§６の３） P.26	③　R1/6/30 以前	△	R７.7.1 以降に，変更許可又は変更届出に該当する事業計画の変更を行う場合に適用。
		②R1/7/1～R1/9/30		
	近隣関係者への説明（§7） P.33	①R1/6/30 以前	△	①については，R1.10.1 以降に，変更許可又は変更届出に該当する事業計画の変更を行う場合に適用。
		②R1/7/1～R1/9/30		
変更手続（許可施設）	事業計画の変更の許可（§10①） P.51	①R1/6/30 以前	△	R1.10.1 以降に，変更許可に該当する事業計画の変更を行う場合に適用。 （※P.17(5)参照）
		②R1/7/1～R1/9/30		
	軽微変更の届出（§10②） P.55	①R1/6/30 以前	△	R1.10.1 以降に変更許可を受け，それ以降に軽微変更を行う場合に適用。 （※P.17(6)参照）
		②R1/7/1～R1/9/30		
	設置の完了に係る検査（§11） P.56	①R1/6/30 以前	△	R1.10.1 以降に変更許可を受けた場合に適用
		②R1/7/1～R1/9/30		

〈凡例〉　「○」適用　「△」右欄の要件に該当する場合に適用　「－」適用しない　「※」留意事項

分類	条例の規定		工事着手時期	適用の有無	適用要件等
変更手続（届出施設）	事業計画の変更の届出（§14①本文）		①R1/6/30 以前	△	R1.10.1 以降に，変更届出に該当する事業計画の変更を行う場合に適用。
		P.66	②R1/7/1～R1/9/30		（※P.17(8)参照）
	軽微変更の届出（§14①ただし書）		①R1/6/30 以前	△	R1.10.1 以降に変更届出を行い，それ以降に軽微変更等を行う場合に適用。
		P.66	②R1/7/1～R1/9/30		（※P.18(9)参照）
	届出施設から許可施設への変更（§14③）		①R1/6/30 以前	△	R1.10.1 以降に，変更許可に該当する事業計画の変更を行う場合に適用。
		P.68	②R1/7/1～R1/9/30		
	設置の完了に係る届出（§15）		①R1/6/30 以前	△	R1.10.1 以降に，変更届出を行う場合に適用。
		P.70	②R1/7/1～R1/9/30		
維持管理・廃止手続	維持管理等の定期報告（§16）		①R1/6/30 以前	○	
		P.75	②R1/7/1～R1/9/30		（※P.18(10)参照）
	廃止に係る届出（§17）		①R1/6/30 以前	○	
		P.80	②R1/7/1～R1/9/30		（※P.18(11)参照）
承継手続	特定事業の承継に係る届出（§18）		①R1/6/30 以前	△	R2.10.1 以降に，特定事業の承継を行う場合に適用。
		P.72	②R1/7/1～R1/9/30		（※P.19(3)参照）
特定事業に係る手続	廃棄等費用の預入・質権設定（§19）		①R1/6/30 以前	△	R７.7.1 以降に，変更許可又は変更届出に該当する事業計画の変更を行う場合に適用。
		P.83	②R1/7/1～R1/9/30		
	損害賠償責任保険への加入（§23）		① R1/6/30 以前	△	R７.7.1 以降に，変更許可又は変更届出に該当する事業計画の変更を行う場合に適用。
		P.89	②R1/7/1～R1/9/30		

〈凡例〉　「○」適用　「△」右欄の要件に該当する場合に適用　「－」適用しない　「※」留意事項

（参考）既存施設に対する経過措置（平成 30 年 12 月制定分）

（１）「施設基準の遵守」に関する経過措置（条例附則第２条）

本条例の施行日（令和元年７月１日）前に特定施設の設置工事に着手している特定事業（特定施設の設置工事が完了している特定事業を含む。以下同じ。）については，令和元年 10 月１日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は，施設基準の遵守に関する規定（条例第４条第２項）は適用しません。

ただし，令和元年 10 月１日以後に事業計画の変更（第 10 条第１項ただし書及び第 14 条第１項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）をしようとする場合は，同規定が適用されます。

（２）「費用の確保」に関する経過措置（条例附則第３条）

固定価格買取制度の調達価格には太陽光発電施設の維持管理費用や廃棄等費用が含まれていることから，施設の稼働中から計画的にこれらに要する費用を確保していくことが重要です。

そのため，本条例の施行日（令和元年７月１日）前に特定施設の設置工事に着手している特定事業についても，特定施設の維持管理及び廃止に関する費用を確保するよう努めなければならないことを規定しています。

（３）「禁止区域」に関する経過措置（条例附則第４条）

本条例の施行日（令和元年７月１日）前に特定施設の設置工事に着手している特定事業については，令和元年 10 月１日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は，禁止区域に関する規定（条例第６条）は適用しません。

ただし，令和元年 10 月１日以後に事業計画の変更（第 10 条第１項ただし書及び第 14 条第１項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）をしようとする場合は，同規定が適用されます。

そのため，本条例の施行日前までに禁止区域に設置している場合であって，令和元年 10 月１日以後に事業計画の変更をしようとする場合は，禁止区域の規定に抵触することになるため，事業計画の変更は認められません（ただし，地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づいて特定施設の設置が許される場合を除きます。）。

（４）「特定事業の実施に係る許可」に関する経過措置（条例附則第６条）

令和元年 10 月１日前に特定施設の設置工事に着手している特定事業（その事業区域に条例第８条第１項各号に規定する許可を要する区域を含む場合に限る。）については，条例第８条第１項の規定に基づく許可は不要です。

（５）「特定事業の実施に係る変更許可」に関する経過措置（条例附則第６条）

令和元年 10 月１日前に特定施設の設置工事に着手している特定事業（その事業区域に，条例第６条に規定する禁止区域を含まず，かつ条例第８条第１項各号に規定する許可を要する区域を含む場合に限る。）について，令和元年 10 月１日以後に事業計画の変更（第 10 条第１項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）を行おうとするときは，条例第７条に規定する近隣関係者への説明を行った上で，変更許可を受けなければなりません。この場合，令和元年 10 月１日時点における特定事業の事業計画を変更前の事業計画として，本条例の規定を適用します（条例附則第５条）。

なお，既存部分を含めて，変更後の事業計画が条例第４条第２項に規定する施設基準に適合していなければ変更許可を受けることはできません。

（６）「事業計画の軽微変更等の届出」に関する経過措置）（条例附則第６条）

令和元年 10 月１日前に特定施設の設置工事に着手している特定事業（その事業区域に，条例第６条に規定する禁止区域を含まず，かつ条例第８条第１項各号に規定する許可を要する区域を含む場合に限る。）について，令和元年 10 月１日以後に事業計画の変更（条例第 10 条第１項ただし書に規定する軽微な変更に限る。）を行ったときは，条例第 10 条第２項に規定する軽微変更届は不要です。

ただし，令和元年 10 月１日以降に変更許可を受け，それ以降に事業計画の軽微な変更を行う際には軽微変更届が必要となります。

（７）「特定事業の実施に係る届出」に関する経過措置（条例附則第７条）

令和元年 10 月１日前に特定施設の設置工事に着手している特定事業（その事業区域に条例第８条第１項各号に規定する許可を要する区域を含まない場合に限る。）については，条例第 13 条第１項の規定に基づく届出は不要です。

（８）「特定事業の実施に係る変更届出」に関する経過措置（条例附則第７条）

令和元年 10 月１日前に特定施設の設置工事に着手している特定事業（その事業区域に，条例第６条に規定する禁止区域を含まず，かつ条例第８条第１項各号に規定する許可を要する区域を含まない場合に限る。）について，令和元年 10 月１日以後に事業計画の変更（条例第 14 条第１項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）を行おうとするときは，条例第 14 条第１項に規定する変更届が必要です。この場合，令和元年 10 月１日時点における特定事業の事業計画を変更前の事業計画として，本条例の規定を適用します（条例附則第５条）。

なお，既存部分を含めて，変更後の事業計画が条例第４条第２項に規定する施設基準に適合していなければ変更届出を行うことはできません。

（９）「事業計画の軽微変更等の届出」に関する経過措置（条例附則第７条）

令和元年 10 月１日前に特定施設の設置工事に着手している特定事業（その事業区域に，条例第６条に規定する禁止区域を含まず，かつ条例第８条第１項各号に規定する許可を要する区域を含まない場合に限る。）について，令和元年 10 月１日以後に事業計画の変更（条例第 14 条第１項ただし書に規定する軽微な変更に限る。）を行ったときは，条例第 14 条第１項ただし書に規定する軽微変更届は不要です。

ただし，令和元年 10 月１日以降に変更届を行い，それ以降に事業計画の軽微な変更を行う際には軽微変更届が必要となります。

(10)「特定施設設置完了後の定期報告」に関する経過措置（条例附則第８条）

条例第 16 条の規定に基づく定期報告については，特定施設の設置に着手した時期に関わらず，全ての事業者に適用されますので，毎年度，６月 30 日までに報告を行ってください。

(11)「特定施設の廃止に係る届出」に関する経過措置（条例附則第９条）

条例第 17 条の規定に基づく廃止の届出については，特定施設の設置に着手した時期に関わらず，全ての事業者に適用されますので，廃止しようとするときは届出を行ってください。

※改正条例・改正規則（ともに令和２年７月１日制定）に関する経過措置については，下記のとおりとなります。

（参考）既存施設に対する経過措置（令和２年７月制定分）

（１）「大規模特定事業に係る廃棄等費用の預入・質権設定」に関する経過措置（条例附則第２条）

改正条例の施行日（令和２年 10 月１日）前に許可申請書又は届出書が提出されている特定事業，又は特定施設の設置工事に着手している特定事業（特定施設の設置工事が完了している特定事業を含む。以下同じ。） については，令和２年 10 月１日以後に事業計画の変更（第 10 条第１項ただし書及び第 14 条第１項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）が行われるまでの間は，大規模特定事業に係る廃棄等費用の預入等に関する規定は，適用されません。

（２）「大規模特定事業に係る損害賠償責任保険への加入」に関する経過措置（条例附則第３条）

改正条例の施行日（令和２年 10 月１日）前に許可申請書又は届出書が提出されている特定事業，又は特定施設の設置工事に着手している特定事業については，令和２年 10 月１日以後に事業計画の変更（第 10 条第１項ただし書及び第 14 条第１項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）が行われるまでの間は，大規模特定事業に係る損害賠償責任保険の加入に関する規定は努力義務となります。

（３）「特定事業の承継に係る届出」に関する経過措置

条例第 18 条の規定に基づく特定事業の承継の届出については，特定施設の設置に着手した時期に関わらず，全ての事業者に適用されますので，改正条例の施行日（令和２年 10 月１日）以降に特定事業の承継が行われた場合は届出を行ってください。

（４）「施設基準」に関する経過措置（規則附則第２条）

改正施行規則の施行日（令和２年 10 月１日）前に許可申請書又は届出書が提出されている特定事業に係る施設基準については，改正後の基準（施行規則別表第１）は適用されず，従前のとおりとなります。

※改正条例・改正規則（ともに令和７年７月１日制定）に関する経過措置については，下記のとおりとなります。

（参考）既存施設に対する経過措置（令和７年７月制定分）

（１）経過措置（条例附則第２条）

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第８条第２項の規定に基づく許可申請書が提出された特定事業、旧条例第 13 条第１項の規定に基づく届出書が提出された特定事業又は令和元年 10 月１日前に特定施設の設置に着手している事業（それぞれ特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。）については、施行日以後にこの条例による改正後の神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「新条例」という。）第 10 条第１項又は第 14 条第１項の規定に基づく事業計画の変更（第 10 条第１項ただし書及び第 14 条第１項ただし書の規定の適用を受けるもの並びに施行日において現に旧条例第 10 条本文の許可に係る申請がなされているものを除く。以下同じ。）が行われるまでの間は、新条例第６条第２項の規定は、適用しない。

２　新条例第６条の２及び第６条の３（第 10 条第３項で準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用する。

３　新条例第 13 条第４項から第６項まで（第 14 条第２項で準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされる届出について適用する。

４　施行日において現に旧条例第８条第２項の規定に基づく許可申請書が提出され、又は旧条例第 10 条本文の許可に係る申請がなされている事業計画についての新条例第７条第１項の規定の適用については、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めるものとする」とする。

５　施行日前に旧条例第 13 条第１項の規定に基づく届出がされた特定事業又は旧条例附則第７条第３項の規定による事業計画の変更の届出がされた特定事業は、新条例第８条第１項第２号に掲げる区域に事業区域の一部が含まれる場合であっても、施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、新条例第８条第１項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。

６　新条例第９条第１項の規定（第 10 条第３項で準用する場合を含む。）は、施行日以後にされる申請について適用し、施行日において現にされている申請については、なお従前の例による。

７　新条例第 12 条、第 19 条及び第 23 条の規定の適用については、施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、なお従前の例による。

８　この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

第２章　設置・変更手続

１　禁止区域（条例第６条）

（事業区域として禁止される区域）

第６条　事業者は，次に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）を事業区域としてはならない。ただし，第２号又は第３号に掲げる区域において，それぞれ第２号又は第３号に規定する法律の規定に基づいて特定施設の設置が許されている場合は，この限りでない。

(1) 建築基準法第 39 条第１項の災害危険区域

(2) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第３条第１項の地すべり防止区域

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第７条第１項の土砂災害警戒区域

(5) 緑地の保全，育成及び市民利用に関する条例（平成３年４月条例第２号）第４条第２項の緑地の保存区域

２　事業者は，農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第７条第１項の規定に基づき指定された特定農業用ため池及びため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第１項の規定に基づき指定された「特定ため池」（以下「特定農業用ため池等」という。）のうち，規則で定める特定農業用ため池等を事業区域としてはならない。

（事業区域として禁止する特定農業用ため池等）

第３条の２　条例第６条第２項に規定する規則で定める特定農業用ため池等は，ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第８条３項に基づく定期点検の結果，次の各号のいずれかに該当する特定農業用ため池等とする。

(1) 変状又は構造上の不備（以下「変状等」という。）により決壊の危険性が高まった状態であり，かつ，日常的に監視が必要であると判定された特定農業用ため池等

(2) 変状等の程度が大きく，決壊の危険性が特に高まった状態であり，かつ，早期の改修が必要であると判定された特定農業用ため池等

（１）禁止区域の趣旨

禁止区域は，都市計画法第 33 条第１項第８号の技術基準等に準じて，特定施設の設置に適当でない区域として規定するものです。防災上及び自然環境の保全上の観点から，次の①から⑥に掲げる区域を禁止区域としています。

① 建築基準法第 39 条第１項の「災害危険区域」

② 地すべり等防止法第３条第１項の「地すべり防止区域」

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項の「急傾斜地崩壊危険区域」

④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項の「土砂災害警戒区域」

⑤ 緑地の保全，育成及び市民利用に関する条例第４条第２項の「緑地の保存区域」

⑥ 決壊すると周辺の家屋や公共施設等に被害を及ぼす恐れのある特定農業用ため池等

禁止区域のうち，②地すべり等防止法第３条第１項の「地すべり防止区域」，又は③急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の「急傾斜地崩壊危険区域」については，それぞれの法律に基づいて特定施設の設置が許されている場合は当該区域を事業区域とすることができますが，その場合，特定施設の設置に係る工事着手の前までに，本条例第８条第１項に基づく許可を受ける必要があります。

また⑥については，農業用ため池の管理及び保全に関する法律第７条第１項の規定に基づき指定された「特定農業用ため池」及びため池の保全等に関する条例第 17 条第１項の規定に基づき指定された「特定ため池」のうち，「ひょうごのため池安全安心定期点検事業実施要領」及び「同実施要領運用」に基づき点検を実施した結果，健全度判定において「要監視」「要早期改修」と判定されたため池が該当します。

（２）禁止区域の確認方法

区域の種類	確認方法
災害危険区域	（現在，市内で指定なし）
地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域	・神戸市情報マップ（https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal）の「安心・安全・防災」－「砂防三法・土砂災害警戒区域マップ（旧土砂災害危険個所検索システム）」 ・神戸市建設局防災課の「土砂災害危険箇所検索システム」により印刷できる「土砂災害危険箇所図」（有料：１部 100 円） ・兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所（長田区浪松町） ※北区八多町・大沢町・淡河町では，農林水産省所管の「地すべり防止区域」が含まれる場合があります。この場合は，「土砂災害危険箇所検索システム」及び「土砂災害危険箇所図」では確認できませんので，兵庫県神戸県民センター神戸土地改良センターにて確認が必要です。
緑地の保存区域	・神戸市情報マップ（https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal）の「都市計画情報」－「風致・緑地関係・生産緑地地区など」 ・建設局公園部計画課
決壊すると周辺の家屋や公共施設等に被害を及ぼす恐れのある特定農業用ため池等	ため池管理者に定期点検結果を確認の上、事前に環境局環境保全課にご相談ください。

＜参考　他法令の規定＞

（建築基準法第 39 条第１項）

地方公共団体は，条例で，津波，高潮，出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

（地すべり防止法第３条第１項）

主務大臣は，この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは，関係都道府県知事の意見をきいて，地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し，若しくは誘発し，又は助長し，若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて，公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項）

都道府県知事は，この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは，関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見をきいて，崩壊するおそれのある急傾斜地で，その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち，当該急傾斜地の崩壊が助長され，又は誘発されるおそれがないようにするため，第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条第１項）

都道府県知事は，基本指針に基づき，警戒区域のうち，急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で，一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号 に規定する居室をいう。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを，土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

（緑地の保全，育成及び市民利用に関する条例第４条第２項）

緑地の保存区域は，次に掲げる緑地の区域で，現状のまま残すことが望ましく，緑地の保全等にとって重要度が極めて高いものについて指定する。

(1) 自然環境面及び景観面の機能が非常に優れているもの
(2) 自然環境面及び景観面の機能が優れており，かつ，防災面における保全の必要性が高いもの

（農業用ため池の管理及び保全に関する法律第７条第１項）

都道府県知事は,農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを,特定農業用ため池として指定することができる。

（ため池の保全等に関する条例第 17 条第１項）

知事は,ため池（次に掲げるため池を除く。第４項において同じ。）であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれが特にあるものとして規則で定める要件に該当するものを,特定ため池として指定することができる。

(1) 法第７条第１項の規定により特定農業用ため池に指定されたため池
(2) 国等が管理するため池

２　関係法令等の手続（条例第６条の２）

（関係法令等の手続）
第６条の２　事業者は,特定施設の設置予定場所に係る規則で定める法令等の手続を要する場合は,当該手続を行った後でなければ,第８条第１項の規定に基づく許可の申請をすることができない。

（関係法令等の手続）
第３条の３　条例第６条の２に規定する規則で定める法令の手続は,次に掲げる手続とする。
(1) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第４条第１項（同法第３条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分の申請の手続
(2) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第１項に規定する許可の申請の手続
(3) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の２第１項に規定する開発行為に係る許可の申請の手続
(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第１項及び第 30 条第１項に規定する許可並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第 55 号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文に規定する許可の申請の手続
(5) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）第８条第１項に規定する許可の申請の手続
(6) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年４月条例第 32 号）第３条に規定する許可の申請の手続
(7) 緑地の保全,育成及び市民利用に関する条例（平成３年４月条例第２号）第８条第１項に規定する許可の申請の手続
(8) ため池の保全等に関する条例第 19 条第１項に規定する許可の申請の手続

条例に基づく許可申請又は届出を行う場合には、あらかじめ関係法令の手続を行う必要があります。条例の事業計画の届出等を行う時点で,関係法令の規定による許可等の手続中である場合は,その許可等の申請書の写し（受付印等により受領済であることが確認できるもの）を条例の事業計画届出書等に添付することで足りることとします。この場合,設置工事の着手までに関係法令の規定による許可等の写しを提出してください。

３　事前協議（条例第６条の３）

（事前協議）

第６条の３　事業者は，第８条第１項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可を受けようとする場合は，同条第２項に規定する許可申請書を提出する前に，次に掲げる事項を記載した書類（以下「事前協議書」という。）に規則で定める書類を添付して，市長に提出しなければならない。

(1) 第８条第１項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可を受けようとする者の氏名，住所（法人にあっては，その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先並びに現場責任者の氏名，住所及び連絡先

(2) 特定事業の事業区域の所在地，土地の地目及び面積

(3) 設置しようとする特定施設の種類及び規模

(4) 特定事業の期間

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項

２　事業者は，前項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は，その旨を記載した書類（以下「変更協議書」という。）に規則で定める書類を添付して，市長に提出しなければならない。ただし，軽微な変更として規則で定めるものに該当する場合は，この限りではない。

３　市長は，第１項の事前協議書又は前項の変更協議書の提出を受けたときは，事業者に対し，特定施設の設置等に係る意見等を書面で通知するものとする。

（事前協議）

第３条の４　条例第６条の３第１項に規定する規則で定める書類は，次に掲げる書類とする。

(1) 別表第２の左欄（４の項，15 の項，23 の項及び 24 の項を除く。）

(2) 前号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（事前協議書の変更の届出）

第３条の５　条例第６条の３第２項に規定する変更協議書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては，その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 変更の内容

(3) 変更の理由

２　条例第６条の３第２項に規定する書類は，市長が必要と認める書類とする。

３　条例第６条の３第２項に規定する規則で定める軽微な変更は，条例第６条の３第１項第１号に掲げる事項の変更のうち，現場責任者の氏名，住所及び連絡先とする。

（１）事前協議の趣旨

本条例では特定施設の許可申請及び変更許可申請を行う事業者に対し，許可申請に先立ち，事前協議の実施を義務付けています。

これは，許可申請手続に入る前に，実施しようとする事業計画の概要をあらかじめ確認することにより，必要な手続などを整理することで，条例手続の円滑化と手続中の手戻り等が極力生じないようにするためです。

なお,特定施設の届出及び変更届出を行う場合,事前協議の実施は任意ですが,今後の手続を円滑に進めるために事前協議の実施をお願いしています。

（２）事前協議書・変更協議書・軽微変更協議書の作成

①様式

事前協議様式一覧表に応じて事前協議書（参考様式１）,変更協議書（参考様式２）,軽微変更協議書（参考様式３）を作成してください。

添付書類は次の添付資料一覧表のとおりです。

※変更協議書の添付資料については変更前と変更後を対比させるなどにより変更内容が分かるようにしてください。変更内容に関係のない添付書類については省略することが可能です。

※軽微変更協議書については添付資料はありません。

＜事前協議参考様式一覧＞

事前協議	参考様式
ア　許可申請・変更許可申請を行う前	事前協議書（参考様式１）
イ　**事前協議書提出後,許可申請・変更許可申請を行う前に**以下の協議事項を変更する時 ・ 特定事業の実施に係る許可を受けようとする者の氏名,住所（法人にあっては,その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先 ・ 特定事業の事業区域の所在地,土地の地目及び面積 ・ 設置しようとする特定施設の種類及び規模 ・ 特定事業の期間 ・ 市長が必要と認める事項	変更協議書（参考様式２）
ウ　**事前協議書提出後,許可申請・変更許可申請を行う前に**現場責任者の氏名,住所及び連絡先を変更する時	軽微変更協議書（参考様式３）

＜添付資料一覧表（規則第３条の４第１項,第２項）＞

添付すべき書類	縮尺	記載すべき事項又は提出すべき書類
１　**事業者を確認するための書類**	指定なし	個人にあっては住民票（本籍地（外国人にあっては，国籍）が記載されたものに限る。），法人にあっては登記事項証明書
２　**事業区域及びこれに隣接する土地について確認するための書類**	指定なし	事業区域及びこれに隣接する土地に係る土地登記簿謄本並びに事業区域に係る土地の公図の写し

３　所有権以外の権利に基づいて事業区域に係る土地を使用する場合にあっては，その使用権を確認するための書類	指定なし	賃貸借契約書，使用承諾書その他これらに相当するもの
４　**設計説明書** **（参考様式７）**	指定なし	(1) 事業者の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 特定施設の設置に係る工事の概要 (4) 事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する設計の概要 (5) 防災上の措置に関する設計の概要 (6) 安全性の確保に関する設計の概要 (7) その他市長が必要と認める事項に関する設計の概要
５　**位置図**	10,000 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路，市街地，集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域 ※ (5)については，「16 排水施設計画平面図」に記載してもよい。
６　**区域図**	2,500 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 市町界 (5) 市町の区域内の町又は字の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番，土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称
７　**求積図**	500 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の面積及び保

		全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 特定工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 (5) 湖沼，ため池その他の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式
8　**現況図**	2,500 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種 (5) 現況における植生の状況 (6) 現況写真との照合符号及び撮影方向
9　**現況写真**	指定なし	事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
10　**配置図**	1,000 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 特定工作物の位置，形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置，形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀，柵，擁壁等の位置及び形状
11　**平面図**	500 分の１以上	特定工作物の形状，寸法，材料の種別，仕上げ方法及び色彩
12　**立面図**	500 分の１	特定工作物の形状，材料の種別，仕上げ方法及び色彩
13　**断面図**	500 分の１以上	(1) 特定工作物の形状及び高さ (2) 特定工作物を設置する地盤の形状及び勾配 (3) 太陽電池モジュールの傾斜角度
14　反射光影響予測図	指定なし	太陽電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲

15　**造成計画平面図**	1,000 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法(のり)面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置 ※1　特定工作物の設置位置，設置範囲寸法，設置地盤の勾配を記載すること。 ※2　造成を行わない場合は現況平面図を使用し，特定工作物設置位置等必要事項を記載すること。
16　**造成計画縦横断図**	1,000 分の１以上	(1) 事業区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖又は擁壁の位置 (4) 法(のり)面の保護の方法 ※1　特定工作物の設置位置，設置範囲寸法，設置地盤の勾配を記載すること。 ※2　造成を行わない場合は現況断面図を使用し，特定工作物設置位置等必要事項を記載すること。
17　**排水施設計画平面図**	500 分の１以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置，種類，材料，形状，内法(のり)寸法，勾配，水の流れの方向，吐口の位置及び放流先の名称 ※1　事業区域界も明示すること。 ※2「排水区域」＝「事業区域」＋「地形上，事業区域外から事業区域へ流入水が入ってくる区域」。 ※3　事業区域から下流へ排水処理を行う流末排水施設全てを記載（私有水路，公共水路，道路側溝，河川管理者の管理する河川，公共下水管理者の管理する雨水管路，ため池等）。
18　崖の断面図	50 分の１以上	(1) 崖の高さ，勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法
19　擁壁の断面図	50 分の１以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置，材料及び内法(のり)寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質

		(8) 基礎ぐいの位置，材料及び寸法
20　**特定工作物の構造図**	50 分の１以上	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置，寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 ※全ての架台パターンを添付すること。
21　**特定工作物の構造計算書**	指定なし	(1) 基礎・地盤説明書 (2) 荷重・外力計算書 (3) 応力計算書及び断面計算書 (4) 基礎の構造計算書
22　その他市長が必要と認める図書	指定なし	※その他，必要に応じて事業計画に関連する資料を求めることがあります。 以下に例を示します。 (1) **チェックリスト（参考様式 18）** (2) 委任状（代理者が許可申請，届出等の手続を行う場合） (3) **土砂災害危険箇所図** 砂防法，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律，地すべり等防止法，土砂災害防止法（略称）に基づく区域が表示された図面 (4) **用途地域図** 都市計画法に基づく用途地域が示された図面 (5) 切土・盛土求積図（造成を行う場合） (6) 擁壁の展開図，構造図，構造計算書（擁壁を施工する場合） (7) 法面保護工の構造図，構造計算書（法面保護工を施工する場合） (8) **排水流域図，流量計算書，排水施設構造図等**（「排水区域」＝「事業区域」＋「地形上，事業区域外から事業区域へ流入水が入ってくる区域」） **(9) 排水施設使用にあたり，管理者の同意を得ていることが分かる書類** (10) 調整池にかかる書類一式（調整池を設置する場合） (11) **防災計画書** (12) **地盤調査書** (13) がけの上方の土地にある場合の基準に適合していることが分かる図書

		(14) 電気事業法第 48 条に基づく工事計画（変更）届出書表紙（写）

４　近隣関係者への説明（条例第７条）

（１）全般的事項

（近隣関係者への説明）

第７条　事業者は，次に掲げる行為をする前に，特定施設の設置予定場所の周辺地域の住民に対し，実施しようとする特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の内容等を周知させるための措置として規則で定める措置を実施しなければならない。

(1) 第８条第１項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請

(2) 第 10 条第１項の規定に基づく事業計画の変更に係る許可の申請

(3) 第 13 条第１項の規定に基づく特定事業の実施の届出

(4) 第 14 条第１項本文の規定に基づく事業計画の変更に係る届出

(5) 第 18 条第３項の規定に基づく特定事業の承継の届出

２　前項の措置を行うに当たっては，事業者は，事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

１）近隣関係者への説明の趣旨

特定施設の設置・変更手続（許可対象施設における許可申請及び変更許可申請，届出対象施設における届出及び変更届出）にあたり，近隣関係者とのトラブルを防止するため，近隣関係者への説明を義務付けています。

事業計画の説明にあたって，近隣関係者の理解が得られるよう，誠実かつ丁寧な説明を行う必要があります（事業計画の説明には，必要に応じて「遮蔽又は緩衝措置」「反射光」に関するものを含みます。）。

なお，事業区域に隣接しているのが道路等である場合，その道路等を挟んだ土地や建築物について所有権等の権利を有する者や地元自治会等に対して，説明を行う必要があります。

２）近隣関係者の理解が得られない場合の対応例

説明会等において事業計画の内容を十分に説明してください。反対意見があった場合でも，その意見を十分に聴いた上で，設置者の考え方や周辺環境に及ぼす影響等について丁寧に説明を行い，必要に応じて事業計画を見直すなど，可能な限り理解が得られるよう努める必要があります。

３）特定施設設置後の対応

特定施設の設置後に，近隣関係者から特定施設に関する意見や申し出があった場合，現地調査のうえ必要な対策を話し合う等，誠意を持って対応してください。

４）関係法令にも近隣関係者への説明が義務付けられている場合の対応

近隣関係者への負担を最小限にするため，また，特定施設の設置に対する一貫した説明を行うために，条例と関係法令の説明を同時に実施することが望ましいです。詳細は，本市及び各関係法令の許可権者等と協議してください。

（例：宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成工事の着手要件である近隣関係者への説明）

（２）実施すべき措置

（特定事業に係る計画の内容等を周知させるための措置）

第４条　条例第７条第１項に規定する規則で定める措置は，次の各号に掲げる場合に応じ，それぞれ当該各号に掲げる措置とする。

(1)　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　条例第７条に基づく許可申請に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催

ア　太陽光発電施設（出力が 50 キロワット以上の場合に限る。）又は蓄電所に係る許可の申請を行う場合

イ　当該許可の申請に係る太陽光発電施設の出力が 50 キロワット未満であって，設置の場所が次の各号に掲げる区域のいずれかに属する場合

（ア）　当該許可の申請に係る特定事業の計画の実施に第３条の３各号に掲げる法令等の手続が必要となる区域

（イ）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第７条第１項の規定により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域

ウ　特定事業の許可の申請に係る太陽光発電施設の出力が 50 キロワット未満であって，事業者又は資本関係等において当該申請者と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が当該設備に係る特定事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が 100 メートル以内の範囲に設置し，又は設置しようとする他の太陽光発電施設の出力と，当該太陽光発電施設の出力との合計が 50 キロワット以上の場合

(2)　前号に該当しない場合　説明会の開催又は当該特定事業の許可に係る太陽光発電施設に関する事前周知措置（以下「事前周知措置」という。）の実施

２　説明会は，次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1)　次のアからウまでに掲げる場合に応じ，それぞれアからウまでに定める実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲内に居住する者，実施場所に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者及び地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）（以下この項において「周辺地域の住民等」という。）に対して開催すること。

ア　特定事業の許可の申請に係る太陽光発電施設の出力が 50 キロワット未満の場合　100 メートル

イ　特定事業の許可の申請に係る太陽光発電施設の出力が 50 キロワット以上又は蓄電所について許可の申請を行う場合（ウに掲げる場合を除く。）　300 メートル

ウ　特定事業の許可の申請に係る特定施設が環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種事業又は神戸市環境影響評価等に関する条例（平成 9 年 10 月条例第 29 号）第 2 条第 3 号に規定する第 2 類事業に該当する場合　1 キロメートル

(2)　説明会の開催を予定する日時及び場所を定め，これらを説明会の開催を予定する日の2週間前までに，周辺地域の住民等に対して，次のア又はイの方法により通知すること。

ア　投函又は戸別訪問により書面を配布する方法

イ　回覧板又は関係する地方公共団体の協力を得て当該地方公共団体の公報若しくは広報紙へ掲載する方法

(3)　事業者が,次に掲げる項目(既に特定事業の許可を受けた事業者が条例第10条第1項に規定する変更(同条ただし書に規定する変更を除く。以下,「条例第10条第1項に規定する重要な事項の変更」という。)をしようとする場合であって,既に開催した説明会又は実施した事前周知措置があるときは,当該説明会又は事前周知措置において説明又は周知した項目から変更があったものに限る。)について必要かつ適切な説明をすること。

ア 特定事業の許可の申請に係る計画の概要

イ 特定事業の許可の申請に係る特定施設に適用される関係法令(条例を含む。)の規定の遵守に関する事項

ウ 特定事業の許可の申請に係る特定施設を設置する場所についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項

エ 特定事業の許可の申請に係る特定施設の設置のための工事の概要

オ 事業者の関係者(主な出資者を含む。)に関する事項

カ 特定事業の許可の申請に係る特定事業の実施による周辺地域の安全,良好な景観,自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容

キ 特定事業の許可の申請に係る特定事業の実施に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項

ク 事業者が条例第 10 条第 1 項に規定する重要な事項の変更をしようとするときは,特定事業の実施に当たって地方公共団体等との間で締結した協定等の承継その他の円滑かつ確実な事業継続に関する事項

(4)　質問及び意見(以下「質問等」という。)に回答するための質疑応答の機会を確保すること並びに当該申請者が当該質問等に誠実に対応すること。

(5)　説明会の内容は,録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し,当該記録媒体を特定施設を廃止するまでの間適切に保管すること。

(6)　説明会の開催後に質問等の提出先を定めて,2週間以上の期間において質問等を受け付けた上で,当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。

3　事前周知措置は,次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1)　実施場所の敷地境界線からの水平距離が100メートルの範囲内に居住する者(以下この項において「周辺地域の住民」という。)に対して実施すること。

(2)　事業者が,前項第3号に掲げる項目について,次のいずれかの方法により必要かつ適切な周知をすること。

ア 投函又は戸別訪問により書面を配布する方法

イ インターネットを利用した方法により周辺地域の住民の閲覧に供するとともに,当該閲覧に供する主たるホームページアドレスを回覧板等その他の周辺地域の住民が確認できる媒体に掲載する方法

(3)　事前周知措置の実施後に質問等の提出先を定めて,2週間以上の期間において質問等を受け付けた上で,当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。

4　第2項に規定する説明会又は前項に規定する事前周知措置は,次の各号に掲げる場合に応じ,それぞれ当該各号に掲げる時期に開催し,又は実施すること。ただし,既に特定事業の許可を受けた事業者が,条例第10条第1項に規定する重要な事項の変更をしようとするときは,第3号に掲げる時期に開催すること。

(1)　特定事業の実施に当たり，第3条の3各号に掲げる許可等の申請の手続のうちいずれかを必要とする場合　当該許可等の申請までの時期

(2)　特定事業の許可の申請に係る特定事業が環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業又は神戸市環境影響評価等に関する条例第2条第2号に該当する場合　次に掲げる全ての時期

ア 環境影響評価法第３条の３第１項に規定する計画段階環境配慮書又は神戸市環境影響評価等に関する条例第８条の２第２項に規定する環境影響評価事前配慮書の作成日前までの時期

イ 環境影響評価法第３条の５の規定により環境大臣が意見を述べた日（環境大臣が意見を述べなかった場合にあっては，同条の政令で定める期間が満了する日）若しくは同法第３条の６の規定により主務大臣が意見を述べた日（主務大臣が意見を述べなかった場合にあっては，同条の政令で定める期間が満了する日）のいずれか遅い日から，当該許可申請の日の 3 月前までの時期又は神戸市環境影響評価等に関する条例第８条の７第４項の規定により市長意見書を作成した旨を公告した日から当該許可の申請の日の３月前までの時期

ウ 環境影響評価法第 27 条又は神戸市環境影響評価等に関する条例第 23 条第 2 項の規定により評価書を作成した旨を公告した日から，特定事業の許可の申請に係る特定施設の設置のための工事に着手するまでの時期

(3)　前2号のいずれにも該当しない場合　当該認定の申請の日の3月前までの時期

（２）近隣関係者への説明の考え方

近隣関係者への説明については個別に説明するか，説明会によって行います。その場合，欠席者に対しても，自治会長等と相談の上で，個別説明又は書面による説明等で理解が得られるよう努めてください。

＜説明会を開催する場合の留意点＞

開催場所	自治会館，公民館，小中学校等の体育館など，近隣関係者が参集しやすい場所
日時	夜間や土日など，近隣関係者が参集しやすい日時
開催回数	近隣関係者の人数及び開催場所の規模を考慮して設定
周知の方法	回覧板，個別のポスティングなどを活用（近隣関係者への周知の方法は，対象者に漏れがないよう自治会の回覧などを活用し十分な対応を図ることが望ましい。）

＜個別説明とする場合の留意点＞

対象者の在宅時間帯を事前に把握するなどして，対象者に漏れがないように行ってください。

＜説明資料についての留意点＞

説明資料は，許可申請書や届出書の添付書類の内容が十分反映されたものを使用してください。

５　特定事業の実施に係る許可

（１）許可を要する区域（条例第８条）

（特定事業の実施に係る許可）

第８条　事業者は，次に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）において特定事業を実施しようとするとき（第６条ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。）は，特定施設の設置に着手する前に，市長の許可を受けなければならない。

(1) 斜度 30 度以上の勾配を有する土地を含む区域

(2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域

(3) 都市計画法第 9 条第 1 項に規定する第 1 種低層住居専用地域

(4) 都市計画法第 9 条第 2 項に規定する第 2 種低層住居専用地域

(5) 都市計画法第 9 条第 3 項に規定する第 1 種中高層住居専用地域

(6) 都市計画法第 9 条第 4 項に規定する第 2 種中高層住居専用地域

(7) 都市計画法第 9 条第 5 項に規定する第 1 種住居地域

(8) 都市計画法第 9 条第 6 項に規定する第 2 種住居地域

(9) 都市計画法第 9 条第 8 項に規定する田園住居地域

(10) 第 3 号から前号までに掲げる区域(以下この号において「第 1 種低層住居専用地域等」という。)以外の区域であって,第 1 種低層住居専用地域等と類するものとして市長が特に必要と認める区域

(11) 鉄道用地又は道路用地(市長が指定する鉄道又は道路に係るものに限る。)の敷地境界線に隣接する区域のうち規則で定める区域

（許可を要する区域）

第５条　条例第 8 条第 1 項第 11 号に規定する市長が指定する鉄道及び道路は,次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法施行規則(昭和 62 年運輸省令第 6 号)第 4 条第 1 号に掲げる普通鉄道

(2) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる高速自動車国道,一般国道及び都道府県道

(3) 道路法第 48 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による指定を受けた自動車専用道路

(4) 前 2 号に掲げるもののほか,市長が特に必要と認める道路

2　条例第 8 条第 1 項第 11 号に規定する規則で定める区域は,次に掲げるものとする。

(1) 鉄道用地の敷地境界線から水平距離 50 メートル以内の区域

(2) 道路用地の敷地境界線から水平距離 20 メートル以内の区域

１）特定事業の実施に係る許可の趣旨

特定施設の設置に係る事業計画の内容が施設基準に適合していることを確認するため，許可制度を設けています。

なお，許可にあたっては，廃棄等費用の金融機関への預入及び当該預金に対し市による質権設定契約が締結されていることが条件となります（P.83 以降参照）。

特定施設の設置に着手する前に，許可を受ける必要があります。

特定施設の設置の着手

「特定施設の設置の着手」とは，現場における工事の着手を指します。「特定施設の設置」の範囲には，樹木の伐採や造成工事を含むものとし，現地調査，測量，墨だし等の準備工は含まないものとします。

なお，設置工事の着手については，必要な法的手続等を行った上で着手されるものであることのほか，工事に着手した後に，正当な理由なく工事を行わないなど，継続性が確認できないものについては着手とみなすことができない場合があります。

２）許可を要する区域の考え方

防災上及び自然環境や生活環境の保全上特段の配慮が必要な区域を，許可を要する区域として定めています。

① 斜度 30 度以上の勾配を有する土地を含む区域

事業に着手する前の時点において，事業区域内に斜度 30 度以上の勾配（地表面と水平面がなす角度をいう。）を有する土地を含む場合をいいます。

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例における「がけ」の定義と同様，高低差が 1 メートル超で地表面に対して 30 度以上の土地とします。小さな段差の存在をもって許可が必要な区域とみなすことはありません。

② 市街化調整区域

本市では，都市計画法に基づき，豊かな自然環境や農地などを守るとともに，無秩序な土地利用を防ぐために，市域の全面積の約６割について，市街化を抑制する市街化調整区域に指定しています。この趣旨に鑑み許可を要することとしています。

③ 条例第８条第３号から第 10 号に規定する住居系地域

条例第８条第３号から第 10 号に規定する住居系地域については，太陽光発電施設からの反射光等によって近隣の住環境に悪影響を与えるおそれがあることから，許可が必要な区域としています。また，市街化調整区域において旧住宅地造成事業に関する法律第４条に基づく認可を受けた住宅団地（生野高原住宅団地・広野ゴルフ団地の一部）についても，前述の住居系地域と同様，許可が必要な区域としています。

条例第８条第３号から第 10 号に規定する住居系地域の確認方法
＜用途地域＞
【都市局都市計画課】
・神戸市情報マップ（https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal）の
「都市計画・まちづくり」-「用途地域」
＜旧住宅地造成事業に関する法律第４条に基づく認可を受けた住宅団地の範囲＞
【都市局都市計画課（調整区域ライン）】
・市街化調整区域の開発（建築）許可基準の運用基準３及び運用基準 23 の認可地域

④ 鉄道用地又は道路用地の敷地境界線に隣接する区域のうち規則で定める区域

交通インフラの保全の観点から，鉄道及び幹線道路の近傍を許可が必要な区域としています。

本条例の対象となる「鉄道」

本条例の対象となる「鉄道」は，鉄道事業法施行規則第４条第１項に掲げる「普通鉄道」です。

（神戸市内の「普通鉄道」に係る事業者）

西日本旅客鉄道，阪急電鉄，阪神電気鉄道，神戸高速鉄道，山陽電気鉄道，
神戸市営地下鉄，神戸電鉄

許可が必要な「鉄道敷地」からの距離

上記の「鉄道敷地」の敷地境界線から水平距離で 50m以内の土地を事業区域に含む場合は，特定事業の実施にあたって許可が必要です。

本条例の対象となる「道路」

本条例の対象となる「道路」は，次のとおりです。

道路の種類	対象となる主な道路
高速自動車国道	中国縦貫自動車道・山陽自動車道・新名神高速道路
一般国道 （計 7 路線）	2 号・28 号・43 号・174 号・175 号・176 号・428 号
都道府県道 （計 40 路線）	神戸三田線<15>・明石神戸宝塚線<16>・西脇三田線<17>・神戸明石線<21>・神戸三木線<22>・新神戸停車場線<30>・三木三田線<38>・宝塚唐櫃線<51>・小部明石線<52>・神戸加古川姫路線<65>・山田三田線<73>・大沢西宮線<82>・平野三木線<83>・神戸加東線<85>・灘三田線<95>※・有馬山口線<98>・西脇口吉川神戸線<144>・大久保稲美加古川線<148>・岡場停車場線<195>・五社停車場線<196>・鈴蘭台停車場線<197>・東灘停車場線<198>・須磨停車場線<199>・垂水停車場線<200>・切畑道場線<327>・本庄本山線<345>・淡河吉川線<354>・定塚四軒茶屋線<357>・有瀬大蔵谷線<366>・野村明石線<377>・六分一神出線<378>・岩岡魚住線<378>・平荘大久保線<384>・平野舞子停車場線<487>・長坂垂水線<488>・兵庫埠頭線<489>・摩耶埠頭線<491>・市野瀬有馬線<506>・神出山田自転車道<563>・東灘芦屋線<722> ※六甲有料道路・六甲北有料道路含む
自動車専用道路	神戸淡路鳴門自動車道 阪神高速道路（神戸線・湾岸線・北神戸線・神戸山手線） 第二神明道路・第二神明道路北線
市長が特に必要と認める道路	（現在，指定なし）

許可が必要な「道路敷地」からの距離

上記の「道路敷地」の敷地境界線から水平距離で 20m以内の土地を事業区域に含む場合は，特定事業の実施にあたって許可が必要です。

④ 鉄道用地の敷地境界線からの距離の基本的な考え方

分類	イメージ	許可を要する区域への該当性
一般的な場合	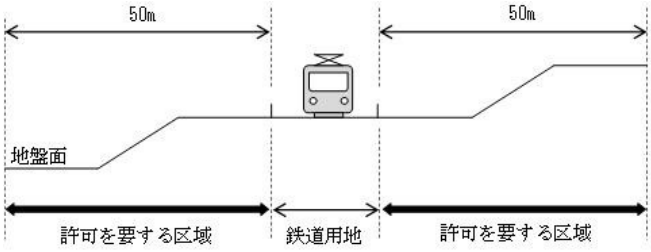	鉄道用地の敷地境界から 50m以内の区域を事業区域に含む場合は，許可が必要。
トンネルの場合	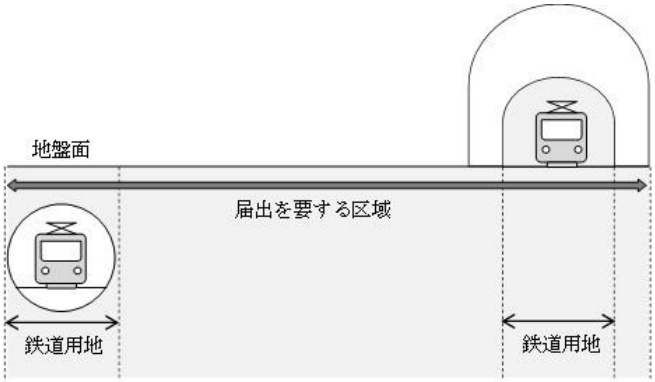	トンネルの場合は，鉄道用地の敷地境界から 50m以内の区域であっても，許可は不要（ただし設置届出が必要）。
トンネル出口部分の場合	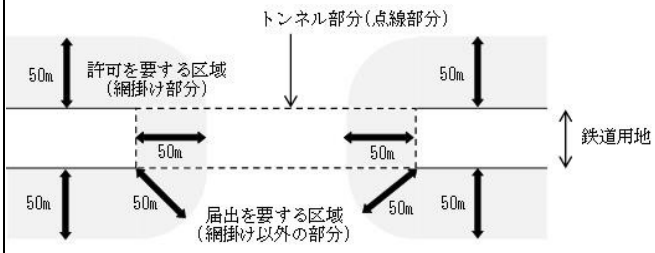 （上から見た図）	トンネル出口部分の場合は，トンネルより外の鉄道用地の敷地境界から 50m以内の区域を事業区域に含む場合は，許可が必要。

⑤ 道路用地の敷地境界線からの距離の基本的な考え方

分類	イメージ	許可を要する区域への該当性
一般的な場合	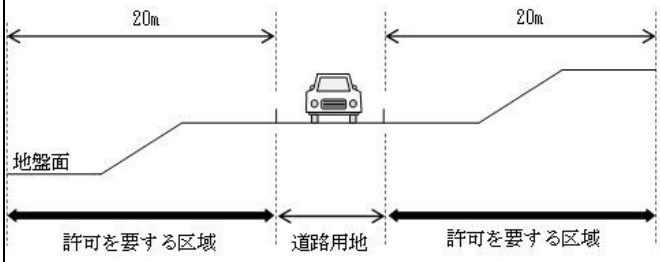	道路用地の敷地境界から 20m以内の区域を事業区域に含む場合は，許可が必要。
トンネルの場合	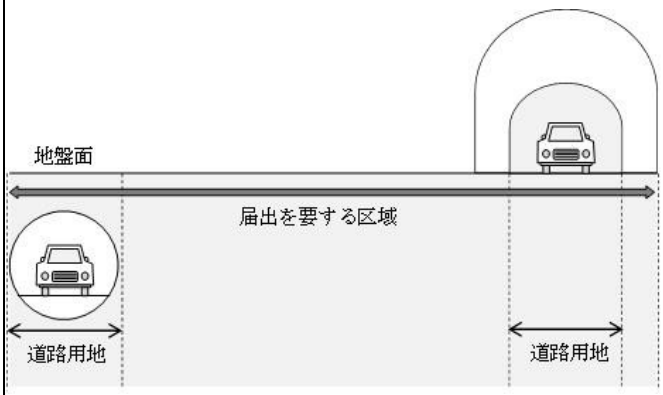	トンネルの場合は，道路用地の敷地境界から 20m以内の区域であっても，許可は不要（ただし設置届出が必要）。
トンネル出口部分の場合	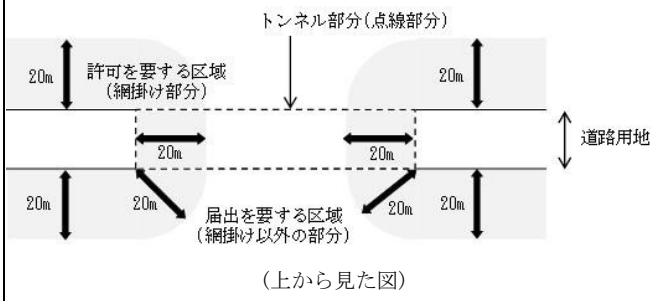	トンネル出口部分の場合は，トンネルより外の道路用地の敷地境界から 20m以内の区域を事業区域に含む場合は，許可が必要。

（２）特定事業の実施に係る許可（条例第８条）

（特定事業の実施に係る許可）

第８条　（略）

２　前項の許可を受けようとする者は，事業計画が記載された書類（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添付した許可申請書を市長に提出しなければならない。

３　事業計画書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては，その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）

(2) 特定施設の設置に着手する予定日及び特定施設の設置が完了する予定日

(3) 事業区域の所在地及び面積

(4) 特定施設の設置に係る工事の設計

(5) 特定施設における有害物質として規則で定めるものの使用状況並びに使用されている場合はその物質の種類及びその量

(6) 特定施設の維持管理の方法及び特定施設を廃止した後の措置の方法

(7) 特定事業に係る資本費（特定施設の設置に係る工事費の総額をいう。）及び第 23 条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（特定事業の実施に係る許可の申請）

第６条　条例第８条第２項に規定する許可申請書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 特定施設の発電出力(蓄電所の場合は、出力及び容量)

(3) 前各号に掲げるほか，市長が必要と認める事項

２　条例第８条第２項（条例第 10 条第３項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は，次に掲げる書類とする。

(1) 別表第２の左欄に掲げる書類

(2) 条例第 6 条の 2 の規定に基づく申請その他の当該手続を行ったことを証する書類

(3) 条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、特定施設の設置予定場所の周辺地域の住民に対し、特定事業の実施に係る計画の内容等を周知させるために実施した措置及びその結果を記した書類

(4) 前号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

３　前項第１号に掲げる書類にはそれぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載し，又は当該書類として同表の右欄に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において，同表の中欄に縮尺の指定がある書類については，その縮尺に従った図面を掲載しなければならない。

４　条例第8条第3項第5号に規定する有害物質は、鉛、カドミウム、ヒ素及びセレンとする。

５　条例第８条第３項第８号に規定する規則で定める事項は，特定事業を実施しようとする事業者が法人である場合において，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定めるものとする。

(1)　当該法人に係る発行済株式の総数の100分の５以上の数の株式を有する株主があるとき　当該株主の氏名又は名称及び当該株主の有する株式の数

(2)　当該法人の出資の総額の100分の５以上を出資している者があるとき　当該者の氏名又は名

称及び当該者が出資した金額

１）許可申請書の作成

特定事業許可申請書は，産雇様式４により作成してください。

特定事業の実施に係る事業計画書は，参考様式５により作成してください。

添付書類は，次のとおりです（**規則第６条第２項**）。

添付すべき書類	縮尺	記載すべき事項又は提出すべき書類
１　**事業者を確認するための書類**	指定なし	個人にあっては住民票（本籍地（外国人にあっては，国籍）が記載されたものに限る。），法人にあっては登記事項証明書
２　**事業区域及びこれに隣接する土地について確認するための書類**	指定なし	事業区域及びこれに隣接する土地に係る土地登記簿謄本並びに事業区域に係る土地の公図の写し
３　所有権以外の権利に基づいて事業区域に係る土地を使用する場合にあっては，その使用権を確認するための書類	指定なし	賃貸借契約書，使用承諾書その他これらに相当するもの
４　**周辺地域の住民などへの説明実施記録** **参考様式６）**	指定なし	(1) 説明会開催を周辺地域の住民等に通知した範囲(第４条第１項に規定する説明会を開催した場合に限る。)、説明した周辺地域の住民等の氏名等及び同条第２項第１号アからウまでのいずれに該当するかの別(同条第３項に基づく事前周知措置を実施した場合にあっては、周知した周辺地域の住民等の氏名等及び同条第３項第２号のいずれに該当するかの別) (2) 説明の方法 (3) 説明の時期、場所その他の状況
５　**設計説明書** **（参考様式７）**	指定なし	(1) 事業者の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 特定施設の設置に係る工事の概要 (4) 事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する設計の概要 (5) 防災上の措置に関する設計の概要 (6) 安全性の確保に関する設計の概要 (7) その他市長が必要と認める事項に関する設計の概要

6　**位置図**	10,000 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路，市街地，集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域 ※ (5)については，「19 排水施設計画平面図」に記載してもよい。
7　**区域図**	2,500 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 市町界 (5) 市町の区域内の町又は字の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番，土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称
8　**求積図**	500 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の面積及び保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 特定工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 (5) 湖沼，ため池その他の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式
9　**現況図**	2,500 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種 (5) 現況における植生の状況 (6) 現況写真との照合符号及び撮影方向
10　**現況写真**	指定なし	事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真

11　**配置図**	1,000 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 特定工作物の位置，形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置，形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀，柵，擁壁等の位置及び形状
12　**平面図**	500 分の１以上	特定工作物の形状，寸法，材料の種別，仕上げ方法及び色彩
13　**立面図**	500 分の１	特定工作物の形状，材料の種別，仕上げ方法及び色彩
14　**断面図**	500 分の１以上	(1) 特定工作物の形状及び高さ (2) 特定工作物を設置する地盤の形状及び勾配 (3) 太陽電池モジュールの傾斜角度
15　**完成予想カラー図**	指定なし	特定施設が完成したときの予想カラー図 ※計画と同製品の太陽電池モジュール・架台のカラー写真でも可。
16　反射光影響予測図	指定なし	太陽電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲
17　**造成計画平面図**	1,000 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法(のり)面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置 ※1　特定工作物の設置位置，設置範囲寸法，設置地盤の勾配を記載すること。 ※2　造成を行わない場合は現況平面図を使用し，特定工作物設置位置等必要事項を記載すること。
18　**造成計画縦横断図**	1,000 分の１以上	(1) 事業区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖又は擁壁の位置 (4) 法(のり)面の保護の方法 ※1　特定工作物の設置位置，設置範囲寸法，設置地盤の勾配を記載すること。 ※2　造成を行わない場合は現況断面図を使用し，特定工作物設置位置等必要事項を記載すること。

19　**排水施設計画平面図**	500 分の１以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置，種類，材料，形状，内法（のり）寸法，勾配，水の流れの方向，吐口の位置及び放流先の名称 ※1　事業区域界も明示すること。 ※2 「排水区域」＝「事業区域」＋「地形上，事業区域外から事業区域へ流入水が入ってくる区域」。 ※3　事業区域から下流へ排水処理を行う流末排水施設全てを記載（私有水路，公共水路，道路側溝，河川管理者の管理する河川，公共下水管理者の管理する雨水管路，ため池等）。
20　崖の断面図	50 分の１以上	(1) 崖の高さ，勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法
21　擁壁の断面図	50 分の１以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置，材料及び内法（のり）寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置，材料及び寸法
22　**特定工作物の構造図**	50 分の１以上	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置，寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 ※全ての架台パターンを添付すること。
23　**管理方法説明書（参考様式８）**	指定なし	(1) 事業者の概要 (2) 特定施設の管理の方法の概要 (3) 特定施設の廃止後において行う措置に関する計画の概要 (4) その他市長が必要と認める事項
24　**廃止後の措置を示した平面図**	1,000 分の１以上	特定施設の廃止後において行う措置に関する計画
25　**特定工作物の構造計算書**	指定なし	(1) 基礎・地盤説明書 (2) 荷重・外力計算書 (3) 応力計算書及び断面計算書 (4) 基礎の構造計算書
26　その他市長が必要と認める図書	指定なし	※その他，必要に応じて事業計画に関連する資料を求めることがあります。 以下に例を示します。

		(1) **チェックリスト（参考様式 18）** (2) 委任状（代理者が許可申請，届出等の手続を行う場合） (3) 他法令に関する許可書及び許可図面［土地利用計画図，平面図，断面図，擁壁展開図，擁壁・法面保護工・排水施設構造図等］の写し（施設基準に関するもの。申請中の場合は許可等がおりた段階で添付。） (例)森林法に基づく林地開発許可書 宅地造成等規制法に基づく許可書 砂防法に基づく砂防指定地内制限行為許可書 総合治水条例に基づく工事計画届出書 電気事業法に基づく工事計画届出書 再エネ特措法に基づく再生エネルギー発電事業計画認定通知書 兵庫県ため池の保全等に関する条例に基づく制限行為許可書 (4) **土砂災害危険箇所図** 砂防法，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律，地すべり等防止法，土砂災害防止法（略称）に基づく区域が表示された図面 (5) **用途地域図** 都市計画法に基づく用途地域が示された図面 (6) 切土・盛土求積図（造成を行う場合） (7) 擁壁の展開図，構造図，構造計算書（擁壁を施工する場合） (8) 法面保護工の構造図，構造計算書（法面保護工を施工する場合） (9) **排水流域図，流量計算書，排水施設構造図等**（「排水区域」＝「事業区域」＋「地形上，事業区域外から事業区域へ流入水が入ってくる区域」） (10)排水施設使用にあたり，管理者の同意を得ていることが分かる書類 (11) 調整池にかかる書類一式（調整池を設置する場合） (12) **防災計画書** (13) **地盤調査書**

		(14)　神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則第 10 条第 1 項第 2 号に適合していることが確認できる図

※**太字**で記している添付図書は，提出が必須のものです。
※必要に応じて複数の図書を一つにまとめることや，一つの図書を別図に分割することも可能です。

２）許可申請書の提出

・提出書類：特定事業許可申請書（参考様式４），事業計画書（参考様式５），添付書類
・提出部数：３部（正本１部，副本２部）
・提出先　：神戸市環境局環境保全課
※提出にあたっては，予め環境保全課にご連絡ください。
・許可に要する期間：許可に係る標準審査期間（申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間）は 40 日です。（標準処理期間には閉庁日や事業者が補正対応に要した期間を含みません。）

３）申請手数料

許可申請には，申請手数料の納付が必要です。電子申請（e-KOBE：神戸市スマート申請システム）よりお手続きください（https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home）。

申請の種類	手数料の額	
	事業区域面積 1,000 ㎡以上	事業区域面積 1,000 ㎡未満
特定事業の実施に係る許可申請	151,000 円	82,000 円

（３）許可の基準（条例第９条）

（許可の基準等）

第９条　市長は，前条第１項の許可に係る申請があった場合において，当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ，同項の許可をしてはならない。

(1) 事業計画の内容が第４条第２項に規定する施設基準に適合していること。

(2) 第 6 条の 2 に規定する規則で定める法令等の手続を要する場合、当該手続が行われていること。

(3) 当該申請の日が第 6 条の 3 第 3 項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して 3 年を経過していないこと。

(4) 第 7 条第 1 項に規定する措置が実施されていること。

(5) 第 19 条第 1 項に規定する保証金の預入がされ、同条第 3 項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。

２　市長は，前条第１項の許可に，災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のため必要な条件を付すことができる。

３　市長は，前条第１項の許可の申請に対して，許可の決定又は許可をしない決定をしたときは，その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

１）許可の基準

市は，事業計画の内容が施設基準に適合していると認められた場合に許可をします。

また, 許可にあたって, 関係法令の手続が実施されていること，事前協議に係る意見通知を受けた日の翌日から起算して 3 年を経過していないこと, 近隣関係者への説明が行われていること, 及び, 廃棄等費用の金融機関への預入及び当該預金に対し市による質権設定契約が締結されていることが条件となります。

なお，許可にあたって，災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために条件を付す場合があります。

２）許可に係る標準処理期間

許可（変更許可を含む）に係る標準処理期間（申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間）は 40 日です。

この期間は，申請到達日の翌日から処分の交付日までで計算しています。この期間には，土曜日，日曜日その他の本市の休日及び補正を命じるための指導期間を含みません。

（４）事業計画の変更の許可等（条例第10条）

（事業計画の変更の許可等）

第10条　第８条第１項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は，当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは，当該変更に伴い生じる工事に着手する前に，規則で定めるところにより，市長の許可を受けなければならない。ただし，次に掲げる変更をしようとするときは，この限りでない。

(1) 特定施設の設置に係る規則で定める軽微な変更

(2) 特定施設の維持管理の方法に係る変更

(3) 特定施設を廃止した後の措置の方法に係る変更

２　許可事業者は，前項ただし書に規定する変更をしたときは，遅滞なく，規則で定めるところにより，市長に届け出なければならない。

３　第６条の２、第６条の３、第８条第２項及び第３項並びに前条の規定は，第１項の許可について準用する。

（事業計画の変更の許可）

第７条　条例第 10 条第１項の規定に基づき事業計画の変更の許可を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した変更許可申請書を提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 特定施設の発電出力(蓄電所の場合は、出力及び容量)

(3) 変更の内容

(4) 変更の理由

(5) 条例第８条第１項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては，当該特定事業に係る許可番号及び許可年月日

(6) 前各号に掲げるほか，市長が必要と認める事項

（事業計画の変更の許可が不要である軽微な変更）

第８条　条例第 10 条第１項第１号に規定する規則で定める軽微な変更は，次に掲げるものとする。

(1) 条例第８条第３項第１号，第２号，第７号及び第８号に掲げる事項の変更

(2) 条例第８条第３項第４号に掲げる事項の変更のうち，次に掲げるもの

ア　事業区域の面積の減少

イ　事業区域内の森林又は緑地の面積の増加

ウ　特定施設に係る工作物（以下「特定工作物」という。）の水平投影面積の減少

エ　特定工作物の構造耐力上主要な部分以外の材料又は構造の変更

オ　アからエまでに掲げるもののほか，変更後においても施設基準に適合することが明らかな変更

（事業計画の変更の許可が不要である軽微な変更に係る届出）

第９条　条例第 10 条第２項の規定による届出は，次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとし，かつ，当該届出書には変更内容を証する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所(法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地）
(2) 特定施設の発電出力(蓄電所の場合は、出力及び容量)
(3) 事業区域の所在地及び面積
(4) 変更の内容
(5) 変更の理由
(6) 条例第 8 条第 1 項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては、許可番号及び許可年月日
(7) 前各号に掲げるほか，市長が必要と認める事項

１）事業計画の変更許可及び軽微変更届出の趣旨

事業計画のうち，①事業区域の所在地及び面積，②設置工事の設計の変更については，設置工事に関する重要な変更であることから，これらを変更しようとする場合は，関係法令などの手続（第６条の２），事前協議（第６条の３）及び近隣関係者への説明（条例第７条）を実施した上で，事業計画の変更許可申請を行う必要があります。

一方，軽微変更に該当する場合は，変更後，遅滞なく軽微変更届出を行う必要があります。

事業計画に変更が生じることが判明した場合は，変更内容によって許可申請の要・不要や必要な手続が異なるため，早い段階で市に相談してください。

＜変更許可と軽微変更届出の要件の違い＞

＜変更許可に該当する変更＞

① 事業区域の所在地及び面積
② 特定施設の設置に係る工事の設計
③ 特定施設における有害物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）の使用状況並びに使用されている場合はその物質の種類及びその量
（いずれの場合も軽微変更届出に該当するものを除く。）

＜軽微変更届出に該当する変更＞

① 事業者の氏名及び住所の変更（規則第８条第１項第１号）
② 特定施設の設置工事の着手予定日又は完了予定日の変更（規則第８条第１項第１号）
③ 資本費及び損害賠償責任保険への加入に関する事項の変更（規則第８条第１項第１号）
④ ５％以上の株主又は出資者の変更（規則第８条第１項第１号）（※事業者が法人に限る）
⑤ 特定施設の設置に係る工事の設計のうち，次に掲げる変更（規則第８条第１項第２号）
　(ｱ) 事業区域の面積の減少
　(ｲ) 事業区域内の森林又は緑地の面積の増加
　(ｳ) 特定工作物（太陽光パネル及びその他の付帯設備）の水平投影面積の減少
　(ｴ) 特定工作物の構造耐力上主要な部分以外の材料又は構造の変更
　(ｵ) (ｱ)から(ｴ)までに掲げるもののほか，変更後においても施設基準に適合することが明らかな変更
⑥ 特定施設の維持管理の方法に係る変更（条例第10条第１項第２号）
⑦ 特定施設を廃止した後の措置の方法に係る変更（条例第 10 条第１項第３号）

注）ただし，施設基準の１の項目について安全側へ変更する場合でも，他の項目について安全側とは判断できない変更を伴う場合があるなど，軽微な変更に該当しないこともあるため，安全側への変更か否かについて事前に相談してください。

２）変更許可申請について

① 事前協議の実施

変更許可が必要となる場合は,変更する部分について,事前協議を行ってください。事前協議の方法は第２章３．事前協議をご確認ください。

② 変更許可申請書の作成

近隣関係者への説明、関係法令の手続（必要であれば）を行った上で，事業計画の変更許可申請書を参考様式９により作成してください。

許可申請時と同じく，あわせて事業計画書及び添付書類の提出が必要です（P.44 以降参照)。変更前と変更後を対比させるなどにより，変更内容が分かるようにしてください。変更内容に関係のない事業計画書の記載や添付書類については省略することが可能です。

③ 変更許可申請書の提出

・提出書類：特定事業変更許可申請書（参考様式９），事業計画書（参考様式５），添付書類
・提出部数：３部（正本１部，副本２部）
・提出先　：神戸市環境局環境保全課
※提出にあたっては，予め環境保全課にご連絡ください。
・許可に要する期間：変更許可に係る標準審査期間は 40 日です（標準処理期間には閉庁日や補正を命じるための指導期間を含みません。)。

④ 申請手数料

変更許可申請には，申請手数料の納付が必要です。電子申請（e-KOBE：神戸市スマート申請システム）よりお手続きください
(https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home)。

申請の種類	手数料の額	
	事業区域面積 1,000 ㎡以上	事業区域面積 1,000 ㎡未満
特定事業の実施に係る変更許可申請	128,000 円	59,000 円

３）軽微変更届出について

① 軽微変更届出書の作成

軽微変更届出書は，参考様式 10 により作成してください。

添付書類は，次のとおりです。

書類の種類	明示すべき事項等
1　変更内容が分かる書類	変更項目に関する変更前後の内容
2　その他市長が必要と認める書類	以下の書類を添付してください。 ※必要に応じて，下記に掲げる以外の書類の添付を求める場合があります。 (1) チェックリスト（参考様式 19） (2) 委任状（代理者が手続を行う場合）

② 軽微変更届出書の提出

・提出時期：変更後遅滞なく

・提出書類：特定事業軽微変更届出書（参考様式 10），添付書類

・提出部数：３部（正本１部，副本２部）

・提出先　：神戸市環境局環境保全課

※提出にあたっては，予め環境保全課にご連絡ください。

（５）特定施設の設置の完了検査（条例第11条）

（特定施設の設置の完了に係る検査）
第11条　許可事業者は，特定施設の設置（前条第１項の変更に伴い生じる工事を含む。）が完了したときは，規則で定めるところにより，その特定施設の設置が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて，遅滞なく，市長の検査を受けなければならない。
２　市長は，前項の検査の結果，特定施設の設置が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認めたときは，規則で定めるところにより，その旨を許可事業者に通知するものとする。
３　許可事業者は，前項の通知を受ける前に許可に係る特定施設を稼動させて電気事業者その他の者に電気を供給してはならない。

（特定施設の設置の完了に係る検査）
第 10 条　条例第 11 条第１項の検査を受けようとする者は，特定施設の設置の完了後，速やかに次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。
(1) 検査を受けようとする者の氏名及び住所(法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
(2) 特定施設の設置に着手した日及び特定施設の設置が完了した日
(3) 特定施設の発電出力(蓄電所の場合は、出力及び容量)
(4) 事業区域の所在地及び面積
(5) 条例第 8 条第 1 項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては、許可番号及び許可年月日
(6) 前各号に掲げるほか，市長が必要と認める事項
２　前項の規定により提出する書類には，工事写真（特定施設の設置に係る工事の各工程の状況及び当該工事の完了後の状況が分かるカラーのものに限る。）その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
３　条例第 11 条第２項の規定による通知は，様式第１号によるものとする。

１）完了検査の趣旨

完了検査では，許可内容と現地の状況が合致しているかを確認します。完了検査の結果，許可を受けた事業計画の内容に適合していると認めたときは，検査済通知書を交付します。

２）完了検査申請書の作成

完了検査申請書は，参考様式 11 により作成してください。
添付書類は，次のとおりです。

書類の種類	明示すべき事項等
１　工事写真	・工事着手前，完了後の状況が分かる写真（前後同一アングル） ・各種工事の工程の状況，出来形管理，品質管理 （各種工事とは，伐採工事，造成工事，基礎工事，各種工作物設置工事などを指す。） ・許可申請書類（変更許可申請書類，軽微変更届出書類）に記載した構造物・造成工事の出来形測定写真，規格値を満たしてい

	ることが分かる写真，使用材料写真等（これらの写真は品質証明書や各種試験証明書に替えることができる。） （例）【架台基礎工・擁壁工】地耐力測定・配筋・底版長・底版厚・たて壁厚・全高・見え高・根入れ長・盛土締め固め巻き出し厚等 【造成工】盛土締め固め巻き出し厚，締め固め状況，特定工作物設置箇所の地盤の勾配等
２　その他市長が必要と認める書類	以下の書類を添付してください。 ※必要に応じて，下記に掲げる以外の書類の添付を求める場合があります。 (1) チェックリスト（参考様式 20） (2) 委任状（代理者が手続を行う場合） (3) 他法令に関する完了検査済証等の写し（施設基準に関するもの。完了検査済証等がある場合）及び該当法令の施設基準に関する図面 (4) 許可申請書類（変更許可申請書類，軽微変更届出書類）に対して，朱書きで実測値，使用材料，規格値等を記載した書類。これらの値等と許可時の値等が対比できるようにすること。なお，工事写真にて確認できる箇所は朱書き実測値に○をつけること。（許可図書通りの場合は，許可図書通りとの記載も可。）

３）完了検査申請書の提出

・提出時期：特定施設に係る設置工事の完了後遅滞なく
・提出書類：特定施設設置完了検査申請書（参考様式 11），添付書類
・提出部数：３部（正本１部，副本２部）
・提出先　：神戸市環境局環境保全課
※提出にあたっては，予め環境保全課にご連絡ください。
・検査に要する期間：完了検査に係る標準審査期間（申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間）は 15 日です。（標準処理期間には閉庁日や補正を命じるための指導期間を含みません。）

４）特定施設の供用開始

事業者は，工事完了検査済通知書の交付を受けるまでは，特定施設を稼働させて電気事業者その他の者に電気を供給してはいけません。

（６）許可の取消し（条例第12条）

（許可の取消し）

第 12 条　市長は，許可事業者が次のいずれかに該当するときは，第８条第１項及び第 10 条第１項の許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により，第８条第１項又は第 10 条第１項の許可を受けたとき。

(2) 第８条第１項又は第 10 条第１項の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 第８条第１項又は第 10 条第１項の許可に係る事業計画に従わないで特定事業を実施したとき。

(4) 第８条第１項又は第 10 条第１項の許可を受けた日から起算して１年を経過した日までに特定施設の設置に着手しなかったとき。

(5) 第８条第１項又は第 10 条第１項の許可を受けた日から起算して５年を経過した日までに前条第１項の規定に基づく検査を受けなかったとき。

(6) 前条第１項の特定施設の設置の完了に係る検査を受けないで，又は同条第２項の通知を受けないで許可に係る特定施設を稼動させて電気事業者その他の者に電気を供給したとき。

(7) 第19条第１項の規定による保証金の預入をせず，又は同条第３項の規定による質権設定契約の締結をせずに特定事業を実施したとき。

(8) 第23条の規定による損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において，当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに特定事業を実施したとき。

１）許可の取消しの趣旨

許可事業者が，条例第 12 条各号のいずれかに該当するときは，条例第８条第１項及び条例第 10 条第１項の許可を取り消すことができる規定を設けています。

６　特定事業の実施に係る届出

（１）特定事業の実施に係る届出（条例第13条）

（第８条第１項各号に掲げる区域の外における特定事業の実施に係る届出）

第 13 条　事業者は，第８条第１項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）の外において特定事業を実施しようとするとき（第６条ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。）は，特定施設の設置に着手する日の 60 日前までに，市長に届け出なければならない。

２　前項の届出を行おうとする者は，事業計画書その他規則で定める書類を添付した届出書を市長に提出しなければならない。

３　第８条第３項の規定は，前項の事業計画書について準用する。

４　第6条の2の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

５　第1項の届出を行おうとする者は、第6条の3第1項に規定する事前協議書を市長に提出するよう努めるものとする。

６　第1項の届出を行おうとする者は、前項の規定により事前協議書を市長に提出した場合において、第6条の3第1項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、同条第2項に規定する変更協議書を市長に提出するよう努めるものとする。ただし、軽微な変更として規則で定めるものに該当する場合は、この限りでない

（条例第８条第１項各号に掲げる区域の外における特定事業の実施に係る届出）

第 11 条　条例第 13 条第１項の規定による届出は，次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。

(1)　届出者の氏名及び住所（法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2)　特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）

(3)　前各号に掲げるほか，市長が必要と認める事項

２　条例第13条第２項に規定する規則で定める書類は，第６条第２項各号に掲げる書類とする。この場合においては，同条第３項の規定を準用する。

１）特定事業の届出の趣旨

条例第６条の禁止区域及び条例第８条の許可を要する区域以外で特定事業を実施しようとするときは，特定施設の設置に着手する前に，あらかじめ届出を行うことが必要です。特定事業の届出があった場合，市はその事業計画を把握するとともに，施設基準への適合性を確認します。

特定施設の設置の着手（再掲）

「特定施設の設置の着手」とは，現場における工事の着手を指します。また，その範囲には，樹木の伐採や造成工事を含むものとし，現地調査，測量，墨だし等の準備工は含まないものとします。

なお，「特定施設の設置の着手」については，必要な法的手続等を行った上で着手されるものであることのほか，工事に着手した後に，正当な理由なく工事を行わないなど，継続性が確認できないものについては着手とみなすことができない場合があります。

２）届出書の作成

特定事業届出書は，参考様式 12 により作成してください。

特定事業の実施に係る事業計画書は，参考様式５により作成してください。

添付書類は，次のとおりです。（規則第 11 条第２項）

添付すべき書類	縮尺	記載すべき事項又は提出すべき書類
1　**事業者を確認するための書類**	指定なし	個人にあっては住民票（本籍地（外国人にあっては，国籍）が記載されたものに限る。），法人にあっては登記事項証明書
2　**事業区域及びこれに隣接する土地について確認するための書類**	指定なし	事業区域及びこれに隣接する土地に係る土地登記簿謄本並びに事業区域に係る土地の公図の写し
3　所有権以外の権利に基づいて事業区域に係る土地を使用する場合にあっては，その使用権を確認するための書類	指定なし	賃貸借契約書，使用承諾書その他これらに相当するもの
4　**周辺地域の住民等への説明実施記録（参考様式６）**	指定なし	(1)　説明会開催を周辺地域の住民等に通知した範囲（第 4 条第 1 項に規定する説明会を開催した場合に限る。）、説明した周辺地域の住民等の氏名等及び同条第 2 項第 1 号アからウまでのいずれに該当するかの別（同条第 3 項に基づく事前周知措置を実施した場合にあっては、周知した周辺地域の住民等の氏名等及び同条第 3 項第 2 号のいずれに該当するかの別） (2)　説明の方法 (3)　説明の時期、場所その他の状況

5　**設計説明書** **（参考様式７）**	指定なし	(1) 事業者の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 特定施設の設置に係る工事の概要 (4) 事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する設計の概要 (5) 防災上の措置に関する設計の概要 (6) 安全性の確保に関する設計の概要 (7) その他市長が必要と認める事項に関する設計の概要
6　**位置図**	10,000 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路，市街地，集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域 ※ (5)については，「19 排水施設計画平面図」に記載してもよい。
7　**区域図**	2,500 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 市町界 (5) 市町の区域内の町又は字の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番，土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称
8　**求積図**	500 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の面積及び保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 特定工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 (5) 湖沼，ため池その他の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式

9　**現況図**	2,500 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種 (5) 現況における植生の状況 (6) 現況写真との照合符号及び撮影方向 ※事業区域内に斜度 30 度以上の勾配を有する土地を含まないことを証すること（現況断面図添付可）。
10　**現況写真**	指定なし	事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
11　**配置図**	1,000 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 特定工作物の位置，形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置，形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀，柵，擁壁等の位置及び形状
12　**平面図**	500 分の１以上	特定工作物の形状，寸法，材料の種別，仕上げ方法及び色彩
13　**立面図**	500 分の１	特定工作物の形状，材料の種別，仕上げ方法及び色彩
14　**断面図**	500 分の１以上	(1) 特定工作物の形状及び高さ (2) 特定工作物を設置する地盤の形状及び勾配 (3) 太陽電池モジュールの傾斜角度
15　**完成予想カラー図**	指定なし	特定施設が完成したときの予想カラー図 ※計画と同製品の太陽電池モジュール・架台のカラー写真でも可。
16　反射光影響予測図	指定なし	太陽電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲
17　**造成計画平面図**	1,000 分の１以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法（のり）面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置 ※1　特定工作物の設置位置，設置範囲寸法，設置地盤の勾配を記載すること。

		※2　造成を行わない場合は現況平面図を使用し，特定工作物設置位置等必要事項を記載すること。
18　**造成計画縦横断図**	1,000 分の１以上	(1) 事業区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖又は擁壁の位置 (4) 法(のり)面の保護の方法 ※1　特定工作物の設置位置，設置範囲寸法，設置地盤の勾配を記載すること。 ※2　造成を行わない場合は現況断面図を使用し，特定工作物設置位置等必要事項を記載すること。
19　**排水施設計画平面図**	500 分の１以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置，種類，材料，形状，内法(のり)寸法，勾配，水の流れの方向，吐口の位置及び放流先の名称 ※1　事業区域界も明示すること。 ※2　「排水区域」＝「事業区域」＋「地形上，事業区域外から事業区域へ流入水が入ってくる区域」。 ※3　事業区域から下流へ排水処理を行なう流末排水施設全てを記載（私有水路，公共水路，道路側溝，河川管理者の管理する河川，公共下水管理者の管理する雨水管路，ため池等）。
20　崖の断面図	50 分の１以上	(1) 崖の高さ，勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法
21　擁壁の断面図	50 分の１以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置，材料及び内法(のり)寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置，材料及び寸法
22　**特定工作物の構造図**	50 分の１以上	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置，寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 ※全ての架台パターンを添付すること。

23　**管理方法説明書（参考様式８）**	指定なし	(1) 事業者の概要 (2) 特定施設の管理の方法の概要 (3) 特定施設の廃止後において行う措置に関する計画の概要 (4) その他市長が必要と認める事項
24　**廃止後の措置を示した平面図**	1,000 分の１以上	特定施設の廃止後において行う措置に関する計画
25　**特定工作物の構造計算書**	指定なし	(1) 基礎・地盤説明書 (2) 荷重・外力計算書 (3) 応力計算書及び断面計算書 (4) 基礎の構造計算書
26　その他市長が必要と認める図書		※その他，必要に応じて事業計画に関連する資料を求めることがあります。 以下に例を示します。 (1) チェックリスト（参考様式 18） (2) 委任状（代理者が許可申請，届出等の手続を行う場合） (3) 他法令に関する許可書及び許可図面［土地利用計画図，平面図，断面図，擁壁展開図，擁壁・法面保護工・排水施設構造図等］の写し（施設基準に関するもの。申請中の場合は許可等がおりた段階で添付。） (例)森林法に基づく林地開発許可書 宅地造成等規制法に基づく許可書 砂防法に基づく砂防指定地内制限行為許可書 総合治水条例に基づく工事計画届出書 電気事業法に基づく工事計画届出書 再エネ特措法に基づく再生エネルギー発電事業計画認定通知書 (4) 土砂災害危険箇所図 砂防法，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律，地すべり等防止法，土砂災害防止法（略称）に基づく区域が表示された図面 (5) 用途地域図 都市計画法に基づく用途地域が示された図面 (6) 切土・盛土求積図（造成を行う場合） (7) 擁壁の展開図，構造図，構造計算書（擁壁

		を施工する場合） (8) 法面保護工の構造図，構造計算書（法面保護工を施工する場合） (9) **排水流域図，流量計算書，排水施設構造図等**（「排水区域」＝「事業区域」＋「地形上，事業区域外から事業区域へ流入水が入ってくる区域」） **(10)排水施設使用にあたり，管理者の同意を得ていることが分かる書類** (11) 調整池にかかる書類一式（調整池を設置する場合） (12) **防災計画書** (13) **地盤調査書** (14) **神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則第 10 条第 1 項第 2 号に適合していることが確認できる図**

※**太字**で記している添付図書は，提出が必須のものです。
※必要に応じて複数の図書を一つにまとめることや，一つの図書を別図に分割することも可能です。

３）届出書の提出

・提出時期：設置工事に着手する日の 60 日前まで
・提出書類：特定事業届出書（参考様式 12），事業計画書（参考様式５），添付書類
・提出部数：３部（正本１部，副本２部）
・提出先　：神戸市環境局環境保全課
※提出にあたっては，予め本市にご連絡ください。

（２）事業計画の変更に係る届出等（条例第14条）

（第８条第１項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出等）

第 14 条　前条第１項の届出をした者（以下「届出事業者」という。）は，当該届出に係る事業計画を変更しようとするときは，当該変更に伴い生じる工事に着手する日の 30 日前までに，規則で定めるところにより，市長に届け出なければならない。ただし，次に掲げる変更をしようとする届出事業者は，当該変更をした後に，遅滞なく，規則で定めるところにより，市長に届け出れば足りる。

(1) 特定施設の設置に係る規則で定める軽微な変更

(2) 特定施設の維持管理の方法に係る変更

(3) 特定施設を廃止した後の措置の方法に係る変更

２　前条第２項から第６項の規定は，前項本文の規定による届出について準用する。

３　前２項の規定にかかわらず，届出事業者が当該届出に係る事業計画を変更しようとした場合において変更後の事業計画に従えば第８条第１項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）において特定事業を実施することになるときは，当該届出事業者は，同項の規定による市長の許可を受けなければならない。この場合における同項の規定の適用については，同項中「特定施設の設置に着手する前」とあるのは，「特定施設の設置に係る変更後の工事に着手する前」とする。

（条例第８条第１項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出）

第 12 条　条例第 14 条第１項本文による届出は，次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）

(3) 変更の内容

(4) 変更の理由

(5) 条例に基づく特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっては，当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日

(6) 前各号に掲げるほか，市長が必要と認める事項

２　条例第 14 条第１項ただし書の規定による届出は，次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとし，かつ，当該届出書には変更内容を証する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）

(3) 事業区域の所在地及び面積

(4) 変更の内容

(5) 変更の理由

(6) 条例第 13 条第 1 項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっ

ては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日
(7) 前各号に掲げるほか，市長が必要と認める事項

（事業計画の変更に係る届出が不要である軽微な変更）
第13条　条例第14条第１項第１号に規定する規則で定める軽微な変更は，第８条各号に掲げるものとする。

１）変更届出，軽微変更届出の趣旨

事業計画のうち，①事業区域の所在地及び面積，②設置工事の設計の変更については，設置工事に関する重要な変更であることから，これらを変更しようとする場合は，関係法令などの手続（第６条の２）及び近隣関係者への説明（条例第７条）を実施した上で，事業計画の変更届出を行う必要があります。また、事前協議（第６条の３）を行うよう努めてください。

一方，軽微変更に該当する場合は，変更後，遅滞なく軽微変更届出を行う必要があります。

事業計画に変更が生じることが判明した場合は，変更内容によって変更届出の要・不要や必要な手続が異なるため，早い段階で本市に相談してください。

＜変更届出と軽微変更等届出の要件の違い＞

＜変更届出に該当する変更＞

① 事業区域の所在地及び面積
② 特定施設の設置に係る工事の設計
③ 特定施設における有害物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）の使用状況並びに使用されている場合はその物質の種類及びその量
（いずれの場合も，軽微変更等に該当するものを除く。）

＜軽微変更等届出に該当する場合＞

① 事業者の氏名及び住所の変更（規則第８条第１項第１号）
② 特定施設の設置工事の着手予定日又は完了予定日の変更（規則第８条第１項第１号）
③ 資本費及び損害賠償責任保険への加入に関する事項の変更（規則第８条第１項第１号）
④ ５％以上の株主又は出資者の変更（規則第８条第１項第１号）（※事業者が法人に限る。）
⑤ 特定施設の設置に係る工事の設計のうち，次に掲げる変更（規則第８条第１項第２号）
(ｱ) 事業区域の面積の減少
(ｲ) 事業区域内の森林又は緑地の面積の増加
(ｳ) 特定工作物（太陽光パネル及びその他の付帯設備）の水平投影面積の減少
(ｴ) 特定工作物の構造耐力上主要な部分以外の材料又は構造の変更
(ｵ) (ｱ)から(ｴ)までに掲げるもののほか，変更後においても施設基準に適合することが明らかな変更
⑥ 特定施設の維持管理の方法に係る変更（条例第10条第１項第２号）
⑦ 特定施設を廃止した後の措置の方法に係る変更（条例第 10 条第１項第３号）

注）ただし，施設基準の１の項目について安全側へ変更する場合でも，他の項目について安全側とは判断できない変更を伴う場合があるなど，軽微な変更に該当しないこともあるため，安全側への変更か否かについて事前に相談してください。

２）事業計画の変更に伴い，届出対象施設から許可対象施設になる場合

事業計画の変更に伴い，許可対象施設に該当することとなった場合，条例第８条に基づく許可を受ける必要があります。（条例第 14 条第１項に基づく変更届出は不要。）

（許可申請手続については，P. 43 以降を参照。）。

＜事業計画の変更によって，届出対象施設から許可対象施設になる場合の例＞

① 事業計画の変更に伴って，許可が必要な区域が事業区域に含まれる場合

＜変更前＞　　**＜変更後＞**

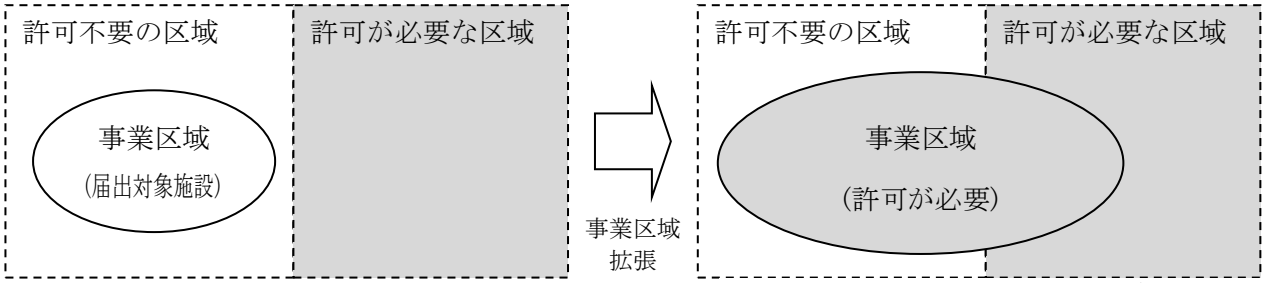

事業区域に許可を要する区域が含まれるため，許可申請が必要。

事業区域の一体性について

事業区域が，道路や水路などで分断された区域であっても，一体的に利用するものについては，原則として一つの事業区域とみなします。

３）変更届出について

① 事前協議の実施

変更届出が必要となる場合は，変更する部分について，事前協議を行うよう努めてください。事前協議の方法は第２章３．事前協議をご確認ください。

② 変更届出書の作成

近隣関係者への説明（条例第７条）、関係法令の手続（必要であれば）を行った上で，特定事業変更届出書を参考様式 13 により作成してください。

届出時と同じく，あわせて事業計画書及び添付書類の提出が必要です（P. 60 以降参照）。変更前と変更後を対比させるなどにより，変更内容が分かるようにしてください。変更内容に関係のない事業計画書の記載や添付書類については省略することが可能です。

② 変更届出書の提出

・提出時期：変更後の設置工事に着手する日の 30 日前まで
・提出書類：特定事業変更届出書（参考様式 13），事業計画書（参考様式５），添付書類
・提出部数：３部（正本１部，副本２部）
・提出先　：神戸市環境局環境保全課

４）軽微変更届出について

① 軽微変更届出書の作成

軽微変更届出書は，参考様式 10 により作成してください。

添付書類は，次のとおりです。

書類の種類	明示すべき事項等
1　変更内容の分かる書類	変更項目に関する変更前後の内容
2　その他市長が必要と認める書類	以下の書類を添付ください。 ※必要に応じて，下記に掲げる以外の書類の添付を求める場合があります。 (1) チェックリスト（参考様式 19） (2) 委任状（代理者が手続を行う場合）

② 軽微変更等届出書の提出

・提出時期：変更後遅滞なく
・提出書類：特定事業軽微変更届出書（参考様式 10），添付書類
・提出部数：３部（正本１部，副本２部）
・提出先　：神戸市環境局環境保全課

※提出にあたっては，予め本市にご連絡ください。

（３）特定施設の設置の完了に係る届出（条例第15条）

（第８条第１項各号に掲げる区域の外における特定施設の設置の完了に係る届出）
第15条　届出事業者は，特定施設の設置が完了したときは，規則で定めるところにより，遅滞なく，その旨を届け出なければならない。

（条例第８条第１項各号に掲げる区域の外における特定施設の設置の完了に係る届出）
第 14 条　条例第 15 条の規定による届出は，次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとし，かつ，当該届出書には工事写真（特定施設の設置に係る工事の各工程の状況及び当該工事の完了後の状況が分かるカラーのものに限る。）その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 特定施設の設置に着手した日及び特定施設の設置が完了した日
(3) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）
(4) 事業区域の所在地及び面積
(5) 条例第 13 条第 1 項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日
(6) 前各号に掲げるほか，市長が必要と認める事項

１）完了届出の趣旨

特定施設の設置工事が完了した場合には，工事中の各工程における状況の分かる写真や完成写真等を添付して届け出てもらうことにより，工事の完了について確認することとしています。

また，工事完了後に特定施設の維持管理が開始されることから，それを把握する目的も併せ持っています。

なお，完了届出内容が届出（又は変更届出）を受けた事業計画の内容に適合していない場合は，是正を求める場合があります。

２）完了届出書の作成

完了届出書は，参考様式 14 により作成してください。

添付書類は次のとおりです。

書類の種類	明示すべき事項等
1　工事写真	・工事着手前，完了後の状況が分かる写真（前後同一アングル） ・各種工事の工程の状況，出来形管理，品質管理 （各種工事とは，伐採工事，造成工事，基礎工事，各種工作物設置工事などを指す。） ・届出書類（変更届出書類，軽微変更届出書類）に記載した構造物・造成工事の出来形測定写真，規格値を満たしていることが分かる写真，使用材料写真等（これらの写真は品質証明書や各種試験証明書に替えることができる。）

	（例）【架台基礎工・擁壁工】地耐力測定・配筋・底版長・底版厚・たて壁厚・全高・見え高・根入れ長・盛土締め固め巻き出し厚等 【造成工】盛土締め固め巻き出し厚，締め固め状況，特定工作物設置箇所の地盤の勾配等
２　その他市長が必要と認める書類	以下の書類を添付してください。 ※必要に応じて，下記に掲げる以外の書類の添付を求める場合があります。 (1) チェックリスト（参考様式 20） (2) 委任状（代理者が手続を行う場合） (3) 他法令に関する完了検査済証等の写し（施設基準に関するもの。完了検査済証等がある場合）及び該当法令の施設基準に関する図面。 (4) 届出書類（変更届出書類，軽微変更届出書類）に対して，朱書きで実測値，使用材料，規格値等を記載した書類。これらの値等と届出時の値等が対比できるようにすること。なお，工事写真にて確認できる箇所は朱書き実測値に〇をつけること。 （届出図書通りの場合は，届出図書通りとの記載も可。）

３）完了届出書の提出

・提出時期：特定施設に係る設置工事の完了後遅滞なく
・提出書類：特定施設設置完了届出書（参考様式 14），添付書類
・提出部数：３部（正本１部，副本２部）
・提出先　：神戸市環境局環境保全課
※提出にあたっては，予め本市にご連絡ください。

７　特定事業の承継（条例第18条）

（特定事業の承継）

第18条　事業者より特定事業の全部を譲り受けた者は，当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

２　事業者について特定事業の全部の相続，合併又は分割（特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは，相続人（相続人が２人以上ある場合において，その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは，その者），合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により特定事業の全部を承継した法人は，当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

３　前２項の規定により事業者の地位を承継した者は，遅滞なく，規則で定めるところにより，その旨を市長に届け出るとともに，土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

（特定事業の承継の届出）

第17条　条例第18条第３項の規定による届出は，次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 特定事業を承継した者の氏名及び住所(法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 承継した特定事業の特定施設の発電出力(蓄電所の場合は、出力及び容量)

(3) 承継した特定事業の事業区域の所在地及び面積

(4) 特定事業を承継した日

(5) 条例第8条第1項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては、当該特定事業に係る許可番号及び許可年月日

(6) 条例第13条第1項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日

(7) 条例第19条に規定する廃棄等費用の確保及び管理に関する事項

(8) 条例第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項

（１）承継の届出の趣旨

特定事業の譲渡や相続，法人の合併・分割により，事業者が変更になる場合は，当該特定事業に係る本条例に関する責務を負う者の所在を明らかにするため，承継の届出を提出していただく必要があります。

（２）承継届出書の作成

承継の届出書は，参考様式 15 により作成してください。

（３）承継届出書の提出

・提出時期：特定事業を承継した後遅滞なく

・提出書類：特定事業承継届出書（参考様式 15）

・提出部数：１部

・提出先　：神戸市環境局環境保全課

第３章　維持管理・廃止手続

１　特定施設設置完了後の定期報告（条例第16条）

（特定施設設置完了後の定期報告）
第 16 条　事業者は，特定施設の設置が完了した後は，毎年度，次に掲げる事項について，規則で定めるところにより，市長に報告しなければならない。
(1) 前年度の特定施設に係る維持管理の状況
(2) 特定施設を廃止した後の措置の方法
(3) 第４条第３項各号に掲げる費用の確保の状況
(4) その他市長が必要と認める事項
２　事業者は，前項の報告を行う際に，併せて規則で定める財務計算に関する諸表及び第 23 条に規定する損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならない。
３　第１項の報告は，特定施設を廃止した後に必要となる措置が完了するまで行わなければならない。

（特定施設設置完了後の定期報告）
第 15 条　条例第 16 条第１項の報告に係る年度は，４月１日から翌年３月 31 日までとする。
２　前項の報告は，市長が指定する形式による書面を市長に提出することにより，毎年６月30日までに行わなければならない。
３　条例第16条第２項に規定する規則で定める財務計算に関する諸表は，事業者が法人である場合に係る条例第16条第１項の規定による報告をする日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書にあっては，事業者が作成している場合に限る。）とする。

（１）特定施設設置完了後の定期報告の趣旨

事業者の責務として，特定施設設置完了後，災害又は自然環境や生活環境の保全上の支障が生じないよう，特定施設及び事業区域を安全かつ良好な状態に維持管理するとともに，特定施設の廃止に要する費用を計画的に確保しなければなりません。

事業者によるこれらの取組が適切に実施されていることを確認するため，毎年度の報告を義務付けています。また，損害賠償責任保険への加入を示す書類を提出する必要があります。

さらに，事業者が法人である場合は，規則で定める直近の事業年度の財務諸表（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書にあっては，事業者が作成している場合に限る。））の提出も必要です。

（２）保守点検・維持管理の基本事項

以下に保守点検・維持管理の基本事項について，資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（2025 年 4 月改訂）で推奨された「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」（2019 年 12 月改訂）（日本電機工業会・太陽光発電協会）（以下，保守点検ガイドラインとする。）より抜粋します。

特定施設の保守点検・維持管理を行う上での参考としてください。なお，より詳細な手順や内容については，保守点検ガイドラインを参照してください。

＜点検の基本原則＞

○一般用電気工作物における保安責任

一般用電気工作物である 50kW 未満の太陽光発電システムのシステム所有者には保安責任があり，設備が安定的な発電を行うと共に事故防止のために自主的な巡視，点検を実施し「電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準の解釈 218 条に規定する日本工業規格又は国際電気標準会議規格を含む)」に適合するよう，設備の保安を行わなければならない。

○一般用電気工作物におけるシステム所有者の留意事項

システム所有者が留意する保守点検に関連した事項を次に示す。

① 日常運転中に，警報又は停止が発生した場合の処置に関しては，機器の特性に応じて製造業者が必要事項を指示又は表示しているので，これに従う。

② 高所に設置してあり容易に点検できない太陽電池アレイなどは，安全で目視可能な場所（地上など）からの目視点検とし，必要な場合は，専門技術者（太陽光発電システムに関する基礎知識を保持する者）に依頼して実施する。

③ 接続箱，集電箱，パワーコンディショナー及び太陽光発電用開閉器の内部は高電圧となっている部分があるため，外部からの目視，異音，異臭，振動などの点検に留める。

④ 日常巡視の結果，異常があると思われる場合は，専門技術者に相談し，詳細な点検を行う。

○事業用（自家用）電気工作物における保安責任

一般用電気工作物以外の電気工作物（自家用電気工作物を含む事業用電気工作物）は，工事，維持及び運用に関する保安の監督をさせるため，システム所有者が必ず電気主任技術者を置くことが法律で義務付けられており，電気主任技術者は，保安規程に従って保守点検を実施する。

○日常点検

日常点検は，システムの異常及び不具合を早期に発見し，安全を確保するとともに故障などを未然に防止するためのものである。

一般用電気工作物の場合，日常点検の周期は，毎月 1 回程度及び地震，台風，洪水，火災又は悪天候（大雨・強風・大雪・雹・落雷など）の後とし，下記解説表を参照してシステム所有者が点検する。個別のシステムでの設置環境などの理由によって点検者が必要と判断した場合，専門技術者などに相談する。

システム所有者自身が実施することを前提とした点検のため，工具，計測器などを用いない，主として目視での確認とする。

なお，事業用（自家用）電気工作物の場合は，保安規程に従い実施する。

解説表 － 日常点検要領

点検箇所・部位		点検項目	点検要領
太陽電池アレイ，架台	目視	太陽電池モジュール表面の汚れ及び破損	表面に著しい汚れ，きず及び破損がない。
		太陽電池モジュールフレームの破損及び変形	フレームに破損及び著しい変形がない。
太陽電池アレイ，架台	目視	架台の腐食及び破損	架台に著しいきず，汚れ，さび，腐食及び破損がない（さびの進行のない，めっき鋼板の端部に発生するさびは除く）。
		ケーブルの破損	ケーブルに著しいきず，破損がない。
		屋根葺材の破損	屋根葺材が破損していない，すき間又はズレがなく収まっている。
		電線管の破損	配線ケーブルを納める配管に著しいきず，腐食などがない。
		周囲の状況	影の状態の確認，鳥の巣，雑草，樹木などの状態が安全，発電性能に著しい影響がない。
接続箱（パワーコンディショナー内蔵型を含む），集電箱	目視	外箱の腐食及び破損	外観に著しい腐食，さび，きず，及び機能を損なう可能性のある破損がない。
パワーコンディショナー	目視	外箱の腐食及び破損	外観に著しい腐食，さび，きず，及び機能を損なう可能性のある破損がない。（鍵付きの場合）扉の施錠がされている。
		外部配線（接続ケーブル）の損傷	PCS へ接続する配線に著しいきず，破損がない。
		電線管の破損	配線ケーブルを納める配管に著しいきず，腐食などがない。
		通気確認（通気孔，換気フィルタなど）	通気孔をふさいでいない。換気フィルタ（ある場合）が目詰まりしていない。
		異常音など	運転時の異常音，異常な振動，異臭及び異常な過熱がない。
		表示部の異常表示	表示部に異常コード，異常を示すランプの点灯，点滅などがない。
		発電状況	表示部の発電状況に異常がない。
その他（開閉器，漏電遮断機，電力計など）	目視	外箱の腐食及び破損	外観に著しい腐食，さび，きず，及び機能を損なう可能性のある破損がない。

＜点検作業＞

本項では，太陽光発電システム及びその構成機器の目視及び実地検査作業を示す。見落としのないように，検査用の確認リストの使用が望ましい。大規模システムでは，設備の標本的なサンプルを利用して点検作業を行うことができる。サイト中の条件にばらつきがある場合は，当該サンプルに加え，様々な場所からのサブサンプルを含めることが望ましい。

○一般的なサイト目視検査

①全システム

ア．事業に関係ない者が容易に近づき，感電などの被害が発生する事のないよう，発電設備には，係員だけが出入りできるような対策（関係者だけが出入りできるようなセキュリティシステム又は関係者だけが知りえる施錠・開錠の対策など）がなされており，立ち入り禁止の標識などが施されていることを確認する。

イ．接続箱（パワーコンディショナー内蔵型を含む），集電箱，開閉器，漏電遮断器及び電力量計を収納している筐体は，許可なくアクセスできないように，アクセスのための工具を必要とするか，施錠できる構造になっていることを確認する。

ウ．接続箱（パワーコンディショナー内蔵型を含む），集電箱，開閉器，漏電遮断器及び電力量計を収納している筐体の外観及び架台に，著しい腐食，さび，きず及び機能を損なうような破損がないことを確認する。

エ．サイト全体の清掃度を確認する。太陽電池アレイの下，パワーコンディショナ基礎近辺，その他にごみがないこと，及び太陽電池アレイの下に何も物が置かれていないことを確認する。

オ．太陽電池アレイの下の植生の繁茂，動物及びその他虫類の侵入の兆候がないか確認する。

カ．配線ケーブルに著しいきず，破損がないことを確認する。また，電線管に著しい汚れ，さび，腐食がないこと及び正しく固定されていることを確認する。

キ．地盤の崩壊，擁壁の倒壊，土石流，地すべり，土砂崩れ，外部への土砂流出，柵塀等の損壊などが発生していないかを確認する。各事象が発生している場合は，システム所有者に連絡し，土木・建築などの専門業者に相談する。

②地上設置システム

ア．地上設置システムの基礎付近に土壌浸食，地盤沈下，膨張土，凍結深度の影響，積雪による沈降，不等沈降，地際腐食及び架台多重連結による膨張変形，排水設計不備による基礎の洗掘，及び積雪・雨水による盛土地盤の崩壊の有無などがないことを確認する。また，フェンスの損傷がないか確認する。

イ．太陽電池モジュール，配線及び筐体に干渉している草又は灌木が，システム直近又はその下にないか確認する。

ウ．追尾装置を採用しているシステムでは，周囲の追尾装置が総体的に向いている方角を向いていない追尾装置がないか確認する。

○機器類検査及び安全に係わる保守

①パワーコンディショナー及び収納盤

屋外設備のパワーコンディショナ及び収納盤，基礎・土台に，過度のひび割れ，磨耗，有害な貫通性侵食又は動物の活動の兆候がないか，雨水による基礎・土台周辺の土壌洗堀，流失が

ないか検査する。パワーコンディショナは製造業者の設置要件により，すべての取付け点において基礎にボルトなどで固定されているかまたボルトの緩み又は損傷がないか確認する。システムのサイズ，場所，及び認められた者以外がどの程度システムにアクセスしやすいかを考慮し，パワーコンディショナ，接続箱，集電箱，断路器などは，各機器に許可なくアクセスすることができないように，アクセスには工具を必要とするか，施錠されていることを確認する。

パワーコンディショナの内外部の目視検査を行う。水分，げっ歯類（ネズミ，ムササビ等）小動物，昆虫，ほこりのパワーコンディショナ内への侵入の兆候がないか確認する。施工時，ボルト締付作業でマーキングしたトルクマークを確認する。

アーク放電又は保護具規定など，機器アクセスに対する注意標識がすべて遵守されているか検査する。欠落している標識，色あせした標識，その他使用不能になった標識を文書に記録する。

②太陽電池モジュール

焦げ跡，ひずみ，スネイルトレイル，ガラスとフレームとの間のすき間又は分離，変色，はく離，ガラスの破損などの欠点がないか，また，泥の付着又は動物の糞による過度の汚損がないか，太陽電池モジュールを検査する。破損がみられた場合，太陽電池モジュール製造業者に相談する。また，泥，糞，草などが確認された場合，取り除く。

動作中，部分的な動作中，又は動作していない太陽電池モジュールに，赤外線サーモグラフィ又は電路探査器を用いてもよい。

③太陽電池架台

さびを含むきず，腐食陥没，形状の歪み及びクリップ又はボルトの欠けや破損がないか，雨水による基礎周辺の土壌洗堀，流失がないか，架台構造を検査する。特に架台に動きがあったことが疑われる場合ボルトの締まり具合を確認するためにトルクを確認することが望ましい。地上設置システムの場合は，金属の腐食，木材その他の部材の疲労又は劣化の兆候がないか調べる。特に接地部分，及び水分，雪，氷が逆流する又はその流れが妨げられるおそれのある部分を特に確認する。取付け具の締まり具合を抜き取り確認する。

地面が凍結するおそれのある場所に設置されたシステムについては，凍結によって支持構造が動いていないか確認する。太陽電池設置前に土壌調査を実施している場合は，設計段階でのデータと比較する。特に最初の凍融サイクルの後においては，土壌の動きを原因とする負荷が支持構造にかかった兆候があるかどうか地盤を調査することを推奨する。同様に，不均一な土壌条件又は膨張土によって支持構造が沈下しているかどうか架台の傾き及び変形を調査することを推奨する。これは，さらに損傷が大きくなることを避けるために特に重要である。

（３）報告書の作成

維持管理状況等報告書は，参考様式 16 により作成してください。

（４）報告書の提出

・提出時期：毎年度６月 30 日まで
・提出書類：特定施設維持管理状況等報告書（参考様式 16）
・提出部数：１部
・提出先　：神戸市環境局環境保全課

２　特定施設の廃止に係る届出（条例第17条）

（特定施設の廃止に係る届出）
第17条　事業者は，特定施設を廃止しようとするときは，廃止しようとする日の30日前までに，規則で定めるところにより，市長に届け出なければならない。

（特定施設の廃止に係る届出）
第 16 条　条例第 17 条の規定による届出は，次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。
(1) 届出者の氏名及び住所(法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は,出力及び容量）
(3) 事業区域の所在地及び面積
(4) 廃止予定年月日
(5) 特定施設を廃止した後の措置の方法
(6) 条例第 8 条第 1 項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては，当該特定事業に係る許可番号及び許可年月日
(7) 条例第 13 条第 1 項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっては，当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日
(8) 前各号に掲げるほか，市長が必要と認める事項
２　前項の届出書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 事業区域の現況写真（廃止する前の特定施設その他事業区域の現況が分かるカラーのものに限る。）
(2) 事業区域の平面図（特定施設の廃止後において計画されている措置の内容が分かるものであり，かつ，縮尺が 1,000 分の１以上であるものに限る。）
(3) 前２号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（１）廃止の届出の趣旨

廃止の届出は，特定施設の廃止を行う前に届け出ることで，廃止する時期等を明らかにし，施設基準の「廃止後の措置に関する基準」に照らし合わせて，適切な特定施設の解体・撤去，発生する廃棄物の処理，跡地の緑化・修景措置等を行ってもらうためのものです。そのため廃止する日の 30 日前に届け出ることとしています。

（２）廃止届出書の作成

廃止届出書は，参考様式 17 により作成してください。

添付書類は次のとおりです。

書類の種類	明示すべき事項等
１　事業区域の現況写真	廃止する前の特定施設その他事業区域の現況が分かるカラー写真
２　事業区域の平面図 （1,000 分の 1 以上）	特定施設の廃止後において計画されている措置の内容
３　その他市長が必要と認める書類	以下の書類を添付してください。 ※必要に応じて，下記に掲げる以外の書類の添付を求める場合があります。 (1) チェックリスト（参考様式 22） (2) 委任状（代理者が手続を行う場合） (3) 再生可能エネルギー発電事業廃止届出書の写し

（３）廃止届出書の提出

・提出時期：廃止しようとする日の 30 日前まで

・提出書類：特定施設廃止届出書（参考様式 17）

・提出部数：１部

・提出先　：神戸市環境局環境保全課

第４章　廃棄等費用の確保及び管理・損害賠償責任保険への加入

１　廃棄等費用の確保及び管理（条例第19条）

（廃棄等費用の確保及び管理）

第19条　事業者は，適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため，あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

２　前項の規定による保証金の金額は，次に掲げるもののうち，いずれか高い額とする。

(1) 事業者が設置しようとする特定施設（太陽光発電施設に限る。以下、この項において同じ。）の発電出力に，発電出力１キロワットあたりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第67条に規定される調達価格等算定委員会において示される調達価格（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第３条第１項に規定する調達価格をいい，事業者が実施しようとする特定事業に適用されることとなる年度のものをいう。以下同じ。）の算定に用いたものをいう。）の100分の６（第８条第１項の規定に基づく許可を受ける場合であって、特定事業の事業区域に同条第１項第１号の規定に該当する区域が含まれている場合は100分の７）に相当する額を乗じて得た額。ただし，令和２年度以後の調達価格の適用を受けることとなる特定事業を実施しようとする場合にあっては，事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に１キロワット当たり１万円を乗じて得た額とする。

(2) 事業者が実施しようとする特定事業に係る資本費（第８条第３項第７号に定めるものをいう。）の100分の６（第８条第１項の規定に基づく許可を受ける場合であって、特定事業の事業区域に同条第１項第１号の規定に該当する区域が含まれている場合は100分の７）に相当する額又は当該特定事業に係る廃棄等費用の見積額

３　第１項の規定により保証金を預入した者は，第８条第１項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあっては当該許可を受けるまでに，第13条第１項の規定に基づく届出を行おうとする者にあっては特定施設の設置に着手するまでに，当該保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため，市と質権設定契約を締結するとともに，当該質権の設定につき，市に対抗要件を備えさせなければならない。

４　第18条第１項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る第３項の規定の適用については，同項中「第８条第１項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあっては当該許可を受けるまでに，第13条第１項の規定に基づく届出を行おうとする者にあっては特定施設の設置に着手するまでに」とあるのは，「第18条第１項の規定により事業者の地位を承継した際に，特定施設の設置に着手していない場合にあっては特定施設の設置に着手するまでに，特定施設の設置に着手している場合にあっては第18条第３項の規定に基づく市長への届出を行った後速やかに」と読み替えるものとする。

５　第１項から第３項までの規定は，既に特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第10条第１項ただし書及び第14条第１項ただし書に規定する変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（１）廃棄等費用の確保及び管理の趣旨

再エネ特措法において，10kW 以上の事業用太陽光発電設備については，廃棄等費用の積立がすでに義務化されているところですが，近年多発している台風等の自然災害により，予期せぬパネルの飛散・崩落等の事故が生じた場合，積立金の不足により，適切な対応がなされない事例も全国的に生じています。

廃棄等費用の事前確保は、太陽光パネルが放置された場合に周辺環境へ大きな影響を及ぼす恐れがあることから，そのような事態に備えるために，廃棄等に要する費用（保証金）を事前に金融機関に預け入れていただき，太陽光パネル等が適正に撤去・廃棄されない場合等に，神戸市が事業者に代わり廃棄等を行う場合の費用とするものです。

（２）廃棄等費用の金額および管理手法

下記のいずれかのうち高い方の金額をあらかじめ金融機関に預入する必要があります。

① 下表における事業者が適用を受けようとする再エネ特措法における再生可能エネルギーの調達価格の年度（入札によって調達価格の決定を受けた場合は，その決定を受けた年度）毎の発電出力１kW 当たりの「資本費」の６％に，事業者が設置しようとする特定施設の発電出力を乗じた額（ただし，2020 年以降の調達価格の適用を受ける場合にあっては，特定施設の発電出力に一律１kW 当たり１万円を乗じた額とします。）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
調達価格	**40円/kWh**	**36円/kWh**	**32円/kWh**	**29円/kWh 27円/kWh**	**24円/kWh**	**21円/kWh※1**	**18円/kWh※1**	**14円/kWh※2**
資本費	**34.00万円/kW**	**29.50万円/kW**	**29.25万円/kW**	**30.75万円/kW**	**26.85万円/kW**	**26.15万円/kW**	**23.85万円/kW**	**19.95万円/kW**
システム費用	32.5万円/kW	28.0万円/kW	27.5万円/kW	29.0万円/kW	25.1万円/kW	24.4万円/kW	22.1万円/kW	18.2万円/kW
土地造成費用	0.15万円/kW	0.15万円/kW	0.40万円/kW	0.40万円/kW	0.40万円/kW	0.40万円/kW	0.40万円/kW	0.40万円/kW
接続費用	1.35万円/kW	1.35万円/kW	1.35万円/kW	1.35万円/kW	1.35万円/kW	1.35万円/kW	1.35万円/kW	1.35万円/kW
⇒ 2MWの場合	6億8,000万円	5億9,000万円	5億8,500万円	6億1,500万円	5億3,700万円	5億2,300万円	4億7,700万円	3億9,900万円
廃棄等費用総額	**1.7万円/kW**	**1.5万円/kW**	**1.5万円/kW**	**1.5万円/kW**	**1.3万円/kW**	**1.3万円/kW**	**1.2万円/kW**	**1.0万円/kW**
⇒ 2MWの場合	3,400万円	2,950万円	2,925万円	3,075万円	2,685万円	2,615万円	2,385万円	1,995万円
設備利用率	12.0%	12.0%	13.0%	14.0%	14.0%	15.1%	17.1%	17.2%
調達価格換算（10年回収）	**1.62円/kWh 相当**	**1.40円/kWh 相当**	**1.28円/kWh 相当**	**1.25円/kWh 相当**	**1.09円/kWh 相当**	**0.99円/kWh 相当**	**0.80円/kWh 相当**	**0.66円/kWh 相当**

※1　2,000kW以上は入札制度
※2　500kW以上は入札制度
上記試算は、調達価格等算定委員会想定値に基づき、機械的に計算を行ったもの。

【表】条例第 19 条第２項第１号に規定する１kW あたりの廃棄等費用の金額
出典：総合資源エネルギー調査会　省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会
太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ　中間整理（案）（2019 年 11 月）

②特定事業に係る資本費（総工事費）の６％相当額又は当該特定事業に係る廃棄等費用の見積額

＜資本費とは＞

特定施設の設置に係る工事費の総額を言います。具体的には，施設の設置にかかる費用である，システム費用（太陽光パネル，架台，基礎その他パワーコンディショナー等の発電設備の設置に係る費用），土地造成費用，接続費用（送電線に接続する費用）の合計額になります。（事業区域の土地の取得費用は含みません。）

（例１）2015 年度の調達価格が適用される発電出力１メガワットの特定事業の場合

①　30.75 万円/kW×0.06×1,000kW＝1,845 万円

②（資本費 5 億円であった場合）　5 億円×0.06＝3,000 万円

⇒金融機関に預入する廃棄等費用の金額は 3,000 万円になります。

（例２）2015 年度の調達価格が適用される発電出力２メガワットの特定事業の場合

①　30.75 万円/kW×0.06×2,000kW＝3,690 万円

②　（資本費 5 億円であった場合）　5 億円×0.06＝3,000 万円

⇒金融機関に預入する廃棄等費用の金額は 3,690 万円になります。

廃棄等費用を金融機関に預入した上で，特定事業の許可申請を行う場合はその許可を受けるまでに，特定事業の届出を行う場合は工事に着手するまでに，当該預金について市を質権者とする質権設定契約を締結する必要があります。

これは，災害等によりパネルの飛散・崩落事故が起きた場合に，事業者により撤去等の適正な措置がなされない場合や，特定施設の廃止後に施設が適正に撤去・廃棄されず，放置された場合等に，市が事業者に代わり施設の廃棄等を行う場合の保証金とするためです（条例第 21 条）。この保証金は，発電事業終了後，事業者が特定施設の廃棄等を行う場合の費用として，市の了承を得た上で金融機関から払い戻しを受けて使用することができます。

また，特定事業を承継した場合において，従前の事業者の廃棄等費用に係る預金及び質権設定契約を引き継がない場合は，承継の届出の提出後速やかに，同様に廃棄等費用の金融機関への預入及び市との質権設定契約を締結する必要があります

２　廃棄等費用の確保等に係る公表（条例第20条）

（廃棄等費用の確保等に係る公表）
第20条　市長は，前条の規定に基づき事業者が保証金の預入をしたときは，当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

（１）廃棄等費用の確保等に係る公表の趣旨

条例第 19 条に基づく廃棄等費用の確保（金融機関への預入）がなされた場合に，その周知を行うために定めています。

３　保証金の使途（条例第21条）

（保証金の使途）

第21条　保証金は，事業者が第28条に基づく命令を受けたにもかかわらず，当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより，災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認める場合は，当該保証金を市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第２条又は同法第３条第３項の規定により災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全をするために講ずる措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。

２　前項に規定する場合のほか，保証金は，事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の５第１項又は同法第19条の６第１項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず，当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより，生活環境の保全上の支障が生じ，又は生ずるおそれがあり，かつ，同法第19条の８第１項第１号，第３号又は第４号の規定に該当すると認める場合は，当該保証金を市が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。

３　市長は，前２項の措置を講じた場合において，保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは，その差額を事業者に負担させることができる。

４　前項の規定により負担させる費用の徴収については，行政代執行法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の８第５項において準用する行政代執行法の規定の例によるものとする。

（１）保証金の使途の趣旨

特定施設の撤去・廃棄等については，事業者の責任において実施されるものですが，条例に基づく災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置に係る命令（条例第 28 条）等の発出を経ても必要な措置が取られない場合は，条例第 19 条に基づく廃棄等費用に係る保証金を，市が行う行政代執行法等に基づき講ずる措置に要する費用に充当できることとしています。

４　質権設定契約の解除等（条例第22条）

（質権設定契約の解除等）

第22条　市は，次に掲げる場合には，第19条第３項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1) 第９条第３項（第10条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき，許可の申請に対して許可をしない決定をし，それを通知したとき。

(2) 第12条の規定に基づき，特定事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし，特定事業を実施していない場合に限る。

(3) 第18条第１項の規定による事業者の地位の承継があった場合において，同項の規定により事業者の地位を承継した者と新たに第19条第４項の規定により読み替えて適用する同条第３項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。

(5) 特定施設の廃止に関する事業を完了したとき。

２　事業者は，特定施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき，第10条第１項又は第14条第１項の規定に基づく事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは，第19条第１項の規定により預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。

３　前項の規定による申入れがあった場合において，市は，保証金を減額したとしても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるとき（保証金の全額を減額する場合にあっては特定施設の廃止に関する事業が完了したと認めるとき，又は完了する見込みであると認めるとき）は，保証金の減額をすることができる。

４　市は，前項の規定により保証金の減額をする場合は，第19条第３項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし，事業者はこれに協力するものとする。

（１）質権設定契約の解除又は変更の趣旨

預入した廃棄等費用（保証金）については，発電事業終了後，事業者が特定施設の解体，撤去及びそれに伴う廃棄物の処理を行う際の費用として，市の了承を得た上で当該費用分を保証金から減額し，金融機関から払い戻しを受けて使用することができることとしています。

保証金を使用できるのは，事業計画の縮小又は特定施設の廃止に伴い，特定施設の一部又は全部を解体・撤去・廃棄する場合に限り，特定施設の補修に伴い一部又は全部の施設の入れ替えを行う場合の解体・撤去・廃棄費用は対象としません。

また，特定施設の廃止に関する事業（p.４参照）が完了した場合など，廃棄等費用に係る質権設定契約の解除理由となる事項について定めています。

５　損害賠償責任保険への加入（条例第23条）

（損害賠償責任保険への加入）

第23条　事業者は，特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間，当該特定事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし，特定施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては，当該特定施設の設置を請け負う者が，損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

２　第18条第１項又は第２項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る第１項の規定の適用については，同項中「特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間」とあるのは「第18条第１項又は第２項の規定により事業者の地位を承継した際に，特定施設の設置に着手していない場合にあっては特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間，特定施設の設置に着手している場合にあっては事業者の地位を承継した日から特定施設を廃止する日までの間」と読み替えるものとする。

（１）損害賠償責任保険への加入の趣旨

特定事業において，リスク管理の一環として保険への加入は実施されることが想定されますが，一般的な事業継続のための保険のみならず，パネルの飛散や施設の崩落などにより，太陽光発電施設に起因して，他者へ損害を与えた際にも補償がなされるような保険への加入を義務付けるものです。

損害賠償責任保険は，特定施設の工事に着手する日から特定施設を廃止（発電事業を終了）する日までの間，加入する必要がありますが，工事期間中の保険については，事業者ではなく工事の請負者が加入することで足りることとしています。

なお，令和７年７月１日より前に，条例に基づく許可申請又は届出を提出している特定事業，既に事業着手をしている特定事業における損害賠償責任保険については，事業計画の変更を行うまでの間，加入は努力義務となります。

（２）損害賠償責任保険への加入の報告

特定事業の実施期間中に係る損害賠償責任保険については，許可申請時または届出時に，加入予定の保険の内容について事業計画書（参考様式５）に記載する必要があります。

また，特定施設の設置の完了後（発電事業開始後）に係る保険については，条例第 16 条に基づく維持管理状況等報告書の提出の際に，当該保険への加入を示す書類を併せて提出する必要があります。

第５章　その他

１　報告の徴収及び立入調査（条例第24条）

（報告の徴収及び立入調査）
第24条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め，又は職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。
２　前項の規定により立入調査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者に提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入調査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（身分証明書）
第18条　条例第24条第２項に規定する身分を示す証明書は，様式第２号による立入調査職員証とする。

（１）報告の徴収の趣旨
工事中又は維持管理期間中に，近隣住民からの通報などにより特定施設の状況を確認する必要が生じた場合には，事業者に対し，現状の報告を求められるよう報告徴収の規定を設けています。また，本条例による届出等を行っていない特定施設に対しても，防災上の支障又は自然環境若しくは生活環境の保全上の支障，又はそのおそれが発生した時などに，その状況を把握するため，報告を求めることができることとしています。

２　指導及び助言（条例第25条）

（指導及び助言）
第25条　市長は，災害の発生の防止，又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全を図るため必要があると認めるときは，事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（１）指導又は助言の趣旨
本条例の趣旨を踏まえ，太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう，事業者に対して施設基準の遵守や近隣関係者への適切な説明を誘導していくための有効な手段として，指導及び助言の規定を設けています。

３　勧告（条例第26条）

（勧告）

第 26 条　市長は，次に掲げる者に対し，期限を定めて，災害の発生の防止のために，又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1) 第４条第２項の規定に違反して，施設基準に従わずに特定事業を実施している者

(2) 第６条の規定に違反して，禁止区域を事業区域としている者

(3) 第８条第１項又は第 10 条第１項の許可を受けないで，第８条第１項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）において，特定事業を実施している者

(4) 第 12 条の規定により許可の取消しを受けた後も，第８条第１項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）において，特定事業を実施している者

(5) 第 16 条の規定に違反して報告をせず，又は同条第１項各号に掲げる事項の報告について虚偽の報告をした者

(6) 第 19 条第１項の規定に違反して保証金の預入をせず，又は同条第３項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに特定事業を実施している者

(7) 第 23 条の規定に違反して，損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において，当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに特定事業を実施している者

(8) 第 24 条第１項の規定に違反して報告をせず，若しくは資料の提出をせず，又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし，若しくは虚偽の資料の提出をした者

(9) 第 24 条第１項の規定による立入調査を拒み，妨げ，又は忌避した者

(10) 特定施設若しくは事業区域の維持管理が適切になされておらず，又は極めて不完全であるために，災害が発生し，又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において，当該事業区域で特定事業を実施している者

（１）勧告の趣旨

本条例の規定に従わない場合や，災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあると認める場合，事業者等に対し必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる規定を設けています。

４　公表（条例第27条）

（公表）
第27条　市長は，前条に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは，その旨及び勧告に従わない者の氏名又は名称を公表することができる。

（１）公表の趣旨

条例第 26 条の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合は，責務を果たしていない者の氏名又は名称を公表できることとしています。

５　命令（条例第28条）

（命令）
第28条　市長は，第26条に規定する勧告を受けた者が，前条の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において，なお，正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において，災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認めるときは，その者に対し，その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（１）命令の趣旨

条例第 27 条の公表をされた後において，なお，正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合に，災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認めるときは，その者に対し，その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる規定を設けています。

６　過料（条例第29条）

（過料）

第 23 条　正当な理由がなくて前条の規定による勧告に係る措置をとるべき旨の市長の命令に従わなかった者は，５万円以下の過料に処する。

２　次の各号のいずれかに該当する場合には，事業者は，１万円以下の過料に処する。

(1)　第 13 条第１項の規定により第８条第１項各号に掲げる区域の外における特定事業の実施に係る届出をしなければならない場合において，その届出をしなかったとき。

(2)　第 14 条第１項本文の規定により第８条第１項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出をしなければならない場合において，その届出をしなかったとき。

(3)　第 15 条の規定により第８条第１項各号に掲げる区域の外における特定施設の設置の完了に係る届出をしなければならない場合において，その届出をしなかったとき。

(4)　第17条の規定により特定施設の廃止に係る届出をしなければならない場合において，その届出をしなかったとき。

(5)　第18条第３項の規定により事業者の地位の承継に係る届出をしなければならない場合において，その届出をしなかったとき。

（１）過料の趣旨

条例第 28 条の命令に従わない者に対しては，５万円以下の過料に処することを規定しています。

また，特定事業の実施に係る届出をしなかった者や，特定施設の設置の完了の届出，廃止の届出及び承継の届出をしなかった者に対して，１万円以下の過料に処することを規定しています。

再エネ特措法との関係

再エネ特措法において，事業者が，その他の関連法令の他，自治体の条例の規定に違反した場合についても，FIT 認定の取消しが講じられるよう規定されています。

本条例についてもその対象となるため，本条例の規定に背いた行為を行った場合には，本条例に基づく勧告・公表・命令・過料が科されることと併せて，経済産業省により再エネ特措法に基づく FIT 認定の取消しが行われることもあり得ることに留意する必要があります。

第６章　施設基準の解説

１　特定施設の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項に係る基準

ここでは，特定施設の設置に係る防災上の安全性を確保する観点から，その基準の内容について解説しています。

なお，森林法等の手続の対象となる設置工事については，当該法令の許可等を受けることにより，本基準の一部の項目について，適合とみなすことができるものとします。

（１）　地盤の安定性の確保

ア　地盤の安定性の確保

事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号），森林法（昭和 26 年法律第 249 号）その他関係法令の規定に準じて定める次の(ｱ)から(ｷ)までに掲げる基準を満たすことにより，地盤の安定性を確保すること。

・特定施設の設置に当たっては，事業区域やその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため，地盤の安定性の確保が必要です。造成，地盤，擁壁，法面，排水施設に関し，都市計画法第 33 条第１項第７号，森林法第 10 条の２第２項及び宅地造成及び特定盛土等規制法（令和４年法律第 68 号）第 13 条第１項等の規定に加え，本条例に基づく規定を遵守し，一定の基準を満たすことを求めるものです。

・特定施設の設置工事が，都市計画法第 29 条，森林法第 10 条の２及び宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条に規定する許可の対象となる場合は，本条例に基づく基準を各法令の許可図書に反映させることが必要です。

・その他，事業区域の一部又は全てが，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜崩落危険区域，砂防法に基づく砂防指定地に指定されている場合で，当該法令に基づき特定施設の設置が許可された場合は，許可の対象区域に限り，本項目の基準(ｲ)～(ｵ)のうち，当該許可の基準で対象となっている項目を満たすと判断できる場合があります。

ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）の特例

営農に地表水等が必要な場合は，本項目の基準(ｴ)～(ｶ)について，別途，本市と協議して決定します。

（１－１）特定工作物が設置される地盤の勾配

(ｱ) 特定工作物が設置される地盤の勾配（地表面と水平面がなす角度をいう。以下同じ。）は，30度以下とすること。

国土交通省国土技術政策総合研究所の調査によれば，傾斜度と災害の発生との関係を見ると，滑落・崩壊ともに傾斜度30度以上から発生頻度が高くなっています。

よって，特定工作物が設置される地盤の勾配は，土質・岩質・地形によらず，全ての箇所で30 度以下とします。

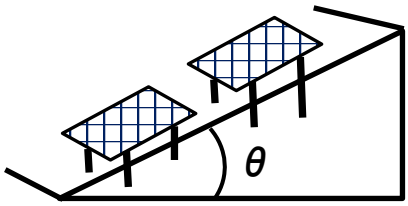

設置地盤勾配θ＝30°以下

（１－２）擁壁の設置

(ｲ) 切土又は盛土（以下「切土等」という。）により崖（勾配が30度を超える硬岩盤以外の土地をいう。以下同じ。）が生ずる場合は，当該崖の表面（以下「崖面」という。）を擁壁で覆うこと。ただし，当該崖について，その勾配，地質，土質及び高さからみて崩壊のおそれがないと市長が認める場合は，この限りでない。

・切土等によって生じた崖の表面は崩落しないように，擁壁で覆わなければなりません。

・「その勾配，地質，土質及び高さからみて崩壊のおそれのない場合」とは,，宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）で定義される「崖」,「崖面」に対して「崖」または「崖面」に擁壁の設置を要しない場合に準拠するものとします。詳細は,「宅地造成等に関する工事許可申請の手引き」(建設局防災課発行),「宅地防災マニュアルの解説〈第三次改訂版〉」(R3；株式会社ぎょうせい）の技術基準に従うものとします。

・崖の土質が硬岩盤の場合は，本市と協議して決定するものとします。

（１－３）地盤や法面について講ずる措置，擁壁の設置・構造等に関する技術的基準

(ｳ) 事業区域内の特定施設の設置にあたっては，宅地造成及び特定盛土等規制法（令和４年法律第68号）第13条第１項に定める技術的基準に適合したものとすること。この場合において，同項の「宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第１項ただし書に規定する工事を除く。第21条第１項において同じ。)」とあるのは，「事業区域内の特定施設の設置」と読み替えるものとする。

・上記詳細は，「宅地造成等に関する工事許可申請の手引き」（建設局防災課発行)，「宅地防災マニュアルの解説〈第三次改訂版〉」（R3；株式会社ぎょうせい）の技術基準に準拠するものとします。

・擁壁を設置する場合の床付け地盤の地耐力の測定は必ず行ってください。

・盛土をする場合においては，概ね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り，かつ，その層の土を盛るごとに，これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めてください。

・事業区域内に既に存在する自然斜面についても，安定性を照査し，適切な処置を講ずる必要があります。

（１－４）特定工作物が設置される地盤の小段又は排水施設の設置基準

(ｴ) 特定工作物が設置される地盤については，小段又は排水施設の設置その他の適切な措置が施されていること。

勾配のある斜面上に特定工作物を設置した場合，地表水等の流下により地表面の浸食や土砂流出等の危険性があることから，その対策として，特定工作物が設置される地盤については，小段又は排水施設の設置が必要です。

切土，盛土等の造成地盤及び造成を施さない自然地盤等全ての特定工作物が設置される地盤について，対象とします。

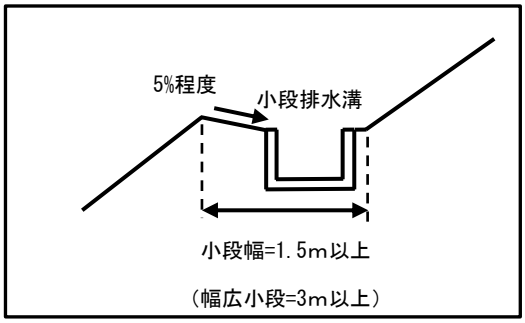

小段排水溝模式図

(1) **特定工作物設置地盤の上端・下端の排水溝の設置**

・特定工作物設置地盤の上端及び下端に排水溝を設置

(2) **縦排水溝の設置**

・約 20m 程度の間隔で縦排水溝を設置

(3) **小段排水溝の設置基準**

① 特定工作物設置地盤勾配
- $10° < \theta \leqq 30°$ →垂直高さ 5m ごとに小段排水溝設置
- $0° < \theta \leqq 10°$ →縦断方向斜距離約 30m ごとに排水溝設置

② 小段排水溝の幅は 1.5m 以上を標準とする

③ 垂直のり高 15m 超えるのり面では，のり高 15m 以内ごとに，のり面の通常の点検及び補修用に，一般的に幅 3m 以上の幅広小段を設置する

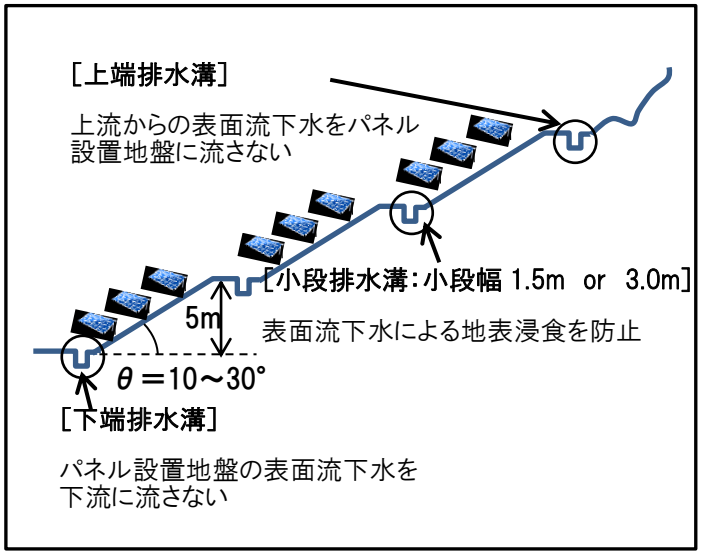

特定工作物設置地盤 $10° < \theta \leqq 30°$

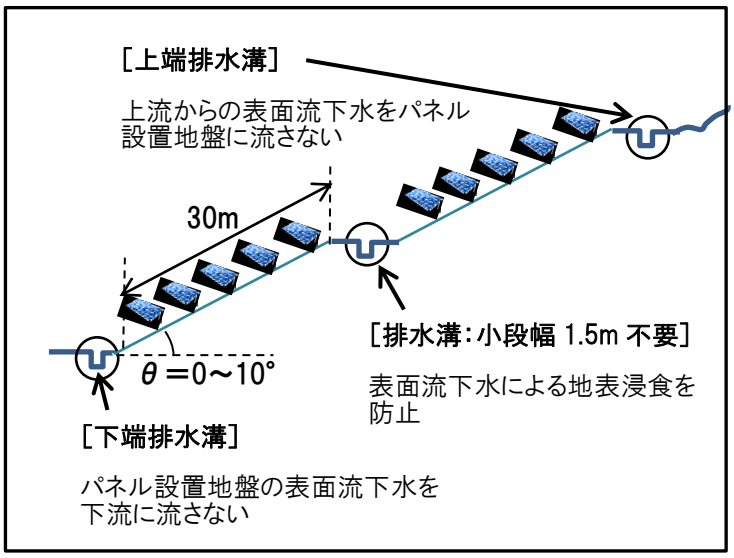

特定工作物設置地盤 $0° < \theta \leqq 10°$

（１－５）特定工作物が設置される地盤の浸食や崩壊防止対策

(ｵ) 特定工作物が設置される地盤については，雨水，風化その他の自然現象による浸食や崩壊を防止するために，芝張り，モルタルの吹付けその他の適切な措置が施されていること。

・特定工作物を設置すると，「太陽光パネルから落下する雨滴により浸食が発生すること」，「特定工作物の支柱を伝って浸透浸食する雨水も考慮する必要があること」，「特定工作物の設置により植生が失われ，裸地となることで浸食や洗堀が起きるなどの影響があること」，「リルやガリーなどの浸食様式の発達に伴って，特定工作物設置から時間が経過し，浸食や崩壊などの問題が顕在化するケースがあること」から，特定工作物が設置される地盤については，雨水，風化その他の自然現象による浸食や崩壊を防止するために，芝張り，モルタルの吹付けその他の適切な措置が必要です。

・事業区域内に既に存在する自然斜面についても，安定性を照査し，適切な処置を講ずる必要があります。

(1) 特定工作物設置地盤に浸食防止として植生などの表面被覆工

特定工作物設置地盤勾配
- 10°＜θ≦30°→モルタル吹付工，植生基材吹付工，客土吹付工，植生マット工，植生シート工，防草シート工，これら同等品以上（本市が認める工法）
- 0°＜θ≦10°→上記もしくは種子散布工，左記同等品以上（本市が認める工法）

［施工についての留意点］：太陽光パネルの設置工事に伴い表面被覆工の品質及び機能が損傷しないように十分留意すること。

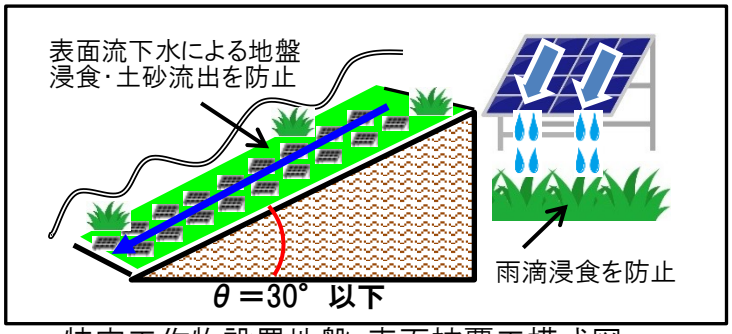

特定工作物設置地盤 表面被覆工模式図

(2) 雨水回収装置の特例

・太陽光パネルの上に降った雨水・雪を特殊雨どい型受け皿等で全て回収し，側溝へ排水する装置を設置した場合は，上記（1）の表面被覆工の施工は必要ありません。

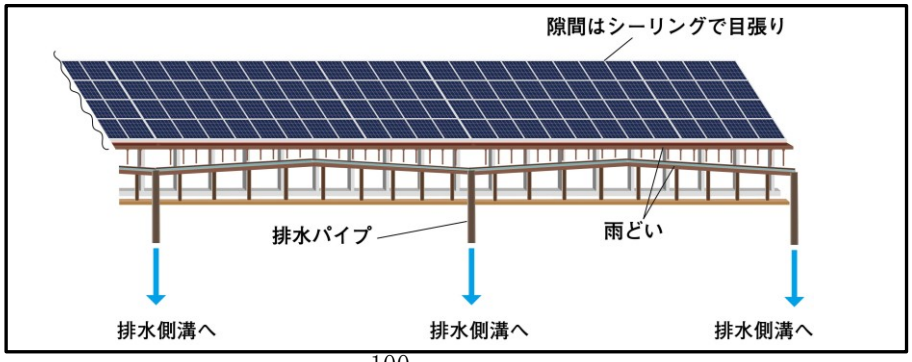

雨水回収装置模式図

（１－６）事業区域内の地盤の適正な排水勾配の設置

(ｶ) 事業区域内の全ての地盤には，雨水を含む地表水その他の水（ 以下「地表水等」という。）を排水施設まで適正に流下できるように勾配を付すること。

・事業区域内の地表水等が設置した排水施設に滞ることなく適正に流下するように，事業区域内の全ての地盤に勾配を付することが必要です。

（１－７）ため池に設置する場合の基準

(ｷ) 特定農業用ため池等に特定施設を設置する場合にあっては，ため池の保全等に関する条例第 8 条第 3 項に基づく定期点検の結果，変状等がない又は変状等があり将来的に改修が必要であるが，日常的な監視の必要性がないと判定されていること及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（令和 2 年農林水産省告示第 1845 号）に基づく地震耐性評価の結果，耐震性能を有すると評価されていること。

・ 特定農業用ため池とは，「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（2019 年 7 月 1 日施行）・「ため池の保全等に関する条例」（兵庫県，2019 年 7 月 1 日改正）に基づいて，決壊すると下流の家屋や公共施設及び農地・農業用施設などに被害を及ぼすおそれのあるため池を兵庫県が指定したものです。
・ 防災重点農業用ため池とは「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（2020 年 10 月 1 日）に基づいて，万が一決壊した場合に下流の家屋や公共施設等（農地・農業用施設は含まれない）に被害を及ぼすおそれのあるため池を兵庫県が指定したものです。
・ これらのため池に特定施設を設置する場合にあっては，ため池が十分な強度を有していることが必要です。

（２）排水施設の設置

事業区域内の地表水等が適切に排出されるよう，都市計画法，森林法，総合治水条例（平成 24 年兵庫県条例第 20 号）その他関係法令の規定に準じて定める次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる基準を満たす能力及び構造を有する排水施設を設置すること。

・特定施設の設置に当たっては，事業区域やその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため，事業区域内の雨水等が適切に排出されるよう一定の措置が必要です。

・都市計画法第 29 条，森林法第 10 条の２及び宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条に規定する許可の対象となる場合は，当該法律の許可を受けることで，本項目の基準(ｱ)を満たすものとするほか，総合治水条例第 11 条に規定する届出の対象となる場合は，当該条例の基準に適合している旨の届出を提出することで，本項目の基準(ｳ)を満たすものとします。

・特定施設の設置工事が，都市計画法第 29 条，森林法第 10 条の２及び宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条に規定する許可の対象となる場合は，本項目の基準(ｲ)を各法令の許可図書に反映させることが必要です。

・その他，事業区域の一部又は全てが，地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜崩落危険区域に指定されている場合で，当該法律に基づき施設の設置が許可された場合は，許可の対象となる区域に限り，本項目の基準(ｱ)及び(ｲ)のうち，当該許可の基準で対象となっている項目を満たすと判断できる場合があります。

ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）の特例

営農に地表水等が必要な場合は，本項目の基準(ｱ)，(ｲ)について，別途，本市と協議して決定します。

（２－１）排水施設の能力及び構造

(ｱ) 事業区域内の排水施設は，事業区域の規模，地形，降水量その他地表水等の流れ方に影響を及ぼす事情及び放流先の排水能力を考慮し，事業区域及び流域（分水界によって囲まれた区域をいう。）の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものとすること。

・特定施設の設置における排水施設については，事業区域の規模，地形，降雨量等から想定される地表水等を適切に排出できる能力を確保することが必要です。

・上記詳細は，「宅地造成等に関する工事許可申請の手引き」（神戸市建設局防災課），「宅地防災マニュアルの解説<第三次改訂版>」（R3；株式会社ぎょうせい）及び「神戸市開発事業に関する技術基準」（神戸市都市局都市計画課）の「第４章 下水道」の技術基準に準拠するものとします。

(1) 事業区域の排水対象として考慮しなければならないもの
　① 事業区域内の直接的な雨水等地表水（事業区域内に降る雨水及び湧水等）
　② 降雨等に伴い，地形上，事業区域外周辺から当該事業区域内に流入してくる地表水等

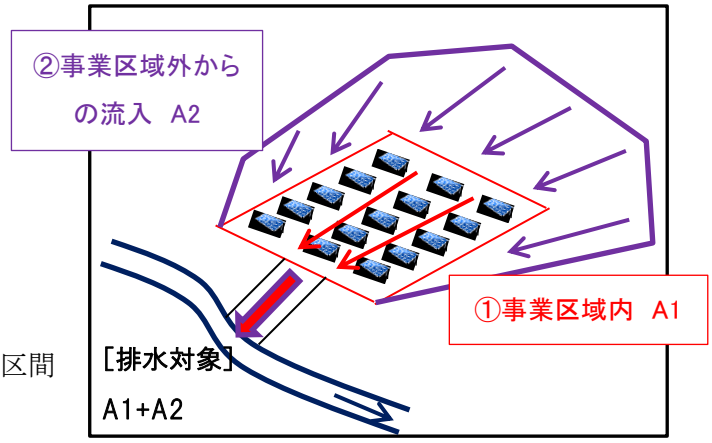

(2) 事業区域からの下流の排水施設の検討範囲
　① 事業区域下流の放流先までの排水施設の全区間
　② 放流先の排水能力又は貯留能力

事業区域からの下流の排水施設について調査を行い，流下能力，排水能力及び貯留能力を検討の上，当該施設の各管理者や権利者（私有水路，公共道路側溝，河川管理者の管理する河川，公共下水管理者や道路管理者の管理する雨水管路・管渠等，ため池等）と協議し，事業区域からの排水が適切に処理されるように計画してください。各管理者や権利者との協議は，本条例の許可申請・届出提出までに実施してください。

(3) 雨水管路の計画流出量　q（m3/sec）

計算式：合理式

$$q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot R \cdot A$$

C：流出係数

R：降雨強度（mm/hr）

$$R = \frac{400}{\sqrt{t} + 0.4}$$ （10年確率降雨強度式）

t：流達時間（min）

$$t = \frac{L\ (\text{管渠の延長m})}{60\,(\text{sec/min}) \times v\ (\text{実流速m/sec})} + \text{流入時間}\ (\text{min})$$

A：排水面積（ha）

(4) **流出係数　C**

ｱ) 南六甲市街地（東灘区，灘区，中央区，兵庫区，長田区，須磨区（南部））･･･0.85

ｲ) 神戸市西部・内陸部（須磨区（北部），垂水区，西区，北区）･････････････0.70

ｳ) 海上都市（ポートアイランド，六甲アイランド等）･････････････････････0.70

ｴ) 区域外流入のうち市街化調整区域の部分　　山地･････････････････････････0.55

山地以外･････････････････････0.60

ｵ) 太陽光パネル設置箇所（市域全域）･････････････････････････････････････1.00

（但し，流出係数に科学的・工学的根拠が明確であるものやソーラーシェアリングに使用されるものを除く。）

(5) **流入時間**

残流域 2.5ha 相当の流入時間を５分とする。残流域が 2.5ha より大きい場合は，流域面積が 2.5ha を超えた地点からの流下時間を考慮することができる。

(6) **雨水管路流下能力　Q（m3/sec）**

$$Q = V \cdot A$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

V：平均流速(m/sec)
n：粗度係数
I：勾配

R：径深 $\frac{A}{P}$ (m)
P：潤辺(m)
A：有効流水断面積(m2)

(7) **粗度係数　n**

・煉瓦モルタル積　0.015　，石積　0.025

・新しいコンクリート面（管渠，開渠）　0.013

・古いコンクリート面（管渠，開渠）　0.015

・硬質塩化ビニール管，合成樹脂管（更生工法によるものを含む）　0.010

→粗度の異なる潤辺を有する断面の場合は，合成粗度を用いる。

(8) **計画断面**

計画断面は，計画流出量の 1.2 倍を流すことができる断面とする。

断面決定時の雨水流出量

$Q \geqq 1.2q$　　Q：雨水管路流下能力　(m3/sec)

q：雨水管路の計画流出量（m3/sec）

(9) 有効流水断面積

・開水路:2 割の余裕高（8 割水深）

・矩形暗渠：9 割水深

・円形：満流

管路種類	模式図	水深 H	有効流水断面積（流積）A	潤辺 P	径深 R A/P
躯体形状 （9 割水深） 長方形・暗渠	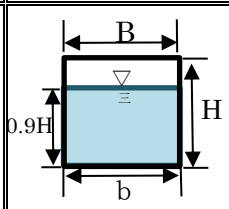	0.9H	b ×0.9H	b +1.8H	$\frac{b \times 0.9H}{b + 1.8H}$
躯体形状 （８割水深） 長方形・開渠	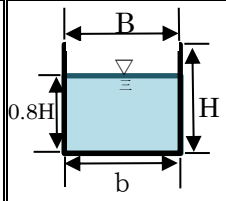	0.8H	b ×0.8H	b +1.6H	$\frac{b \times 0.8H}{b + 1.6H}$
円形 （満水）	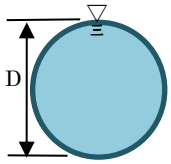	D	$\frac{D^2}{4} \times \pi$	π D	$\frac{D}{4}$

（２－２）排水施設の構造及び沈砂池の設置

(ｲ) 事業区域内の排水施設は，堅固で耐久性を有するものとするとともに，維持管理を容易に行える構造とすること。また，土砂の流出を防止するための泥溜(た)め又は沈砂池を適切に設置すること。

(1) 管路の構造

堅固で耐久性を有する構造とする。

（ポリエチレン管，ポリエチレン半割管等のプラスチック製管路は不可）

(2) 雨水桝の泥溜(た)めの構造

雨水枡は，15cm 以上の泥だめを設ける。

(3) 調整池（仮の防災調整池又は沈砂池），仮排水路の先行設置

開発においては，面的に広範囲な工事を行うため，土砂流出防止の観点から，調整池（又は仮の防災調整池や沈砂池），仮排水路は，本工事に先立って施工すること。

（２－３）調整池の設置

(ｳ) 特定施設の設置によって，周辺地域の浸水被害を発生させる可能性が明らかに高まる場合は，雨水を一時的に貯留し，及び雨水の流出を抑制する調整池を設置すること。

・「周辺地域の浸水被害を発生させる可能性が明らかに高まる場合」とは，特定施設の設置をしようとする土地の雨水流出量の増加が明らかである場合をいいます。

・調整池の設置については，「宅地造成等に関する工事許可申請の手引き」（神戸市建設局防災課），「神戸市開発事業に関する技術基準」（神戸市都市局都市計画課），及び「洪水調整池設置指導要領」（神戸市建設局河川課）等の技術基準に準拠するものとします。

・造成面積の規模に応じた調整池の協議先は下記のとおりです。

造　成　面　積	協　　議　　先
1.0 ha以上	兵庫県神戸土木事務所
3,000m^{2}以上1.0ha未満	神戸市建設局河川課

（３）工事中における災害の発生の防止

特定施設の設置に係る工事については，当該工事中における災害の発生を防止するため，工事を行う場所の気象，地形，地質その他の自然条件，周辺の環境その他の事情を考慮し，適切な工事時期及び工法によること。

・特定施設の設置に係る工事にあたっては，労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守するほか，工事中の崖崩れ，土砂の流出等による災害を防止するため，気象，土質，周辺環境等を考慮して，施工時期の選定，工程に関する配慮，防災体制の確立等を合わせた総合的な対策により，防災措置を講じてください。

２　特定施設の構造の安全性に関する事項に係る基準

特定施設の設置に伴い，強風・地震等によるパネルの飛散・破損等の被害とともに，事業区域周辺への二次的な被害も懸念されることから，施設基準の一つとして施設の安全性の確保に関する規定を設けています。

（１）通則 － 太陽光発電施設

太陽光発電施設については，建築基準法の対象となっていないものの，その安全性については，電気事業法に基づく技術基準等により確保されることとなります。本規定についても，電気事業法により確保されることとなりますが，ここでは，その確認の方法として，「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2025 年版」に準拠した方法を示しています。

なお，本規定に示す確認の方法は一つの例示であり，他の方法を妨げるものではありません。

（１―１）通則

特定工作物については，電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 39 条第１項に規定する技術基準に基づき，自重，地震荷重，風圧荷重及び積雪荷重に対し安全であるとともに，次の(ｱ)(ｲ)及び(ｵ)に掲げる基準を満たす安全性を確保すること。

・電気事業法第39条第１項により，特定施設を設置する者は，技術基準に適合するように維持しなければならないと規定されていることから，本条例の規定に基づき許可申請又は届出がなされた特定施設の事業計画は，本項目の基準(ｱ)，(ｲ)及び(ｵ)について適合している計画である必要があります。

・本条例では，特定工作物は，太陽電池モジュールを支持する架台及びその基礎について構造計算を行った上で，適切な設計及び施工を行い，(ｱ)，(ｲ)及び(ｵ)に掲げる施設基準を満たすことで構造耐力上の安全性を確保するものとしています。

・発電出力が 2,000kW 以上の特定施設については，電気事業法第 48 条第１項に基づく工事計画の届出の対象となることから，同法第 39 条第１項に規定する技術基準を満たしている旨の届出を行うことで，本項目の基準(ｱ)～(ｳ)を満たすものとします。

・構造計算に当たっては，電気事業法第 39 条第１項に基づく日本産業規格 JIS C8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」により算出した荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重に対し，建築基準法の構造規定（建築基準法施行令第 141 条第４項の規定（広告塔等の構造耐力に関する技術的基準））を準用して構造耐力上安全であることを確かめることが望ましく，(ｱ)～(ｳ)までに掲げる基準は，日本産業規格 JIS C8955(2017)に即した「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2025 年度版」のほか，各種団体が作成した以下のガイドライン等を参考にして，設計するよう努めることとします。

ガイドラインの名称	発行元	発行年
地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2025 年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2025
特殊な設置形態（傾斜地設置型・営農型・水上設置型）の太陽光発電システムの設計ガイドライン 2025 年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2025
10kW 以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点（第 1.0 版）	一般社団法人太陽光発電協会	2015

（電気事業法第 39 条）
１　事業用電気工作物を設置する者は，事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
２　前項の主務省令は，次に掲げるところによらなければならない。
一　事業用電気工作物は，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えないようにすること。
二～四　（略）

（電気事業法第 48 条）
事業用電気工作物の設置又は変更の工事(前条第一項の主務省令で定めるものを除く。)であつて，主務省令で定めるものをしようとする者は,その工事の計画を主務大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)をしようとするときも,同様とする。
２　前項の規定による届出をした者は,その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ,その届出に係る工事を開始してはならない。
３～５　（略）

（電気事業法第 51 条の２）
事業用電気工作物であつて公共の安全の確保上重要なものとして主務省令で定めるものを設置する者は，その使用を開始しようとするときは，当該事業用電気工作物が，第 39 条第 1 項の主務省令で定める技術基準に適合することについて，主務省令で定めるところにより，自ら確認しなければならない。ただし，第 47 条第 1 項の認可（設置の工事に係るものに限る。）又は同条第 4 項若しくは第 48 条第 1 項の規定による届出（設置の工事に係るものに限る。）に係る事業用電気工作物を使用するとき，及び主務省令で定めるときは，この限りでない。
２（略）
３　第１項に規定する事業用電気工作物を設置する者は，同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による確認をした場合には，当該事業用電気工作物の使用の開始前に，主務省令で定めるところにより，当該確認の結果（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であつて，その設置者が当該確認を委託して行つた場合にあつては，その委託先の氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を含む。）を主務大臣に届け出なければならない。

（発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和３年経済産業省令第 29 号）第４条）
太陽電池モジュールを支持する工作物（以下「支持物」という。）は，次の各号により施設しなければならない。
一 自重，地震荷重，風圧荷重，積雪荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重に対し安定であること。
二 前号に規定する荷重を受けた際に生じる各部材の応力度が，その部材の許容応力度以下になること。
三 支持物を構成する各部材は，前号に規定する許容応力度を満たす設計に必要な安定した品質を持つ材料であるとともに，腐食，腐朽その他の劣化を生じにくい材料又は防食等の劣化防止のための措置を講じた材料であること。
四 太陽電池モジュールと支持物の接合部，支持物の部材間及び支持物の架構部分と基礎又はアンカー部分の接合部における存在応力を確実に伝える構造とすること。
五 支持物の基礎部分は，次に掲げる要件に適合するものであること。
イ 土地又は水面に施設される支持物の基礎部分は，上部構造から伝わる荷重に対して，上部構造に支障をきたす沈下，浮上がり及び水平方向への移動を生じないものであること。
ロ 土地に自立して施設される支持物の基礎部分は，杭基礎若しくは鉄筋コンクリート造の直接基礎又はこれらと同等以上の支持力を有するものであること。
六 土地に自立して施設されるもののうち設置面からの太陽電池アレイ（太陽電池モジュール及び支持物の総体をいう。）の最高の高さが９メートルを超える場合には，構造強度等に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。

（発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈※）改正 20240318 保局第２号 令和 6 年 10 月 1 日付け
※省令第４条についての技術的内容をできるだけ具体的に示したもの。

【設計荷重】（省令第４条第１号）

第３条 省令第４条第１号における荷重とは，日本産業規格 JIS C 8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に規定する荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重をいう。

【支持物の架構】（省令第４条第１号）

第４条 省令第４条第１号における支持物の安定とは，同号に規定する荷重に対して，支持物が倒壊，飛散及び移動しないことをいう。

【部材強度】（省令第４条第２号）

第５条 省令第４条第２号に規定する各部材の強度は，省令第４条第１号によって設定される各種荷重が作用したときに生じる各部材の応力度が当該部材の許容応力以下であることをいう。

【使用材料】（省令第４条第３号）

第６条 省令第４条第３号における支持物に使用する材料は，設計条件に耐え得る安定した強度特性を有する材質であるとともに，使用される目的，部位，環境条件及び耐久性等を考慮して適切に選定すること。また，腐食，腐朽その他の劣化等を生じにくい材料または劣化防止のための措置がとられた材料を使用すること。

【接合部】（省令第４条第４号）

第７条 省令第４条第４号における接合部とは，太陽電池モジュールと支持物，支持物の部材間及び支持物の架構部分と基礎又はアンカー部分の接合部をいい，荷重を伝達する全ての接合部を対象とする。

２ 接合部の強度は，部材間の存在応力を確実に伝達できる性能を有していること。

【基礎及びアンカー】（省令第４条第５号）

第８条 土地に自立して施設される支持物の基礎，水面に施設されるフロート等の支持物の係留用アンカーにおいては，想定される荷重に対して上部構造に支障をきたす沈下，浮上がり及び水平方向への移動がないこと。

２ 水面に施設されるフロート群（アイランド）においては，多数のアンカーが配置されるため，荷重の偏りを考慮して全てのアンカーの安全性を確認すること。

【支持物の標準仕様】（省令第４条）

第９条 太陽電池モジュールの支持物を，次の各号のいずれかにより地上に施設する場合は，第２条，第３条，第４条，第５条，第６条及び第７条の規定によらないことができる。

一 一般仕様

【省略】

二 強風仕様

【省略】

三 多雪仕様

【省略】

【高さ９ｍを超える太陽電池発電設備】（省令第４条第６号）

第１０条 土地に自立して施設される支持物のうち設置面からの太陽電池アレイ（太陽電池モジュール及び支持物の総体をいう。）の最高の高さが９ｍを超える場合には，建築基準法施行令第３章構造強度のうち，第 38 条（基礎），第 65 条（有効細長比），第 66 条（柱の脚部），第 68 条（高力ボルト等），第 69 条（斜材等の配置）及び第 93 条（地盤及び基礎ぐい）の規定により施設すること。

（１－２）基礎

(ｱ) 太陽電池モジュールを支持する架台の基礎については，上部構造が構造上支障のある沈下，浮き上がり，転倒又は横移動を生じないよう，地盤に定着させること。

・基礎の形式は，架台の規模，重量及び地盤特性を考慮して，地盤も含め適切なものとし，構造は，鉄筋コンクリート造による直接基礎，又は杭基礎（支持杭および摩擦杭）としてください。

・基礎の設計に当たっては「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2025 年版」を参考にしてください。

（ｉ）　地盤についての調査

・構造設計に当たっては，事前調査や現地調査などによって，事業区域内の地盤や土質等を考慮してください。

(ｱ) 事前調査
現地調査や地盤調査の前に，設置する敷地の状況や課題を抽出する。

(ｲ) 現地調査
事前調査結果と照合しながら，地形や過去の造成状況を調べ，地盤の安全性を確認する。

(ｳ) 地盤調査・土質調査
スクリューウエイト貫入試験等の地盤調査を行い，基礎設計の資料とする。また，調査ポイント数についても，「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2025 年版」を参考にし，小規模な敷地であっても 3 か所以上とする。

・地盤の許容応力度は，建築基準法施行令第 93 条の規定を準用すること。また，地盤調査又は載荷試験により地盤の許容応力度を求めるときは，平成 13 年国土交通省告示第 1113 号を参考に決定してください。

（建築基準法施行令第 93 条）

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は，国土交通大臣が定める方法※によって，地盤調査を行い，その結果に基づいて定めなければならない。ただし，次の表に掲げる地盤の許容応力度については，地盤の種類に応じて，それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度（ｷﾛﾆｭｰﾄﾝ/㎡）	短期に生ずる力に対する許容応力度（ｷﾛﾆｭｰﾄﾝ/㎡）
岩盤	1，000	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

（平成 13 年国土交通省告示第 1113 号）※国土交通大臣が定める方法
「地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件（抜粋）」
　建築基準法施行令第 93 条の規定に基づき，地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法を第１に，地盤調査の結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を第２から第５に定め，並びに同令第 94 条の規定に基づき，地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度を第７に，くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度を第８に定める。
　第１：地盤の許容応力度と基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査
　第２：地盤の許容応力度
　第３：セメント系固化材を用いて改良された地盤の許容応力度
　第４：第２，第３以外の地盤許容応力度
　第５：基礎ぐいの許容支持力・許容引き抜き力
　第６：第５以外の基礎ぐいの許容支持力・許容引き抜き力
　第７：地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度
　第８：くい体・地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度

（ⅱ）　直接基礎の設計

・直接基礎の設計は，架台と同様に許容応力度設計とします。

・直接基礎の基礎底面の大きさは，不同沈下を避けるため，長期荷重時に生じる地盤の最大接地圧が長期許容応力度（極限支持力度を安全率 3 で除した値）以下となるようにし，かつ，接地圧はできる限り等分布で，同じアレイの基礎は同程度の接地圧になるようにすることが望ましいです。特に，地盤が軟弱なあるいは一様でない場合には，注意して計画してください。また，短期荷重時に生じる地盤の最大接地圧が，地盤の短期許容応力度（極限支持力度を安全率 1.5 で除した値）を超過しないようにしてください。

・短期荷重時には柱脚部に上部構造からの圧縮力と水平力が同時に働くため，基礎底面では圧縮力に加えてモーメントが作用します。このため接地圧は台形あるいは三角形分布となりますが，その最大値が地盤の短期許容応力度を超えないようにします。また，水平力による転倒及び滑動について検討を行います。さらに，基礎の中心と支柱の中心にずれがある（偏心している）場合には，偏心モーメントによる影響も考慮してください。

・偏土圧を受ける基礎の場合は，長期及び短期いずれの荷重時においても接地圧が台形あるいは三角形分布となるので，それぞれの最大値が地盤の長期及び短期許容応力度を超えないようにします。また，水平力による転倒及び滑動について検討を行ってください。

・基礎と上部構造との固定は，基礎に設置されたアンカーボルトなどによって架台の土台あるいは柱脚を堅固に緊結します。あと施工アンカーなどの定着に特殊な方法を用いる場合，力の作用方向によって基礎に割裂破損が生じないことを確認してください。

・風の負圧による浮き上がり力に対し，アレイ全体の自重により十分に抵抗できるような基礎自重とします。この時の安全率は 1.5 以上としてください。

・基礎の水平抵抗力（地盤の摩擦抵抗力と受働土圧の合計）は，風圧荷重または地震荷重により柱脚に働く水平力に対して十分に抵抗できるように設定します。この時の安全率は 1.5 以上としてください。

・基礎底面での摩擦抵抗力は基礎底盤下面における鉛直力に地盤の摩擦係数（μ）を乗じて求めます。この時の鉛直力は全鉛直荷重から柱脚部に働く引抜き力を減じたものとしてください。

・地盤の摩擦係数（μ）は，地盤条件とともに，基礎底面の形状・施工条件を適切に考慮して決めます。

・受働土圧は「建築基礎構造設計指針：日本建築学会」の 5.4 節を参考に設定してください。

・基礎及び架台の自重による安定モーメントは架台から伝達される荷重による転倒モーメントを上回るように決定します。このときの安全率を 1.5 以上としてください。

・地盤の凍結が想定される地域では凍上対策を検討してください。

・鉄筋コンクリート造の直接基礎は「平成 12 年建設省告示第 1347 号（建築物の基礎の構造方法および構造計算の基準を定める件)」を参考に，以下の推奨仕様に基づいて設計を行います。その他の仕様とする場合には，日本建築学会の鉄筋コンクリート構造計算基準に準拠して設計を行います。

（平成 12 年国土交通省告示第 1347 号）
「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」
第二　令第 38 条第 4 項に規定する建築物の基礎の構造計算の基準は，次のとおりとする。
一　建築物，敷地，地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて，土圧，水圧その他の荷重及び外力を採用し，令第 82 条第一号から第三号までに定める構造計算を行うこと。
二　前号の構造計算を行うに当たり，自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷，変形及び沈下が生じないことを確かめること。

（ⅲ）　杭基礎の設計

・杭基礎の杭体の設計は，架台と同様に許容応力度設計とします。

・杭基礎に使用する材料は，使用目的や地盤条件に適したものを選定してください。

・杭基礎の杭芯と上部構造柱芯に偏心がある場合は，これを考慮した緊結に使う金具などをボルト等で緊結します。

・杭の長期許容支持力は，地盤から定まる長期許容支持力と杭体の長期許容耐力のうち，小さい方の値としてください。

・杭の短期の許容支持力及び許容引抜き抵抗力は，地盤から定まる短期の許容支持力及び許容引抜き抵抗力と杭体の短期許容耐力のうち，小さい値としてください。

・杭の許容支持力及び許容引抜き抵抗力は，載荷試験を行って求めます。

・杭の長期許容支持力は極限支持力の 1/3，杭の短期許容支持力は極限支持力の 2/3 とする。杭の短期許容引抜き抵抗力は，極限引抜き抵抗力の 2/3 としてください。

・国土交通大臣認定杭及び公的機関の技術審査証明等を有する杭の支持力については，その規定に従います。

・架台からの引抜き荷重が，杭の短期許容支持力（引抜き力）を超えないように決定します。
杭の引抜き抵抗力の算定においては支持杭・摩擦杭ともに周面摩擦力だけを算入します。
ただし，先端加工付鋼管杭において先端の引抜き抵抗が期待できるときは周面摩擦力に加えて，先端引抜き抵抗力を算入できるものとします。

・杭の水平抵抗力及び水平変位は，水平載荷試験によって求められた水平地盤反力係数をもとに，「建築基礎構造設計指針：日本建築学会」に示されている水平抵抗算定式を用いて適切に求めます。

・地盤の凍結が想定される地域では凍上対策を検討してください。

・杭の高止まりなどの施工不良を考慮し，事前に対策方法を検討してください。

（ⅳ）　傾斜地盤上の基礎

・傾斜地盤上においては，「傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版」を参考に設計を行ってください。

（１－３）太陽電池モジュール

(ｲ) 太陽電池モジュールについては，荷重又は外力によって，脱落又は浮き上がりが生じないよう，構造耐力上安全である架台に取り付けること。

・架台の設計においては，鋼製架台の場合は「鋼構造設計規準（日本建築学会）」及び「軽鋼構造設計施工指針・同解説（日本建築学会）」に，アルミニウム製架台の場合は「アルミニウム建築構造設計規準・同解説（アルミニウム建築構造協議会）」に準拠してください。

・太陽電池モジュールと架台，架台の部材間及び架台と基礎の各接合部は，部材間に作用する荷重を確実に伝達できるように設計します。具体的には「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2025 年版」等を参考にしてください。なお，設計用基準風速は Vo=34（m/s）以上，雪の平均単位荷重はＰ＝20(1cm 当たり N/㎡) 以上とし，垂直積雪量は神戸市建築基準法施行細則第 9 条を準用します。

神戸市建築基準法施行細則　第 9 条

（垂直積雪量の指定）

令第 86 条第 3 項に規定する規則で定める数値は，標高 700 メートルを超える区域にあつては 0.90 メートルとし，標高 700 メートル以下の区域のうち北区にあつては 0.50 メートル，その他の区域にあつては 0.30 メートルとする。

（１－４）耐久性

(ｵ) 特定工作物の構造耐力上主要な部分であって，かつ，特に腐食，腐朽又は摩損のおそれのあるものについては，次に掲げるいずれかの材料を使用すること。 ａ　腐食，腐朽及び摩損がしにくい材料 ｂ　有効なさび止めがなされ，並びに防腐及び摩損防止のための措置をした材料

・架台に鋼材を使用する場合又は杭基礎として鋼材を使用する場合には，各部位において，めっきや塗装を施すなど，腐食に対する措置を講ずる必要があります。また，木材を使用する場合は，腐朽あるいは白アリ等による被害の防止を考慮しなければなりません。

・地上部に突出部を持つ鋼杭を使用する場合，鋼杭の地表面の上下に有効な防食処理を行ってください。また，十分な腐食しろを考えた設計とすることが望ましいです。

（めっき）使用する鋼材をめっきによって防食する場合は，溶融亜鉛めっき又はこれと同等以上のめっきとし，溶融亜鉛めっきの品質，試験，検査，表示などは JIS H 8641 によるものとします。

（塗　装）使用する鋼材を塗装によって防食する場合は，使用環境を考慮して仕様を決定します。

・工事足場等の仮設材に用いられるような単管により架台を設置するケースが見受けられますが，構造計算上のみならず耐久性の観点からも施工方法として施設基準を満たさない可能性がありますので，ご注意ください。

・異種金属接触腐食の原因となる異なる金属の組合せによる接合は可能な限り避けるものとします。ただし，絶縁処置，防水処置などにより有効な防食措置が講じられている場合はその限りではありません。

・塩害環境においては，特に腐食に注意しなければなりません。

（２）通則 － 蓄電所

蓄電所につきましても，太陽光発電施設同様，建築基準法の対象となっていないものの，その安全性については，電気事業法に基づく技術基準等により確保されることとなります。本規定についても，電気事業法により確保されることとなります。

確認の方法として，蓄電池が筐体（キュービクル又はコンテナ）に収納されている場合，蓄電所がJIS C 4441「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」ものに適合している又はこれと同等以上の耐久性，安全性を有することが一つの方法として挙げられます。

なお，本規定に示す確認の方法は一つの例示であり，他の方法を妨げるものではありません。

（２－１）通則

特定工作物については，電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 39 条第１項に規定する技術基準に基づき，自重，地震荷重，風圧荷重及び積雪荷重に対し安全であるとともに，次の(ｳ)から(ｵ)までに掲げる基準を満たす安全性を確保すること。

・電気事業法第39条第１項により，特定施設を設置する者は，技術基準に適合するように維持しなければならないと規定されていることから，本条例の規定に基づき許可申請又は届出がなされた特定施設の事業計画は，本項目の基準(ｳ)から(ｵ)について適合している計画である必要があります。

（２－２）蓄電池の設置

(ｳ)　蓄電所に設置する蓄電池は，耐酸性の床上又は台上に，転倒しないように設置すること。

・蓄電池として鉛蓄電池を設置する場合には，蓄電池を設置する床面又は台が耐酸性を有することが必要です。また，蓄電池の転倒を防止する措置を講ずる必要があります。

（２－３）雨水侵入の防止

(ｴ) 蓄電所には，雨水等の侵入防止の措置を講じること。

・蓄電池を格納する筐体には雨水等，水分の侵入防止のための措置を講ずる必要があります。

（２－４）耐久性

(ｵ) 特定工作物の構造耐力上主要な部分であって，かつ，特に腐食，腐朽又は摩損のおそれのあるものについては，次に掲げるいずれかの材料を使用すること。

ａ　腐食，腐朽及び摩損がしにくい材料

ｂ　有効なさび止めがなされ，並びに防腐及び摩損防止のための措置をした材料

・特定工作物の構造耐力上主要な部分とは，蓄電所の筐体（キュービクル，コンテナ等）です。

・蓄電所については、長期間にわたり使用することから，使用期間全体を通じて安全性を確保できる筐体を採用する必要があります。

（３）がけの上方の土地にある場合の基準

特定工作物は，その全部又は一部が神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成 20 年４月条例第１号）第 20 条第１項第１号に規定するがけの上方の土地にある場合は，神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（平成 20 年６月規則第 11 号）第 10 条第１号及び第２号に定める基準に適合したものとすること。

・斜面地が多い神戸市の市街地の特性に鑑み，工作物のがけ崩れによる被害を未然に防止するために，神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則に定める基準に適合した設計としてください。

（神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第 20 条）

次の各号のいずれかに該当する建築物は，構造耐力上の安全性を確保するため，規則で定める基準に適合しなければならない。

(1)　がけ（地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地をいい，小段等によって上下に分離されたがけがある場合において，下層のがけの地表面の下端を含み，かつ，水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層のがけの地表面の下端があるときは，その上下のがけは一体のものとみなす。以下同じ。）の地表面の下端を含み，かつ，水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方の土地に建築物の全部又は一部があるもの

（神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則第 10 条）

条例第 20 条第１項に規定する規則で定める基準は，次に掲げるものとする。

(1)　条例第 20 条第１項第１号に該当する建築物（以下「第１号建築物」という。）にあっては，がけ（同号に規定するがけをいう。以下同じ。）の安全性が外見上確保されているものであること。ただし，その高さが１メートル以下のがけについては，この限りでない。

(2)　第１号建築物にあっては，建築物の敷地又は構造が次のいずれかの基準に該当すること。

ア　がけの地表面の下端を含み，かつ，水平面に対し，次の表の左欄に掲げるがけの土質の区分に応じ同表の右欄に掲げる角度をなす面より建築物の基礎その他これに類するものの底面が下方になること。

がけの土質	角　度
(ｱ)　神戸層群の岩（泥岩，砂岩及び礫岩の互層を大部分とした厚い凝灰岩を多数挟んでいるのを特徴として漸新世から中新世にかけて形成された神戸市の西部から北部に分布している地層の岩をいう。以下同じ。），花崗岩その他これらに類する岩（風化の著しいものを除く。）	55 度
(ｲ)　神戸層群の岩，花崗岩その他これらに類する岩で風化の著しいもの	35 度
(ｳ)　(ｱ)及び(ｲ)に規定する岩以外のもの	30 度

イ　建築物が次のいずれかに該当するがけの上にあるもので，建築物の安全上支障がないものであること。

(ｱ)　建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 142 条第１項各号に定める構造の擁壁で覆われたがけ

(ｲ)　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第１項の許可を受けた宅地造成に関する工事の対象となるがけ

(ｳ)　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可を受けた開発行為の対象となるがけ

ウ　地盤及びがけの状況並びに建築物の構造及び形態を考慮した構造計算又は実験によって，構造耐力上安全であることが確認されたものであること。

(1)　施行規則第 10 条第１号及び第２号は，がけ上の工作物に要求する基準となります。第１号の基準に適合するとともに，第２号のいずれかに該当する基準に適合する必要があります。

(2)　施行規則第 10 条第１号では，がけ上の工作物については，安全性が外見上確保されているがけの上にあることが必要です。ただし，高さが１メートル以下のがけについては，外見上の安全性の確保については要しません。

(3)　施行規則第 10 条第２号では，がけ上で築造する場合に満たすべき構造安全性の基準を定めています。次のアからウのいずれかの基準に適合することが必要です。

ア　がけの土質に応じて，工作物の基礎を根入れする。

(ｱ)　神戸層群，花崗岩等（風化の著しいものは除く）：55 度

(ｲ)　神戸層群，花崗岩等（風化の著しいもの）　　：35 度

(ｳ)　上記以外　　：30 度

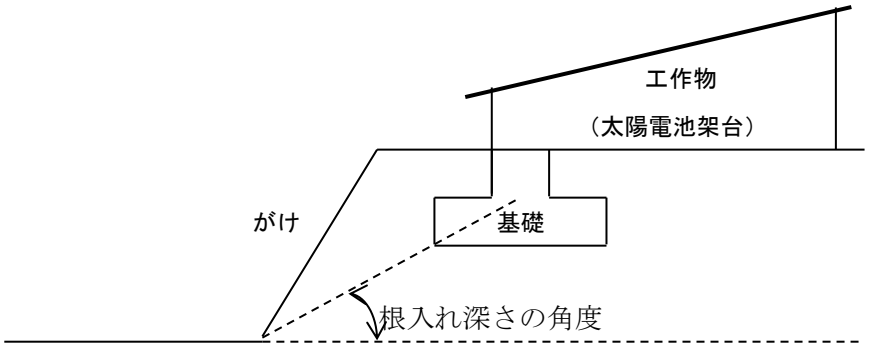

イ　工作物を次の(ｱ)～(ｳ)に該当する擁壁の上に築造し，工作物の重量を擁壁の設計において想定されている上載荷重以下とする。

(ｱ)　建築基準法施行令第 142 条第１項各号に定める構造の擁壁

(ｲ)　宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の工事の対象となるがけ

(ｳ)　都市計画法に基づく開発行為の工事の対象となるがけ

ウ　工作物の敷地又は構造が計算又は実験により構造耐力上安全であることを確認する。

３ 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項に係る基準

特定施設の設置に際しては，森林の伐採や自然地の改変に伴う自然環境への影響，住居近傍に設置されることに伴う生活環境への影響も懸念されることから，施設基準の一つとして良好な自然環境及び生活環境の保全に関する規定を設けています。

（１）緑地の保全

ア　森林又は緑地（以下「森林等」という。）を含む土地に設置する特定施設にあっては，次の（ア）及び（イ）（事業区域の面積が５ヘクタール以上の特定事業に係る特定施設にあっては，（ア）及び（ウ））のいずれの基準にも適合するものとすること。
(ｱ) 樹木の伐採は，必要最小限にとどめること。
(ｲ) 設置工事の完了後においても，当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積の 25 パーセント以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。
(ｳ) 設置工事の完了後においても，当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積の 50 パーセント以上（事業区域の面積が 50 ヘクタール以上の特定事業にあっては，60 パーセント以上）の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。

・「森林」とは，①樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹，及び②樹木又は竹の集団的生育に供される土地をいいます。

・「緑地」とは，樹木，竹又は芝その他の地被植物の生育している土地及び樹木，竹又は芝その他の地被植物の生育に供される土地（農地を含む。）のうち，森林以外の土地をいいます。単に適切な管理がなされず，雑草が繁茂している空き地等は含みません。

・事業区域内に森林等が含まれる場合の樹木の伐採は，既存樹木の保全に配慮し，特定施設の設置に必要な最小限の部分としてください。

・やむを得ず森林等を伐採する場合，設置工事の着手の際に事業区域内に存在していた森林等の面積のうち，25 パーセント以上（事業区域の面積が５ヘクタール以上の特定事業については 50 パーセント以上。事業区域の面積が 50 ヘクタール以上の特定事業については，60 パーセント以上。）の面積の森林等を保全してください。

・事業区域内に保全される森林等の位置については，道路や隣地との境界に配置するなど，周辺からの景観に配慮してください。

・なお，事業区域内に緑地の保全，育成及び市民利用に関する条例（緑地条例）で規定されている「緑地の保全区域」又は「緑地の育成区域」が含まれる場合には，緑地条例で別途樹林地率及び自然地率の確保が義務付けられていますので，詳しくは担当課（建設局公園部計画課）にお問い合わせください。

（２）緑地率

イ　土地に設置する特定施設にあっては，当該事業区域内に 10 パーセント以上の面積の森林等を確保すること。

・良好な自然環境の確保のために，土地に設置する特定施設にあっては，事業区域内に 10 パーセント以上の森林等を確保してください（営農型発電設備を除き，パネル下は森林等の面積に含みません。）。
※営農型発電設備の場合，収量が一定減少することを考慮し，パネル下の農地面積の 80 パーセントを森林等の面積として算定します。
・森林改変を伴わないような設置（空地への設置）であっても，植栽等により必要な面積を確保してください。
・事業区域内に新たに森林等を確保する場合の標準的な植栽本数は下表のとおりです。

森林等の確保の方法	標準的な植栽本数（100 ㎡あたり）
高木のみの場合（植栽時における高さが 2.5m以上の樹木）	１０本
中木のみの場合（植栽時における高さが１m以上，2.5m未満の樹木）	２０本
低木のみの場合（植栽時における高さが 0.3m以上１m未満の樹木）	４０本
地被植物（芝生等）のみの場合	（設置面積）

注）上表の複数の区分の森林等を用いる場合は，各区分の標準的な植栽本数を案分することにより，必要な本数（地被植物の場合は設置面積）を算出してください。

・緑化・植栽を行う際は，近隣植生と適合する植物種を選定するとともに，国の生態系被害防止外来種リスト及び神戸版レッドデータのブラックリスト 2025 選定種を避けるよう努めてください。

※<u>緑化・植栽において使用しないよう努める種の例</u>

○ 木本

高木（亜高木）	オオバヤシャブシ，ナンキンハゼ，シンジュ，トウネズミモチ
低木	タチバナモドキ，トキワサンザシ，キダチコマツナギ ヤマハギ（神戸市外のもの），マルバハギ（神戸市外のもの） セイヨウイボタ（ヨウシュイボタ），フサフジウツギ

○ 草本

メドハギ，ツルニチニチソウ，マルバアサガオ，シナダレスズメガヤ オニウシノケグサ，ネズミホソムギ，ネズミムギ，ホソムギ，ボウムギ

○ 草本（水生植物）

ハゴロモモ，園芸スイレン，ウチワゼニクサ，エフクレタヌキモ，ナガバオモダカ，オオカナダモ，コカナダモ，ホテイアオイ，シュロガヤツリ

（３）法面の緑化

ウ　切土等により事業区域内に法面又は擁壁が生ずる特定施設にあっては，当該法面又は擁壁に，緑化その他の方法による修景を適切に行うこと。

・事業区域内の造成工事によって生じる法面又は擁壁が望見できる場合，裸地のままの法面やコンクリートむき出しの擁壁とせず，樹木や地被植物等を用いた緑化，木材や石材等の自然素材を用いた修景を行ってください。

・特定施設の維持管理上，樹木や地被植物等を用いた緑化，木材や石材等の自然素材を用いた修景が望ましくない場合は，緑色の人工材料（防草シート等）による緑化への対応もやむを得ないと考えます。なお，使用にあたっては，流出係数の増加による排水施設への影響等防災上の観点からも十分配慮して計画してください。

・その他，斜面地など望見できる事業区域へ特定施設を設置する場合にも，緑化等による修景に配慮することが望ましいです。

（４）遮蔽又は緩衝措置

エ　事業区域の境界部分については，植栽，塀又は柵その他の工作物の設置により，適切な遮蔽又は緩衝の措置を行うこと。

・「遮蔽又は緩衝措置」とは，植栽，塀又は柵の設置等により，周辺の住宅地や道路等から特定施設が見え隠れするような措置を行うことをいいます。

・可能な限り植栽による遮蔽，緩衝措置とし，地域の気候，風土，土壌などの自然条件に適合し，事業区域周辺で生育している樹種とするなど，周辺の植生に配慮してください。ただし，国の生態系被害防止外来種リスト及び神戸版レッドデータのブラックリスト 2025 選定種を避けるよう努めてください。

・塀又は柵を設置する場合は，通りなどに対して圧迫感を与えないよう配慮するとともに，連続性のある景観を形成している地域では，その連続性の維持に努めてください。

・特定施設の設置後は，植栽の剪定等，適切な維持管理に努めてください。

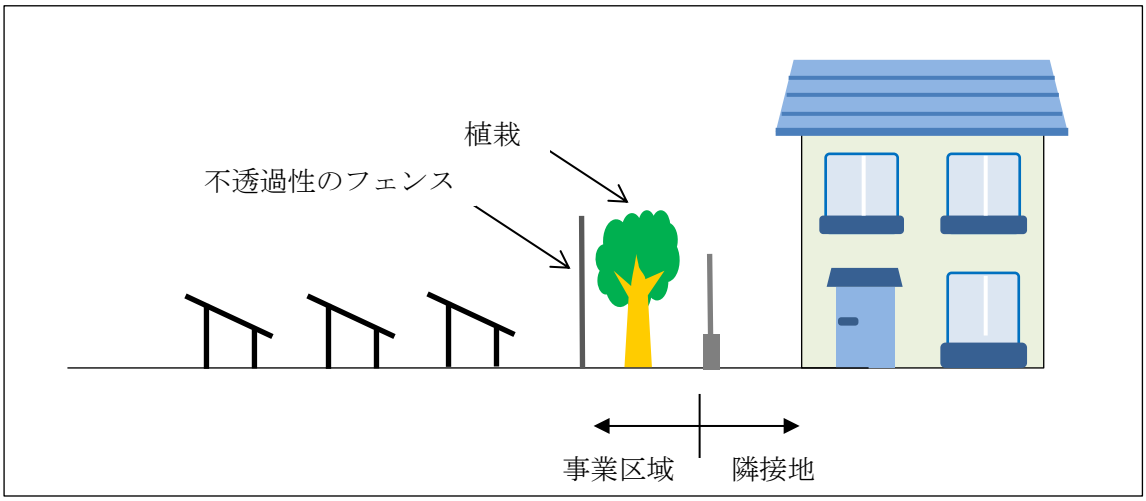

反射光軽減措置の例

（５）独立峰等の景観

オ　特定施設については，山の景観を保全するため，独立峰の頂部の付近又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の付近に設置することを避けること。

・「独立峰の頂部」とは，周辺の地形から垂直方向に突出した山の最も視覚的に目立つ頂上部分を指します。

・「連続した稜線」とは，稜線が全く途切れなく一つの山系の輪郭を構成していることのみならず，複数の稜線が視覚的に連続した形となっている場合も含むものとします。

・独立峰や連続した稜線は，その地域の特徴的な景観を構成する要素として重要であり，周辺のみならず，遠方からの見え方にも配慮した配置とします。

・独立峰の頂部や連続した稜線の部分を避けて配置してもなお周辺や遠方からの景観に影響を及ぼしていると認められる場合は，頂部又は稜線の付近への配置も避ける，樹木による見え隠れとするなどの配慮を検討してください。

（６）水面の景観・水中の生態系への配慮

カ　湖沼，ため池その他水面に設置する特定施設にあっては，水面の景観及び水中の生態系への配慮を行うため，太陽電池モジュールの水平投影面積の当該水面の面積に対する割合を 50 パーセント以下とすること。

・「湖沼，ため池等」とは，調整池を含み，海水面は対象外とします。

・「太陽電池モジュールの水平投影面積」には，水面に太陽電池モジュールを設置するために必要なフロート部分も含むこととします。

・「水面の面積」とは，常時満水位※（平常時最高貯水位）のときの面積をいいます。求積にあたっては，必ずしも測量により算定しなければならないものではなく，図面上算出の根拠が明確であればよいものとします。

※常時満水位：非洪水時に貯留することとした貯水の堤体直上流における最高水位をいう。

（７）反射光

キ　太陽電池モジュールについては，その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないよう，低反射性のものを使用し，位置，傾斜角度その他の設置の方法について，十分に配慮すること。

・太陽電池モジュールは，その反射光による周辺の住宅地や道路等への影響を抑制するため，以下の措置を講じてください。
　（ｉ）光の反射を抑えた，模様の目立たない製品を採用する。
　（ⅱ）季節ごと，時間帯ごとの太陽の角度との関係に注意し，周辺の住宅や道路等に反射光が届かない位置，向き，高さ，傾斜角度等とする。また，反射光の影響を最小限に抑えるために，防眩タイプの太陽電池モジュールの使用，植栽帯等により視覚的に反射光を遮る措置を講ずることとする。

・住宅に近接して特定施設を設置する場合，反射光の家屋内への射し込みや施設の管理（雑草の繁茂等）についての苦情が想定されますので，隣接家屋の住民等に対して反射光影響予測図の提示や，反射光の影響が考えられる場合の対策，施設の管理方法等を丁寧に説明してください。

【参考】住宅等への反射光の影響が想定される例
　（ｉ）　冬季は南から低く入る太陽光が北側の高い方向に反射するため，設置場所の北側に高い建物がある場合，反射光が建物内に射し込む可能性がある。
　（ⅱ）　斜面地へのパネル設置で南側に近接して住宅等がある場合，夏季の正午前後の高い仰角で射し込む太陽光の反射光が，南側の住宅等に射し込む可能性がある。
　（ⅲ）　東側または西側が大きく拓けている土地に太陽光施設を設置する場合，その反対側に住宅等がある場合は，朝または夕方に住宅等に反射光が射し込む可能性がある。

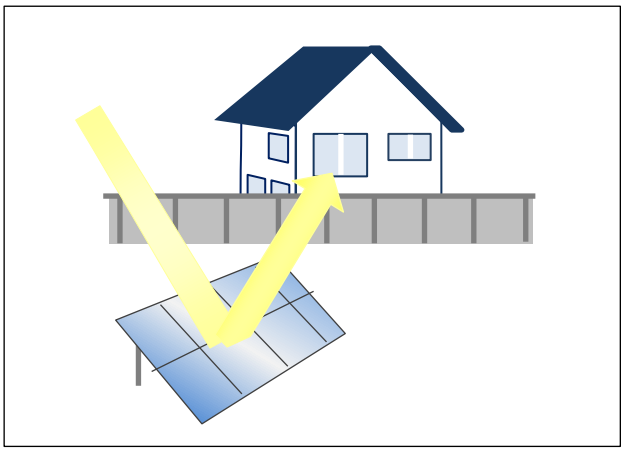

（ⅲ）のイメージ図

・特定施設の反射光は，モジュールの設置条件や太陽の動き（時間，季節毎）により変わりますので，設置時に想定していなかったようなトラブルが後日発生することも考えられます。このため，設置後も引き続き住宅等への反射光の射し込みについて留意していくことが必要です。

（８）色彩

ク　特定工作物の色彩については，低彩度のものとすること。

・「低彩度」とは，マンセル表色系において，おおむね彩度４以下をいいます。

・特定工作物の色彩は，事業区域内で統一し，周辺の景観と調和させるなど，視覚的な突出感に配慮することが望ましいです。

・架台については，低明度のもので光沢性のない材料を使用することが望ましいです。

（９）材料

ケ　太陽電池モジュールを支持する架台その他の部品については，経年変化により景観上の支障が生じにくい材料を使用すること。

・太陽電池モジュールを支持する架台等については，耐久性の観点はもとより，景観への配慮の観点からも，劣化や腐食等の経年変化が起りにくい素材の材料を使用することとします。

・上記の材料には塗布する塗料等も含むものとします。

（10）騒音・振動

コ　特定工作物については，**事業区域の周辺の居住環境に対する騒音又は振動による影響の低減を図るため，その配置，構造又は設備に関し，適切な措置を行うこと。**

・パワーコンディショナー等の工作物は，騒音規制法及び振動規制法に規定する特定施設には該当しないものの，機器から発生する騒音や振動が事業区域周辺の居住環境を阻害する可能性もあることから，発生源となる機器は，その配置，構造又は設備等に関して十分に配慮する必要があります。

＜騒音及び振動への配慮例＞
- 発生源となるパワーコンディショナー等の機器は，その騒音や振動が周辺の住宅地に影響を与えないよう十分な離隔距離をとって設置する。
- 低騒音仕様の機器を導入する。
- 遮音壁や緑地帯等の設置によって，機器周辺の遮音効果を高めるために有効な措置を施す。
- 防振ゴム等を設置する。

【参考】騒音又は振動の規制基準について
太陽光発電施設は，一般に，騒音規制法又は振動規制法の規制対象ではないことが想定されますが，騒音及び振動の規制基準について参考に示します。

（騒音の規制基準）
敷地境界における騒音レベルが「騒音規制法」に基づく市長の告示による規制基準に適合するものであること。

時間の区分 ＼ 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前８時～午後６時	午前６時～午前８時 午後６時～午後 10 時	午後 10 時～翌午前６時
第１種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第２種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第３種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第４種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

（備考）第２種区域，第３種区域又は第４種区域の区域内に所在する学校，保育所，病院，診療所（患者の収容施設を有するもの），図書館，特別養護老人ホーム，幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は，この表の値から５デシベル減じた値とする。

（振動の規制基準）
敷地境界における振動レベルが「振動規制法」に基づく市長の告示による規制基準に適合するものであること。

時間の区分 ＼ 区域の区分	昼間	夜間
	午前８時～午後７時	午後７時～午前８時
第１種区域	60 デシベル	55 デシベル
第２種区域	65 デシベル	60 デシベル

（備考）第１種区域又は第２種区域の区域内に所在する学校，保育所，病院，診療所（患者の収容施設を有するもの），図書館，特別養護老人ホーム，幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は，この表の値から５デシベル減じた値とする。

（規制区域の区分と用途地域等の関係（目安））

騒音規制区域	振動規制区域	用途地域等
第１種区域	第１種区域	第１種・第２種低層住居専用地域，田園住居地域
第２種区域		第１種・第２種中高層住居専用地域 第１種・第２種住居地域，準住居地域 市街化調整区域
第３種区域	第２種区域	近隣商業地域，商業地域，準工業地域
第４種区域		工業地域，工業専用地域（内陸部に限る）

４　特定施設の維持管理の方法及び特定施設を廃止した後において行う措置に関する事項に係る基準

特定施設は，適切に維持管理されることにより，施設基準に基づく安全性等を継続的に確保することが重要です。また，特定施設の廃止後において，特定施設が適切に解体，撤去及び処分され，さらにはその跡地についても，景観，防災上の措置が行われることを，計画段階から考慮の上，実施することが重要です。

ここでは，特定施設の供用後の維持管理及び事業廃止後の措置として，解体，撤去及び廃棄物の適正な処理，さらに跡地の修景，整地その他の景観上又は防災上必要な措置について解説しています。

（１）保守点検・維持管理

ア　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づいて，特定施設を適切に保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。

・再エネ特措法施行規則第５条第１項第３号において，保守点検及び維持管理に関する規定が定められています。
・「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）/2026 年４月改訂 資源エネルギー庁」の第３節「運用・管理」では，保守点検及び維持管理について，計画の策定及び体制の構築，運転中の取組，周辺環境への配慮に分けて，それぞれにおける遵守事項等が示されているので，その内容を把握した上で，保守点検及び維持管理に努めてください。事業計画策定ガイドラインは，下記ＨＰを参照してください。
(URL) http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html

（再エネ特措法施行規則第５条第１項）

法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は，次のとおりとする。
一　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について，再生可能エネルギー発電事業計画が明確かつ適切に定められていること。
二　特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。
二の二，二の三（略）
三　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し，実施するものであること。
四～一五（略）

（事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（抜粋））

＜保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築＞
① 保守点検及び維持管理に係る実施計画（点検項目及び実施スケジュールを含む。以下「保守点検及び維持管理計画」という。）を策定すること。その際，関係法令及び条例の規定に従い，保守点検及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと。
② 電気事業法の規定により保安規程又は基礎情報の届出義務がある場合，この保安規程又は基礎情報を踏まえた保守点検及び維持管理計画を策定すること。
③ 策定した保守点検及び維持管理計画に基づき，適切に保守点検及び維持管理を実施する体制を構築すること。電気事業法の規定により選任した電気主任技術者（小規模事業用電気工作物の場合は保守管理担当者）が必要な場合，その者を含めた体制とすること。
④ 発電設備の事故発生，運転停止，発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め，発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。

⑤ 保守点検及び維持管理計画の策定，体制の構築に当たっては，民間団体が定めるガイドライン等を参考にし，当該ガイドライン等で示す内容と同等又はそれ以上の内容により，事業実施体制を構築するように努めること。
⑥ 保守点検及び維持管理計画を事業実施期間にわたって保管すること。
⑦ 土地の開発に伴って設置した防災設備等についても，その維持管理を行うようにすること。

＜通常運転時に求められる取組＞
(1) 安全の確保に関する取組
① 関係法令及び条例の規定に従い，発電設備を運転すること。
② 保守点検及び維持管理計画に則って，保守点検及び維持管理を実施すること。これらの実施状況や実施した保守点検の結果について，定期的に報告すること。
③ 発電設備が技術基準に適合し続けるよう，適切に保守点検及び維持管理を行うこと。出力 50kW 以上の自家用電気工作物の太陽光発電設備の運用に当たっては，電気事業法に基づき届け出た保安規程の内容を，出力 10kW 以上 50kW 未満の小規模事業用電気工作物の運用に当たっては基礎情報の内容を遵守すること等により，電気事業法第 39 条に規定する技術基準適合維持義務を果たすこと。
④ 民間団体が作成したガイドラインを参考にし，これらと同等又はこれら以上の内容により，着実に保守点検及び維持管理を実施するように努めること。
⑤ 実施した保守点検及び維持管理の内容について記録・保管すること。

＜非常時に求められる対処＞
① 落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合，直ちに発電（運転）状況を確認した上で，可能な限り速やかに現地を確認し，発電設備の損壊，飛散，感電のおそれがないことを確認するように努めること。
② 発電設備に異常が生じた場合，速やかに現場の状況を確認するとともに，電気事業法等の規定に則った適切な措置を講ずること。また，施設外への影響が及ばないよう適切に対応するように努めること。さらに，電気主任技術者，保守点検及び維持管理を行う事業者，施工事業者等の太陽光発電設備及び周辺電気設備に十分な知見がある者が点検を行うこと。特に水害や震災によって被害を受けた設備の点検・撤去を行う場合，既に定められている民間団体が作成したガイドライン等（付録参照）を参照するように努めること。
③ 発電設備に異常をきたすような落雷・洪水・暴風・豪雪等の発生が予想される場合，事前の点検等を行うように努めること。
④ 発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は，自治体及び地域住民へ速やかにその旨を連絡するように努めること。また，被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるように努めること。被害が発生し損害賠償責任を負う場合，適切かつ誠実な対応を行うように努めること。
⑤ 事故が発生した場合，電気関係報告規則（昭和 46 年 6 月 15 日通商産業省令第 54 号），消費生活用製品安全法（昭和 48 年 6 月 6 日法律第 31 号）（以下「消安法」という。）の定めに従い，事故報告を行うこと。
⑥ 発電設備の破損，事故等が発生した場合，原因究明と再発防止に努めること。

＜周辺環境への配慮＞

① 事業地の管理において，防災や設備安全，環境保全，景観保全などに関する対策が，計画どおり適切に実施されているかを随時確認するように努めること。

② 発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合，事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。

③ 第三者の侵入があった場合，これを確認できるような措置を講ずるように努めること。

④ 防災，環境保全，景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合，適切な対策を講じ，災害防止や自然環境，近隣への配慮を行うように努めること。

⑤ 標識に掲示する連絡先に記載のある者は，認定基準及び認定を受けた事業計画に従って事業を実施すべきであること（保守点検責任者への適切な監督を含む。）を踏まえ，周辺住民等から連絡があった場合に，適切に対応を行うこと。

・事業計画策定ガイドラインで推奨された「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」の抜粋版については，「第３章 維持管理・廃止手続」（P.76～）を参照してください。

（２）維持管理費用の確保

イ　特定施設の維持管理に要する費用を確保すること。

・特定施設の稼働後は，当該施設や事業区域を適切に維持管理する必要があります。また，固定価格買取制度の調達価格には，太陽光発電施設の維持管理費用が含まれていることから，計画的に必要な費用を確保することが重要です。

・維持管理費用については，毎年度実施する定期報告の中で確認します。（P.75 参照）

（３）廃棄等費用の積立

ウ　事業終了後に特定施設が適切に撤去されるよう計画的に費用の積み立てを行うこと。

・固定価格買取制度の調達価格には，太陽光発電施設の廃棄等費用が含まれていることから，事業終了後に特定施設を適切に解体，撤去及び処分するために，事業実施中から計画的に費用の積立を行う必要があります。

・費用の積立状況については，毎年度実施する維持管理に係る定期報告の中で確認します。（P.61 参照）

・なお，平成 30 年 7 月より再エネ特措法に基づく報告制度の見直しが行われ，FIT 認定を受けた全ての事業用太陽光発電事業について廃棄等費用に関する報告が義務化されています。

・本条例においては廃棄等費用の事前積立が義務付けられています。詳しくはP.83 以降をご参照ください。

（４）撤去時の措置

エ　特定施設の廃止後は，事業者の責任において，次に掲げる措置を行うこと。

(ｱ) 特定施設その他不要となった特定工作物を速やかに撤去すること。

(ｲ) 特定施設その他不要となった特定工作物の撤去により生じた廃棄物について，可能な限りリサイクルに努めること。やむを得ず，廃棄物として処理する必要がある場合は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令に従い，適正な処理を行うこと。

(ｳ) 事業区域であった土地について，整地，緑化，修景その他災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を行うこと。

（ｉ）　撤去及び廃棄物の処理

・事業用の使用済特定施設は，当該特定施設が売電という事業活動を営むために設置されたものであるため，産業廃棄物になります。そのため，施設等の解体，撤去及び処分は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律や建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号），その他の関係法令を遵守し，事業終了後，速やかに行ってください。

・設置者は，特定施設の解体，撤去及び処分について，事業計画の段階から検討し，その実施に係る費用を想定した上で，事業計画を作成することが必要です。

・発生した廃棄物の処分の際は，「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」（環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室）を参照の上，再使用に努めた上で，リサイクル等適正な処理を行ってください。

・特定施設を撤去するまでの間についても，感電等の危険防止の観点から，第三者がみだりに施設等に近づかないようにするなど，適切な維持管理に努めてください。

（ⅱ）　修景，整地その他の景観上又は防災上必要な措置

・特定施設を撤去した後，事業区域であった土地において，緑化等の修景によって，周辺地域の景観との調和や緑地の保全に努めなければなりません。

・架台の基礎等の撤去により地表面の土が掘り起こされ，土砂が流出しやすい状態となることが想定されます。そのため，掘り起こされた地盤の整地や締固めを十分に行うとともに，排水施設の排水能力や擁壁の状況を確認し，周辺地域への安全性の確保に配慮することが必要です。

（太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）より）

（第２章 太陽光発電設備の所有者，解体・撤去業者（利用終了～解体・撤去）より抜粋）

・　利用が終了した太陽光発電設備は，なるべく，使用継続可否の判断を行うこと。その上で，使用継続不可能な場合には，適切に解体・撤去を行う必要がある。
・　使用済太陽電池モジュールを廃棄物として処理する場合には，基本的に「産業廃棄物」に該当する。所有者は，解体・撤去の依頼，再生可能エネルギー特別措置法の手続きが必要となる。

（太陽光発電設備の利用もしくは発電事業を停止/終了した場合の対応）

太陽光発電設備の利用もしくは発電事業を終了することに伴い，太陽光発電事業を廃止する場合は，再生可能エネルギー特別措置法及び電気事業法に基づく届出を行わなければならない。

①　再生可能エネルギー特別措置法において認定対象となっている設備の場合

認定計画に係る発電事業を廃止したときは，再生可能エネルギー特別措置法施行規則において再生可能エネルギー発電事業廃止届出書を提出することが義務付けられている。

また，再生可能エネルギー発電事業廃止届出書の提出にあたり，使用済太陽電池モジュールを廃棄する場合には，通常であれば販売会社等，家屋解体に伴うものであれば解体・撤去業者が排出する産業廃棄物扱いとなるため，産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの添付が求められる。

②　電気事業法における届出

・　自家用電気工作物の設置者は，電気工作物の廃止時，電気事業法に基づき経済産業省産業保安監督部への届出が義務付けられている。
・　小規模事業用電気工作物の設置者は発電設備を廃止した場合など，小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合は，経済産業大臣への届出が義務付けられている

（太陽光発電設備の安全管理）

太陽光発電設備を解体・撤去する際には，その周辺の安全確保を適切に行うことが重要である。安全確保については，太陽光発電設備には感電の恐れがあるため不用意に触れないことが重要である。太陽光発電設備に触れる際には，感電の防止，破損等による怪我の防止，水濡れ防止等の対策を講じた上で作業すること。

（解体・撤去における関連法制度への対応）

（１）太陽光発電設備の解体・撤去工事は廃棄物処理法において「土木建築に関する工事」に該当する。工事が数次の請負によって行われる場合には，元請業者が排出事業者となる。

（２）使用済太陽光発電設備の解体・撤去にあたっては，その区分に応じて有資格者が，解体・撤去を行う必要がある。

（３）解体・撤去工事においては，建設業法及び建設リサイクル法に係る規定に則る必要がある。

第７章　様式集

参考様式１

事前協議書

年　　月　　日

神戸市長　様

申請者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－　　番

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第６条の３第１項の規定により、次のとおり協議します。

許可申請者（届出者）の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先	
現場責任者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先	
事業区域の所在地、土地の地目及び面積	
特定施設の種類及び規模	
特定事業の期間	
※　備考	

注意　１　添付書類（施行規則第３条の４及び別表第２（４の項、15の項、23の項及び24の項を除く）を添付してください。

２　※印のある欄は、記入しないでください。

参考様式２

変更協議書

年　　月　　日

神戸市長　様

申請者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－　　番

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第６条の３第２項の規定により、次のとおり協議します。

<table>
<tr><td>許可申請者（届出者）の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変　更　の　内　容</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>変　更　理　由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>受　理　番　号・　年　月　日</td><td colspan="2">第　　号　・　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　備考</td></tr>
</table>

注意　１　添付書類（施行規則第３条の４及び別表第２（４の項、15の項、23の項及び24の項を除く）を添付してください（変更のない部分については記載を省略することが可能です。）。

２　※印のある欄は、記入しないでください。

参考様式３

軽微変更協議書

年　　月　　日

神戸市長　様

申請者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－　　番

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第６条の３第２項ただし書きの規定により、次のとおり協議します。

<table>
<tr><td>許可申請者（届出者）の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">変更の内容</td><td colspan="2">□現場責任者の氏名　□現場責任者の住所
□現場責任者の連絡先</td></tr>
<tr><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>変更理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>受理番号・年月日</td><td colspan="2">第　　号・　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　備考</td></tr>
</table>

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

参考様式４

特定事業許可申請書

年　　月　　日

神戸市長　様

申請者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－　　番

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第８条第２項の規定により、次のとおり申請します。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
発電出力（蓄電所の場合は出力及び容量）	
※　備考	

注意　１　事業計画書（参考様式５）、添付書類（施行規則第６条第２項及び別表第２）を添付してください。

２　※印のある欄は、記入しないでください。

参考様式５

事 業 計 画 書

年　　月　　日

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例 ｛第８条第２項 / 第13条第２項｝ の規定により、次のとおり提出します。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
工事着手予定年月日	年　　月　　日	
工事完了予定年月日	年　　月　　日	
事業区域の所在地		
事業区域の面積	平方メートル	
工事の設計の概要	（添付の設計説明書のとおり）	
有害物質の使用状況（使用されてる場合は物質の種類及び量）		
特定施設の維持管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）	（添付の管理方法説明書のとおり）	
資本費（特定施設の設置に係る工事費の総額）	円	
損害賠償責任保険の加入予定	工事中	供用後
	保険内容： 保険会社：	保険内容： 保険会社：
５％以上の株主又は出資者に関する以下の事項 ①氏名又は名称 ②持株数及び持株割合　又は 出資額及び出資割合	（記載欄が足りない場合は別途一覧表を添付すること。）	
※　備考		

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

【別添】

株主又は出資者名簿

株　主　：　株式会社の株主で、発行済株式総数の100分の５以上の株式を有するもの
出資者　：　株式会社以外の法人で、出資金総額の100分の５以上の額に相当する出資をしているもの

発行済株式総数 株		出資金総額 円
（フリガナ） 氏名又は名称	保有株式数又は出資額 総額に対する割合	住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）
	株・円 ％	
	株・円 ％	
	株・円 ％	
	株・円 ％	
	株・円 ％	
	株・円 ％	
	株・円 ％	
	株・円 ％	
	株・円 ％	
	株・円 ％	

参考様式６－1

周辺住民への説明実施記録（説明会）

１．周辺住民の範囲（条例施行規則第４条第２項第１号アからウまでのいずれに該当するかの別）

規則第４条第２項第１号アからウまでのいずれに該当するかの別	事業区域の敷地境界線から水平距離の範囲
ア　・　イ　・　ウ　（いずれかに〇をすること）	メートル

２．開催案内の周知の方法

（１）事業区域の敷地境界線から水平距離の範囲内に居住する者

住所の範囲	周知方法

（２）隣接地を所有する者

	隣接地番	所有者名	所有者の住所	周知方法
1				
2				
3				
4				
5				

（３）隣接建築物を所有する者

	建物住所	権利者名	所有者の住所	周知方法
1				
2				
3				
4				
5				

（4）地元自治会等

	自治会名	周知方法
1		
2		

（5）その他

	対象者	住所等	周知方法
1			
2			

3．開催日時等

	開催日時	開催場所	出席者人数	質疑時間	質疑人数	主な質疑項目
1						
2						
3						

4．質問募集フォーム

募集期間	質問件数	回答方法

参考様式６－２

周辺住民への説明実施記録（事前周知措置）

１．実施対象・日時

実施対象（住所の範囲）	実施日時

２．実施方法

条例規則第４条第３項第２号のいずれに該当するかの別	実施方法
ア　・　イ　（いずれかに〇をすること）	

３．質問募集フォーム

募集期間	質問件数	回答方法

【参考】

反射光に関する意見・要望と対応報告書

周辺住民への説明において反射光に関する意見・要望と対応を下記のとおりまとめましたので、報告します。

１．反射光に関する意見・要望と対応

No.	説明をした者		説明日	意見・要望	対応
	地番又は所在地	関係者名			
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

※反射光影響予測範囲で、説明が必要と判断される関係者は記載してください。

２．位置図

※様式は任意

※反射光影響予測図を元に、作成してください。

特定施設設置後も住宅等への反射光の射し込みや施設の管理（遮蔽措置等）について、引き続き留意し、申請者の責任において真摯に対応いたします。

住所	
申請者	
電話番号	
担当者	

２．位置図

※赤線で反射光影響予測範囲を示してください。

参考様式７

設　計　説　明　書

１　設置者及び関係者の概要

<table>
<tr><th colspan="3">項　目</th><th>内　容</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="8">設置者</td><td colspan="2">（ふりがな）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名（法人の場合は事業者名）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">代表者※</td><td>役職</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（ふりがな）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td>（〒　　－　　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">FAX 番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">代理者</td><td colspan="2">（ふりがな）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名（法人の場合は事業者名）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">担当者※</td><td>役職</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（ふりがな）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td>（〒　　－　　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">FAX 番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">メールアドレス</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">土地所有者</td><td colspan="2">（ふりがな）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名（法人の場合は事業者名）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">担当者※</td><td>役職</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（ふりがな）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td>（〒　　－　　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">FAX 番号</td><td></td><td></td></tr>
</table>

※印の欄は法人の場合に記載してください。

2　事業区域の概要

項　目		内　容	備　考
所在地	地名地番		
	住居表示		
事業区域面積		㎡	

3　施設の概要

設置形態	□平地　□斜面地　□水面　□その他（　　）			
敷地所有	□自己所有地　□借地　□その他（　　）			
従前の土地利用	□森林　□農地　□宅地　□その他（　　）			
発電出力（出力及び容量）				
太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙの水平投影面積	㎡			
附属施設	名称		面積	㎡
	名称		面積	㎡

4　特定施設の設置に伴う災害の発生の防止に関する設計の概要

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入してください。）
(1)地盤の安定性の確保	(2)から(4)までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性が確保されたものであるか。		
(2)地盤の勾配	特定工作物が設置される地盤の勾配は30 度以下であるか。		（特定工作物が設置される地盤の勾配） ［　　度～　　度］
(3)擁壁の設置	切土等により崖が生ずる場合は、当該崖の表面が擁壁で覆われているか。		宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項に定める擁壁の設置基準 □擁壁の設置が必要な崖がある □擁壁の設置が必要な崖はない
(4)地盤や法面について講ずる措置、擁壁の設置・構造及び排水施設に関する技術的指導	宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項に定める技術的基準に適合しているか。		
	特定工作物が設置される地盤について、基準通りに小段排水溝、排水溝が設置されているか。		
	特定工作物が設置される地盤につ		

		いて、植生工やモルタル吹付工等適切な措置が施されているか。		
		事業区域内の全ての地盤に排水施設まで適正に地表水等が流下できるように勾配を付しているか。		
	(5)特定農業用ため池等の定期点検・耐震性能	ため池の保全等に関する条例第8条第3項に基づく定期点検の結果「健全」又は「要注視」と判定されているか。		
		防災重要農業用ため池に係る防災工事等基本指針に基づく地震耐性評価の結果、耐震性能を有すると評価されているか。		
(6)排水施設の設置		(7)から(8)までに掲げる基準を満たす能力及び構造を有する排水施設が設置されているか。		
	(7)排水施設の能力、構造及び沈砂池の設置	事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び事業区域外からの流入水等の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものか。		
		堅固で耐久性を有するものか。（ポリエチレン管は使用不可）		
		維持管理の容易な構造であるか。		
		土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されているか。		
		事業区域から下流の排水について、使用する全ての排水施設及び放流先の管理者の同意を得ているか。かつ同意を得ていることがわかる書類を添付しているか。		
	(8)調整池の設置	周辺地域の浸水被害の可能性が明らかに高まる場合は、調整池が設置されているか。		□総合治水条例該当 □上記いずれも該当なし その他（　　）
(9)工事中の災害防止		設置工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものか。		

5　特定施設の構造の安全性に関する設計の概要

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入してください。）
(1)通則	特定工作物は、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に基づき、自重、地震荷重、風圧荷重及び積雪荷重に対し安全か。		

	(2)から(5)までに掲げる基準を満たす安全性を確保するものであるか。		
(2)太陽電池モジュールを支持する架台の基礎	太陽電池モジュールを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないよう、地盤に定着されたものであるか。		
(3)太陽電池モジュール	荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないよう、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであるか。		
(4)蓄電所	蓄電池は耐酸性の床上又は台上に転倒しないよう設置されるものであるか。		
	雨水等の侵入防止措置が講じられているか。		
(5)耐久性	特定工作物の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものは、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料が使用されたものであるか。		
(6)がけの上方の土地にある場合の安全性	特定工作物は、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則第10条第1号及び第2号に定める基準に適合したものであるか。		

6　事業区域の周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する設計の概要

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入してください。）
(1)緑地の保全	樹木の伐採は、必要最小限か。		
	事業区域内に現存する森林等について、25%以上（事業区域5ha以上50ha未満の事業については50%以上、事業区域50ha以上の事業については60%以上）の森林等が保全されているか。		（森林等の保全割合　　%）
(2)緑地率	土地に設置する特定施設にあっては、事業区域内に10%以上の面積の森林等を確保しているか。		●森林等の確保の手法（可能であれば樹種などを記載。複数選択可） □高木　　（　　）

			□中木　　（　　） □低木　　（　　） □地被植物（芝生等）（　　） □現存する森林等を保全して確保 ●森林等の面積 緑地率　　％
(3)法面の緑化	切土等により生ずる法面又は擁壁に緑化その他の方法による修景が適切に行われているか。		
(4)遮蔽措置	事業区域の境界部分には、植栽、塀又は柵その他の工作物の設置により、適切な遮蔽又は緩衝の措置が行われているか。		
(5)独立峰等の景観	独立峰の頂部又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の部分への設置を避けているか。		
(6)水面の景観・水中の生態系への配慮	水面に設置する太陽電池モジュールの水平投影面積が、水面の面積の 50%以下であるか。		（水面に対する割合　　％）
(7)反射光	太陽電池モジュールは、低反射性のものか。		
	位置、傾斜角度その他の設置の方法について、十分に配慮して設置されているか。		
(8)色彩	特定工作物の色彩は、低彩度のものであるか。		
(9)材料	架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものか。		
(10)騒音・振動	パワーコンディショナー等の附帯設備について、騒音又は振動による事業区域の周辺の居住環境に対する影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置が行われているか。		

7　関係法令の適用状況

関係法令等		確認日	区域・行為の該当	手続の必要性	申請又は届出の日
禁止区域に関するもの	地すべり等防止法の地すべり防止区域 （建設局森林・防災部防災課/兵庫県神戸土木事務所）	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	急傾斜地の崩壊による災害の発生の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域 （建設局森林・防災部防災課又は神戸市情報マップ/兵庫県神戸土木事務所）	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害警戒区域 （建設局森林・防災部防災課又は神戸市情報マップ/兵庫県神戸土木事務所）	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例の緑地の保存区域 （建設局公園部魅力創造課又は神戸市情報マップ）	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	ため池の保全等に関する条例第８条第３項に基づく定期点検評価（経済観光局農政計画課）	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
許可を要する区域に関するもの	用途地域又は市街化調整区域 (都市局都市計画課又は神戸市情報マップ)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	旧住宅地造成事業に関する法律第４条に基づく認可を受けた住宅団地（都市局都市計画課又は神戸市ホームページ)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
施設基準（災害発生防止に関する事項）に関するもの	森林法第 10 条の２又は第 34 条第２項に基づく許可行為（兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第１項に基づく許可行為(建設局森林・防災部防災課、各建設事務所)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	都市計画法・神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例に基づく許可行為(都市局都市計画課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	総合治水条例第 11 条に基づく届出（１ha 以上） （兵庫県神戸土木事務所） ※3、000 ㎡以上１ha 未満は本条例に基づく手続 （神戸市建設局森林・防災部河川課）	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	急傾斜地の崩壊による災害の発生の防止に関する法律第７条第１項に基づく許可行為 (兵庫県神戸土木事務所/建設局森林・防災部防災課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	砂防法第４条第１項に基づく許可行為(兵庫県神戸土木事務所/建設局森林・防災部防災課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	国土利用計画法の届出(行財政局資産活用課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第３条第１項の規定に基づく防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針に基づく地震耐性評価（経済観光局農政計画課）	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
他法令の適合状況の調査を要するもの	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例に基づく特定事業許可(兵庫県条例) (環境局事業系廃棄物対策課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく旧最終処分場における形質変更届出	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日

	(環境局事業系廃棄物対策課)				
	神戸市環境影響評価等に関する条例に基づく環境影響評価手続(環境局環境保全課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
関係法令等		確認日	区域・行為の該当	手続の必要性	申請又は届出の日
他法令の適合状況の調査を要するもの	神戸市生物多様性の保全に関する条例に基づく届出(環境局自然環境課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)に基づく届出(環境局環境保全課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	土壌汚染対策法に基づく届出(環境局環境保全課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	消防法に基づく許可（消防局予防部危険物保安課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	農地法に基づく農地転用許可又は届出(農業委員会事務局)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例に基づく届出(経済観光局北・西農業振興センター)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	ため池の保全等に関する条例に基づく制限行為許可（兵庫県条例)(経済観光局農政計画課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	森林法に基づく届出又は林地開発許可(経済観光局農政計画課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	農業振興地域の整備に関する法律に基づく神戸農業振興地域整備計画の変更(経済観光局農政部計画課/経済観光局北・西農業振興センター)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	河川法に基づく工事、占用等の許可(建設局森林・防災部河川課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	神戸市水路等の占用に関する条例に基づく工事、占用等の許可(建設局森林・防災部河川課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	都市緑地法に基づく許可・通知・届出制度(建設局公園部計画課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可、協議、通知制度(建設局公園部魅力創造課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例に基づく許可、協議、届出制度(建設局公園部魅力創造課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく届出制度(建設局公園部魅力創造課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	道路法に基づく道路占用許可(建設局道路管理課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	文化財保護法に基づく許可、届出(文化スポーツ局文化財課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	兵庫県文化財保護条例に基づく許可、届出(文化スポーツ局文化財課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例に基づく許可、届出(文化スポーツ局文化財課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	景観法に基づく許可(都市局景観政策課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	神戸港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(港湾局経営課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	港湾法に基づく許可(港湾局経営課)	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日
	海岸法に基づく許可	年　月　日	有・無	有・無	年　月　日

	（港湾海岸：港湾局海岸防災課、漁港海岸：経済観光局農水産課）				

参考様式８

管　理　方　法　説　明　書

１　管理者等の概要

<table>
<tr><th colspan="3">項　目</th><th>内　容</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="8">管理者</td><td colspan="2">（ふりがな）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名（法人の場合は事業者名）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">代表者※</td><td>役職</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（ふりがな）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td>（〒　　－　　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">FAX 番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">緊急連絡先</td><td colspan="2">（ふりがな）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名（法人の場合は事業者名）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">担当者※</td><td>役職</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（ふりがな）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td>（〒　　－　　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">FAX 番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">土地管理者</td><td colspan="2">（ふりがな）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名（法人の場合は事業者名）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">代表者※</td><td>役職</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（ふりがな）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td>（〒　　－　　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">FAX 番号</td><td></td><td></td></tr>
</table>

※印の欄は法人の場合に記載すること

２　管理の方法等の概要

管理の項目	施設基準の概要	管理の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	管理の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
保守点検・維持管理	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。		
維持管理費用の確保	特定施設の維持管理に要する費用を確保すること。		
廃棄等費用の積立	事業終了後に特定施設が適切に撤去されるよう計画的に費用の積立を行うこと。		

３　廃棄等費用の算定額

１　適用を受ける年度の調達価格の６％※に相当する額に特定施設の発電出力を乗じて得た額
（2020 年度以後の調達価格の適用を受ける場合は特定施設の発電出力に１万円を乗じて得た額）
※許可を受ける場合で斜度 30 度以上の勾配を有する土地を含む場合は７％

＜参考＞再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第３条第１項に規定する調達価格

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
調達価格	40 円/kWh	36 円/kWh	32 円/kWh	29 円/kWh 27 円/kWh	24 円/kWh	21 円/kWh 又は入札	18 円/kWh 又は入札	14 円/kWh 又は入札

計算式 （調達価格の 6%（7%）に相当する額又は１万円）×（特定施設の発電出力） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 万円/kW　×　＿＿＿＿＿＿＿＿ kW ＝	① 円
２　特定事業の資本費（総工事費）の６％※に相当する額 又は 特定事業に係る廃棄等費用の見積額 ※許可を受ける場合で斜度 30 度以上の勾配を有する土地を含む場合は７％	
計算式 （特定事業の資本費） ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円　×　0.06（又は 0.07）　＝ 特定事業に係る廃棄等費用の見積額 （※解体業者等からの見積書の写しを添付すること。）	② 円
３　預入すべき廃棄等費用の額 （蓄電池は上記２のみ適用）	①②のどちらか高い方の金額 円

４　廃止後において行う措置に関する計画の概要

<table>
<tr><td>廃止予定日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>施設撤去予定</td><td colspan="2">撤去開始予定：　　年　　月
撤去完了予定：　　年　　月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">撤去後の計画</td><td>廃棄物のリサイクル・処理について</td><td></td></tr>
<tr><td>跡地の整地、緑化、修景等の措置について</td><td></td></tr>
</table>

参考様式９

特定事業変更許可申請書

年　　月　　日

神戸市長　様

申請者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－　　番

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第10条第３項の規定により、次のとおり申請します。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
発電出力（蓄電所の場合は出力及び容量）		
変更の内容	変更前	変更後
変更理由		
許可番号・年月日	第　　号・　　年　　月　　日	
※　備考		

注意　１　事業計画書（参考様式５）及び添付書類（施行規則第６条第２項及び別表第２）を添付してください。（変更のない部分については記載を省略することが可能です。）

２　※印のある欄は、記入しないでください。

参考様式10

特定事業軽微変更届出書

年　　月　　日

神戸市長　様

届出者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－　　番

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例 ｛第10条第２項 / 第14条第１項ただし書き｝ の規定により、次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
発電出力（蓄電所の場合は出力及び容量）		
事業区域の所在地		
事業区域の面積	平方メートル	
変更の内容	□氏名及び住所の変更　□工事着手予定日又は完了予定日の変更 □資本費又は保険の変更*　□５％以上の株主又は出資者の変更 □工事の設計の変更　□維持管理方法の変更 □廃止後の措置の変更	
	変更前	変更後
変更理由		
軽微な変更に該当する理由	□施行規則第８条第１項第１号に該当するため □施行規則第８条第１項第２号｛ア・イ・ウ・エ・オ｝に該当するため ※｛｝内選択してください	
□許可番号・年月日 □受理番号・年月日	第　　号・　　年　　月　　日	
※　備考		

注意　１　変更の内容に関する資料を添付してください。

２　※印のある欄は、記入しないでください。

参考様式11

特定施設設置完了検査申請書

年　　月　　日

神戸市長　様

申請者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－　　番

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第11条第１項の規定に基づく検査を受けたいので、次のとおり申請します。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
工事着手年月日	年　　月　　日
工事完了年月日	年　　月　　日
発電出力（蓄電所の場合は出力及び容量）	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	平方メートル
許可番号・年月日	第　　号・　　年　　月　　日
※　備考	

注意　１　工事写真（特定施設の設置に係る工事の各工程の状況及び当該工事の完了後の状況が分かるカラーのものに限る。）その他工事図面等の関係書類を添付してください。

２　※印のある欄は、記入しないでください。

参考様式12

特定事業届出書

年　　月　　日

神戸市長　様

届出者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－　　番

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第13条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
発電出力（蓄電所の場合は出力及び容量）	
※　備考	

注意　１　事業計画書（参考様式２）及び添付書類（施行規則第６条第２項及び別表第２）を添付してください。

２　※印のある欄は、記入しないでください。

参考様式13

特定事業変更届出書

年　　月　　日

神戸市長　様

届出者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－　　番

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第14条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
発電出力（蓄電所の場合は出力及び容量）		
変更の内容	変更前	変更後
変更理由		
受理番号・年月日	第　　号・　　年　　月　　日	
※　備考		

注意　１　事業計画書（様式５）及び添付書類（施行規則第６条第２項及び別表第２）を添付してください。
（変更のない部分については記載を省略することが可能です。）
２　※印のある欄は、記入しないでください。

参考様式14

特定施設設置完了届出書

年　　月　　日

神戸市長　様

届出者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－　　番

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
工事着手年月日	年　　月　　日
工事完了年月日	年　　月　　日
発電出力（蓄電所の場合は出力及び容量）	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	平方メートル
受理番号・年月日	第　　号・　　年　　月　　日
※　備考	

注意　1　工事写真（特定施設の設置に係る工事の各工程の状況及び当該工事の完了後の状況が分かるカラーのものに限る。）その他工事図面等の関係書類を添付してください。

2　※印のある欄は、記入しないでください。

参考様式15

特定事業承継届出書

年　　月　　日

神戸市長　様

届出者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－　　番

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業を承継する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	設置者： 管理者：
承継前の事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	設置者： 管理者：
設備ID	
発電出力（蓄電所の場合は出力及び容量）	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	平方メートル
承継年月日	年　　月　　日
承継の理由	□譲受け（売買）　□相続　□法人の合併・分割
□許可番号・年月日 □受理番号・年月日	第　　号・　　年　　月　　日
廃棄等費用の確保の方法	例）・現口座を引き継ぐ／新口座に積立て ・積立口座の情報　　等
損害賠償責任保険の加入予定	保険内容： 保険会社： 加入予定時期：
５％以上の株主又は出資者に関する以下の事項 ①氏名又は名称 ②持株数及び持株割合　又は出資額及び出資割合	（記載欄が足りない場合は別途一覧表を添付すること。）
※　備考	

注意　※印のある欄は、記入しないでください。

参考様式 16

（報告日）　　年　　月　　日

特定施設維持管理状況等報告書　（　　年度）

設置事業者

住所	（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）	
	〒　　－	
氏名	（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）	
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	@

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第 16 条の規定により、次のとおり報告します。

1.　施設の概要

設備 ID			
設備住所（設置場所）			
発電出力	kw	発電開始年月	年　　月

※設置又は管理されているすべての設備 ID について，記載してください。

※複数の設備 ID がある場合は、別途、一覧表を添付していただいてもかまいません（様式自由）。

2.　施設設置の有無

□　設置済	□　未設置【□工事中　　□設置予定あり　　□予定なし（計画断念）】

※「未設置の場合、以降の設問への回答は不要です。

3.　保守点検状況

点検頻度	年	回	点検方法	□自主点検	□外部委託

4.　保守点検状況

点検者名　※		点検日　※	

※点検者名、点検日は、令和７年度中に実施した点検日のうち、任意の１日の情報を記載してください。

点検箇所	点検項目　※	点検結果	備考（不適内容等）
太陽電池モジュール	表面に破損がないか。	適　／　不適	
	フレームに破損及び著しい変形がないか。	適　／　不適	
	焦げ跡がないか。	適　／　不適	
パワーコンディショナ、ケーブル、配電線管	腐食及び著しい破損がないか。	適　／　不適	
	外部配線（接続ケーブル）が損傷していないか。	適　／　不適	
	電線管が破損していないか。	適　／　不適	
	異常音や異臭はないか。	適　／　不適	
	表示部に異常表示が出ていないか。	適　／　不適	
架台、基礎の状態	腐食及び著しい破損はないか。	適　／　不適	
	地盤の沈下は生じていないか。	適　／　不適	
事業区域の状態	地盤の崩壊、土砂崩れ発生していないか。	適　／　不適	
	パネル設置地盤の被覆の状態は良好か。著しい浸食は発生していないか。	適　／　不適	
	外部への土砂流出はないか。	適　／　不適	
	擁壁に有害な変状が発生していないか。	適　／　不適	
事業区域の状態	排水側溝は閉塞していないか。	適　／　不適	
	柵塀・標識は損壊していないか。	適　／　不適	

	点検項目　※	点検結果			備考（不適内容等）
事業区域の状態	調整池を設置している場合、堆積土砂を定期的に除去しているか。	適	／	不適	
	パネル下に雑草等が繁茂していないか。	適	／	不適	
その他（特記事項）					

※点検項目は、「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」（2019 年 12 月改訂）（日本電機工業会・太陽光発電協会）の「解説表１－日常点検要領」を参考に選定しています。

不適事項に対する対応	

5.　維持管理及び撤去費用等の確保の状況

(1)　保険の加入状況

□火災保険	□動産総合保険	□施設賠償責任保険
□休業損害補償保険		□損害賠償責任保険

□加入していない

※下記書類を添付してください。

①　保険の加入状況を示す書類（保険契約書の写し等）

※法人の方は、上記の保険関係書類に加え、次に掲げる書類を添付してください。

②　直近年度の貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書については作成している場合に限ります。）

(2)　廃棄等費用の積み立て状況

□ 積み立て中　　積立開始時期　　（西暦）　　年　　月　　日

□ 改正 FIT 法に基づき、売電期間終了前 10 年間に積み立て予定

6.　その他（維持管理関連）

(1)　再エネ特措法に基づく設置状況

	柵・塀	□設置済□未設置□対象外（50KW 未満で第三者の立入りが容易でない場合等）
	標　　識	□設置済□未設置□対象外（20KW 未満）

(2)　周囲の生活環境への配慮

発電施設の周囲の生活環境に関する問い合わせがある場合は、その内容や対応状況について記載してください。

(3)　火災防止措置の実施状況

①　事業区域内（特に太陽光パネル設置箇所付近）の雑草の除去（草刈り、除草）の状況

□　定期的に実施　（頻度）　年・月　回　□不定期で実施　□実施していない

②　蓄電池設置の有無

□設置している　　□設置していない

点検頻度	年・月　　回	点検内容	

③　その他実施している火災防止措置の内容・頻度等

(4)　特定施設の現況

特定施設の現況を示す写真（地盤、架台、太陽光モジュールの設置状況、撮影日が分かるもの）を写真台帳（別紙）に添付してください。

複数の設備 ID を設置されている場合は、それぞれの特定施設の写真を添付してください。

7.　廃止後に行う措置に関する計画

廃止予定時期	年　　月	□　未定
撤去後の計画	廃棄物の処理 跡地の整地、緑化、修景等の措置	

報告については以上です。

写真台帳

特 定 施 設 の 現 状

設備 ID		撮影日	

設備 ID		撮影日	

参考様式 17

特定施設廃止届出書

年　　月　　日

神戸市長　様

届出者　住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－　　番

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
発電出力（蓄電所の場合は出力及び容量）	キロワット
事業区域の所在地	
事業区域の面積	
廃止予定年月日	年　　月　　日
廃止後において行う措置	
□ 許可番号・年月日 □ 受理番号・年月日 □ 既設 ◆	第　　号・　　年　　月　　日
※ 備考	

注意 1 ◆2019年10月1日前に設置された特定施設（2019年10月1日前に設置工事に着手した特定施設を含む）は既設欄のチェックのみしてください（許可/受理番号・年月日の記載は不要）。

2 事業区域の現況写真（廃止する前の特定施設その他事業区域の現況が分かるカラーのものに限る。）、事業区域の平面図（特定施設の廃止後において計画されている措置の内容が分かるものであり、かつ、縮尺が 1、000 分の１以上であるものに限る。）及び再生可能エネルギー発電設備廃止届出書の写し等の関係書類を添付してください。

3 特定施設の全部を廃止する場合に限ります。（特定施設の一部廃止（縮小）を行う場合は特定事業軽微変更届出書（参考様式10）を提出してください。）

4 ※印のある欄は、記入しないでください。

参考様式 18

事前協議書・変更協議書／特定事業許可申請書・特定事業変更許可申請書
特定事業届出書・特定事業変更届出書　　チェックリスト

	添付書類	提出者 確認欄	備　考 （添付しない場合はその理由）	※市 確認用
1	**事業者を確認するための書類**	□		□
2	**事業区域及びこれに隣接する土地について確認するための書類**	□		□
3	所有権以外の権利に基づいて事業区域に係る土地を使用する場合にあっては、その使用権を確認するための書類	□		□
4	**事業計画書（参考様式５）**	□	【事前協議書・変更協議書は添付不要】	□
5	**周辺住民への説明実施記録（参考様式６－１　又は　６－２）**	□	【事前協議書・変更協議書は添付不要】	□
6	特定施設の設置予定場所の周辺地域の住民に対し、特定事業の実施に係る計画の内容等を周知させるために実施した措置及びその結果を記した書類	□	【事前協議書・変更協議書は添付不要】	□
7	**設計説明書（参考様式７）**	□		□
8	**位置図**	□		□
9	**区域図**	□		□
10	**求積図**	□		□
11	**現況図**	□		□
12	**現況写真**	□		□
13	**配置図**	□		□
14	**平面図**	□		□
15	**立面図**	□		□
16	**断面図**	□		□
17	**完成予想カラー図**	□	【事前協議書・変更協議書は添付不要】	□
18	反射光影響予測図	□		□
19	**造成計画平面図**	□		□
20	**造成計画縦横断図**	□		□
21	**排水施設計画平面図**	□		□
22	崖の断面図	□		□
23	擁壁の断面図	□		□
24	**特定工作物の構造図**	□		□
25	**管理方法説明書（参考様式８）**	□	【事前協議書・変更協議書は添付不要】	□
26	**廃止後の措置を示した平面図**	□	【事前協議書・変更協議書は添付不要】	□
27	**特定工作物の構造計算書**	□		□

28	**関係法令等の手続を行ったことを証する書類**	□	【事前協議書・変更協議書は添付不要】	□
29	その他市長が必要と認める図書	□		□
	上記 28 以外の関係法令等手続に関する許可書及び許可図面［土地利用計画図、平面図、断面図、擁壁展開図、擁壁・法面保護工・排水施設構造図等］等の写し	□	【事前協議書・変更協議書は添付不要】	□
	土砂災害危険箇所図	□		□
	用途地域図	□		□
	切土・盛土求積図	□		□
	擁壁の展開図、構造図、構造計算書	□		□
	法面保護工の構造図、構造計算書	□		□
	特定農業用ため池等に特定施設を設置する場合にあっては、特定農業用ため池等の耐震計算書	□	【事前協議書・変更協議書は添付不要】	□
	特定農業用ため池等の改修又は耐震化工事を実施した場合にあっては、防災工事完了届出書の写し	□	【事前協議書・変更協議書は添付不要】	□
	排水流域図、流量計算書、排水施設構造図等	□		□
	排水施設使用にあたり、管理者の同意を得ていることが分かる書類	□		□
	調整池にかかる書類一式	□		□
	防災計画書	□		□
	地盤調査書	□		□
	電気事業法第 48 条に基づく工事計画（変更）届出書表紙（写）	□		□
	自重、地震荷重、風圧荷重及び積雪荷重に対し安全であることを示す筐体の強度計算書	□		□
	蓄電池の転倒防止措置の内容を示す蓄電池を収納するラックの仕様書、図面	□		□
	【開放型鉛蓄電池を設置する場合に限る】蓄電池を設置する床面又は台が耐酸性を有することを示す材質が記載された書類	□		□

		雨水等の侵入防止の措置の内容を示す筐体の仕様書、図面	□		□
		筐体（キュービクル又はコンテナ）の材質・防腐・摩損防止措置の内容を示す仕様書、図面	□		□
		がけの上方の土地にある場合の基準に適合していることが分かる図書	□		□
		委任状	□		□
		その他（　　）	□		□

注意１　添付書類のサイズは原則Ａ３又はＡ４としてください。

２　※印のある欄は記入しないでください。

３　**太字**で記している添付図書は、提出が必須のものです。

参考様式19

軽微変更届出書　チェックリスト

	添付書類	提出者確認欄	備　考（添付しない場合はその理由）	※市確認用
1	変更内容の分かる書類	□		□
2	その他市長が必要と認める書類	□		□
	委任状	□		□
	軽微な変更に該当すると考える理由書・見解書	□	【軽微な変更に該当する理由が施行規則第８条第１項第２号オである場合】	□
	その他（　　）	□		□

注意１　添付書類のサイズは原則Ａ３又はＡ４としてください。

２　※印のある欄は記入しないでください。

参考様式20

完了検査申請書／完了届出書　チェックリスト

	添付書類	提出者確認欄	備　考（添付しない場合はその理由）	※市確認用
1	工事写真	□		□
2	その他市長が必要と認める書類	□		□
	他法令に関する完了検査済証等の写し	□		□
	許可申請書、届出書に添付した図面その他の関係書類に対し、実測値、材料、規格値等を記載した書類	□		□
	委任状	□		□
	その他（　　）	□		□

注意１　添付書類のサイズは原則Ａ３又はＡ４としてください。

２　※印のある欄は記入しないでください。

参考様式21

特定事業承継届出書　チェックリスト

	添付書類	提出者確認欄	備　考（添付しない場合はその理由）	※市確認用
1	その他市長が必要と認める書類	□		□
	周辺住民への説明実施記録（参考様式６－１　又は　６－２）	□		□
	特定施設の設置予定場所の周辺地域の住民に対し、特定事業の実施に係る計画の内容等を周知させるために実施した措置及びその結果を記した書類	□		□

注意１　添付書類のサイズは原則Ａ３又はＡ４としてください。

２　※印のある欄は記入しないでください。

参考様式22

廃止届出書　チェックリスト

	添付書類	提出者確認欄	備　考（添付しない場合はその理由）	※市確認用
1	廃止前の現況写真	□		□
2	廃止後の措置を示した平面図	□		□
3	その他市長が必要と認める書類	□		□
	再生可能エネルギー発電設備廃止届出書の写し	□		□
	委任状	□		□
	その他（　　）	□		□

注意１　添付書類のサイズは原則Ａ３又はＡ４としてください。

２　※印のある欄は記入しないでください。

窓口一覧

内容		部　　署	住所	電話番号
条例全般に関すること、 許可申請・届出・報告の受付		環境局環境保全課	中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST２階	078-595-6217
施設基準関係	防災上の措置 （地盤に関すること）	建設局森林・防災部 防災課	中央区加納町 6-1-5 神戸市役所 4 号館（危機管理センター）6 階	078-322-6089
	防災上の措置 （調整池に関すること）	建設局森林・防災部 河川課	中央区加納町 6-1-5 神戸市役所 4 号館（危機管理センター）6 階	078-322-6685
	防災上の措置 （特定農業用ため池等に関すること）	経済観光局農政計画課	中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 3 階	078-984-0372
	構造安全性	建築住宅局建築指導部 建築安全課	中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル５階	078-595-6562
	自然環境、 生活環境（反射光以外）	環境局環境保全課	中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST２階	078-595-6217
	生活環境（反射光に関すること）	都市局都市計画課	中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル６階	078-595-6710
その他	緑地の保存区域	建設局公園部魅力創造課	中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸５階	078-595-6463
	用途地域	都市局都市計画課	中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル６階	078-595-6710
	旧住宅地造成事業に関する法律第４条に基づく認可を受けた住宅団地の範囲	都市局都市計画課	中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル６階	078-984-0385

※上記の住所、電話番号は、令和８年７月現在の情報です。
市役所本庁舎の建て替えに伴い、今後、上記の住所、電話番号が変更になっている場合があります。
最新情報は、神戸市の太陽光条例のページに掲載しますので、適宜ご確認ください。
（URL： https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kaihatsu/plan/pv.html）